

国立国会図書館開館60周年記念シンポジウム記録集

知識はわれらを豊かにする

—国立国会図書館が果たす新しい役割—



国立国会図書館

National Diet Library



①



②

ニッポンの書齋へ、ようこそ。

60th NATIONAL DIET LIBRARY

国立国会図書館
開館60周年

記念イベント

【11月19日】
知識はわれらを豊かにする
国立国会図書館が果たす新しい役割
11月19日(土) 10時～18時30分
国立国会図書館 本館 大ホール

【11月20日】
アジア・オセアニア地域
国立図書館長会議 (CNSLAO)
11月20日(日) 10時～18時30分
国立国会図書館 本館 大ホール

【11月21日】
国立国会図書館
開館60周年記念貴重書展
11月21日(月) 10時～18時30分
国立国会図書館 本館 大ホール

入場料無料、これからは来客へ。
お問い合わせ先
国立国会図書館 広報課
TEL: 03-3588-3111

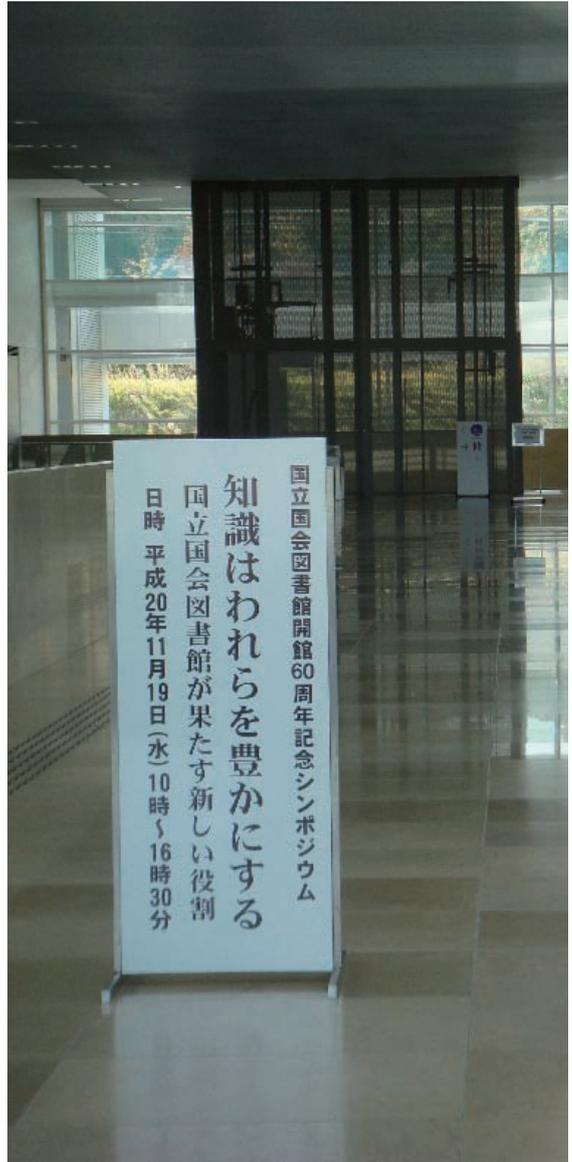
③



④



⑤



⑦



⑥



- ①東京本館シンポジウム会場
- ②東京会場では、国立国会図書館の創設にかかわった羽仁五郎、金森徳次郎などの関係資料や、豆本や珍しい装丁の資料を展示した。
- ③このシンポジウム、貴重書展など60周年を記念したイベントのポスター
- ④東京会場入り口
- ⑤関西会場（テレビ中継）
- ⑥開館から現在までの60年のあゆみをパネルで紹介した。
- ⑦関西会場入り口

国立国会図書館開館 60 周年記念シンポジウム記録集

知識はわれらを豊かにする

—国立国会図書館が果たす新しい役割—



国立国会図書館

Proceedings of the Symposium commemorating 60th anniversary

“Through knowledge we prosper –New role of the National Diet Library–”

2008.11.19

国立国会図書館開館60周年記念シンポジウム記録集

目 次

記録集刊行にあたって	1	
凡 例	2	
プログラム	3	
「知識はわれらを豊かにする」	長尾 真	5
講演 「国会の情報基盤—立法補佐機関の役割—」	只野 雅人	9
パネルディスカッション		
「知的基盤としての図書館」問題提起・コメント		29
「知的基盤としての図書館」フリーディスカッション		45
閉会挨拶	吉永 元信	55
講師略歴		57
付 録		59
国立国会図書館開館60周年記念シンポジウム予稿集		61
国立国会図書館 60年のあゆみ		69
国立国会図書館開館60周年記念シンポジウム 展示資料リスト		77

記録集刊行にあたって

国立国会図書館は昭和23年2月の国立国会図書館法により設立され、同年6月にサービスを開始しました。平成20年が60周年にあたるのを機に、創設の理念を確認し、60年のあゆみを振り返りつつ、これからの情報環境のなかで使命を果たしていくために何が求められているかを明らかにするべく、いくつかの記念行事を行いました。

その1つとして、平成20年11月19日に「国立国会図書館開館60周年記念シンポジウム」を開催しました。このシンポジウムは、「知識がわれらを豊かにする—国立国会図書館が果たす新しい役割—」と題して、立法補佐機能の役割についてのご講演と、「知的基盤としての図書館」をテーマに幅広い視点からのパネルディスカッションを行い、東京会場のほか、関西館にも中継し、多数のご参加を得て、活発なご議論をいただきました。

この記録集では、当日の講演、討論をはじめ、記念シンポジウムの小展示の記録なども含めて掲載しています。

貴重なご意見を賜った講演者、パネリストの方々に改めて感謝するとともに、この記録集が、知識や情報の未来を考える際の一助となれば幸いです。

平成21年3月25日

国立国会図書館副館長
(国立国会図書館60周年記念行事実行委員会 委員長)

吉永 元信

凡 例

- 本書は、平成20年11月19日に国立国会図書館で開催した「国立国会図書館開館60周年記念シンポジウム 知識はわれらを豊かにする—国立国会図書館が果たす新しい役割—」の記録集です。
- 付録として、予稿集、パンフレット「国立国会図書館60年のあゆみ」、資料展示リストを収録しました。
- 各講師の肩書きは平成20年11月19日当時のものです。
- 本書のPDF版を、国立国会図書館ホームページに掲載しています。
<http://www.ndl.go.jp/>
- 訂正があった場合は、ホームページ上に掲載いたします。
- 本書に掲載された記事を全文または長文にわたり抜粋して転載する場合には、事前に国立国会図書館総務部総務課広報係にご連絡ください。

国立国会図書館開館 60 周年記念シンポジウム

知識はわれらを豊かにする

—国立国会図書館が果たす新しい役割—

日時 平成 20 年 11 月 19 日(水) 10:00～12:00、13:30～16:30

会場 国立国会図書館東京本館 新館講堂（関西館第一研修室と中継）

プログラム

10:00 - 10:20 開催にあたって「知識はわれらを豊かにする」長尾真・国立国会図書館長

第 1 部 講演

10:25 - 11:30 「国会の情報基盤—立法補佐機関の役割」 只野雅人・一橋大学大学院教授

休憩
質疑応答

12:00 - 13:30 休憩

第 2 部 パネルディスカッション「知的基盤としての図書館」

13:30 - 16:20 モデレーター 合庭 惇・国際日本文化研究センター教授

パネリスト 片山善博・慶應義塾大学教授
松岡資明・日本経済新聞社編集委員
濱野保樹・東京大学大学院教授
小林真理・東京大学大学院准教授

休憩
ディスカッション・質疑応答

16:20 - 16:30 閉会あいさつ 吉永元信・国立国会図書館副館長

開催にあたって 「知識はわれらを豊かにする」

長尾 真 (ながお・まこと)
国立国会図書館長



皆さん、おはようございます。国立国会図書館開館60周年記念シンポジウムにおいていただきまして、まことにありがとうございます。

国立国会図書館は今年（2008年）、創立60周年という記念の年を迎えたわけでございます。これを記念しまして、本日の記念シンポジウムのほかに展示会を東京本館では10月16日から29日まで開催しました。また、同じものを関西館に持っている、11月13日から26日までの間、現在、開催しているところでございます。また、この機会にアジア・オセアニア地域の国立図書館長会議を10月20日から22日まで開催しまして、23カ国の国立図書館長の参加を得て、各国の国立図書館の状況についての情報交換と、直面している共通の課題について意見交換を行ったところでございます。そして、この機会に「アジア・オセアニアでは今」と題する公開セミナーも催し、変わりゆく情報環境の下でのアジア・オセアニア地域の図書館について、皆さん方にご紹介いたしました。

さて、この国立国会図書館が60周年を迎えるにあたり、私どもは自らの使命を再確認し、改めて、今後のわれわれが目指すべき方向について、ここに掲げましたように「知識はわれらを豊かにする」というビジョンを掲げました。そして、これを実現していく具体的な目標として、7つの課題を掲げております。その1つは、国会に対するサービスをより高度なものとし、立法補佐機能をさらに強化すること。2つ目は、日本の知的活動の所産を網羅的に収集し、国民の共有資源として保存するというところでございます。これを日本全国の方々によく知っていただくために「納本制度の日」というものを5月25日に定めました。3番目に、利用者が求める情報への的確なアクセス、または

案内ができるようにする努力をする。4番目に、利用者がどこにいても、来館者と同様のサービスが受けられるように、今後、努力していこうということでございます。5番目に、社会に多様な魅力的なサービスを提供し、国立国会図書館の認知度を高める努力をしたいと思っております。6つ目として、公立図書館をはじめとする国内の各種図書館とより密接な連携、協力を進めるということを心がけます。7番目に、海外の図書館との密接な連携を行い、情報の共有、交換に努めるということでございます。このほかに、当館の職員を対象としましては、人材育成、それから、職場環境のさらなる改善をやるということで、図書館の全体の活動を高めていきたいと思っております。

これらの目標をもう少し具体的に細かく申し上げたいと存じます。

国会に対するサービスは当館としては第一の任務で、これまでも国会議員の種々の要望に応えるよう努力してまいりました。例えば、昨年度は4万5,000件もの国会議員からの質問、あるいは調査依頼というものに素早い回答をしているわけでございます。これからは調査依頼に対する回答をさらに充実させるとともに、国政課題を予測して自発的に行う調査にも力を入れていき、国会に対してプレーン的な機能を果たすという意図でございます。また、国会議員のための情報センターとしての活動もしていきたいと思っております。

2番目ですが、納本制度によって多くの資料が入ってきておりますけれども、流通経路に乗っていない出版物、地方自治体などの出す報告書などの資料は必ずしも100%納本されているとは言えません。納本制度は日本の知的資産を長く保存し、全国民の利用に供するとともに、後世の人たちの

活動にも資するという崇高な理念に基づくものであることを広く理解していただいて、高い納本率にしていきたいというわけで、今年5月25日に初めての納本制度の日というのを掲げ、いろいろな活動をし、PRをしたわけでございます。これからも毎年5月25日を中心に、そういう努力をしていき、できるだけ多くの資料がこの図書館に集まり、皆様方の利用に供せられるようにしたいと思っております。

また、これからは紙媒体だけでなく、ネットワーク上だけに存在するという情報が爆発的に増えていくと考えられます。これらの情報もわが国の知的資産でありますから、これを集めて長く保存し、新しい創造に向けて利用されなければなりません。したがって、これらインターネット上の情報も当館として収集すべきであると考えておりますが、現在の国立国会図書館法上の納本制度では対応することができないということでございます。現在は各ウェブサイトからの許諾を得て集めているわけですが、これには限界がございます。したがって、新しい法的な枠組みを作って集める必要があると考えております。まず国とか地方公共団体とか、国立大学、あるいは独立行政法人、その他、国、地方公共団体関連の機関等のウェブサイトについては許諾を得ずに集めることができるように国立国会図書館法の改正をしたいということで現在準備を進めており、うまくいけば、来年（2009年）の通常国会に提出し、何とか成立させる方向でがんばりたいと思っております。しかし、そのためには、まずはできるだけ多くの方々の理解を得ることが必要でございまして、そのための努力をしているところでございます。

3つ目に、これまでもNDL-OPAC、あるいは全国の各種図書館等との協力によるレファレンス協同データベースなどの構築等を通じ、利用者に対するサービス向上の努力をしてまいりました。今後はこれらのサービスをさらに改善し、利便性を向上させ、各種の情報源との連携に努め、それとともに電子図書館という機能を充実・高度化させ、関連情報などが容易に取り出せるようにしていきたいというつもりでございまして、

4番目に、インターネットの時代におきまして、来館者と同等のサービスを全国の利用者に対して直接的に行うことを目指したいというわけでございます。そのためには図書館資料のデジタル化に対する本格的な取り組みが必要でございまして、多くの課題を解決しなければなりません。われわれはこの理念に向かって着実に進んでいくつもりでございまして、図書資料のデジタル化につきましては、文化審議会著作権分科会で「国立国会図書館がデジタル化をしてもよい」ということを言ってもらっておりますけれども、ただし、その利用の仕方につきましては、関係者、出版者の方々、著者の方々などとの協議によって適切な範囲を決めることにするというようになっておりまして、現在、協議をしているところで、一步一步、いろいろな皆様のご理解を得ながら進んでいきたいと思っております。

5番目に、これまでの当館は着実な仕事をしてまいりまして、国会及び一般利用者の信頼を得てきたと思っておりますが、社会にその利用価値を広く知られるところまでは残念ながら、まだいっておりません。国民に十分なサービスを提供するためには、やはり国立国会図書館の活動・内容を広く知っていただく必要があるわけでございます。図書館の活動は今日、単に図書資料を利用に供するだけでなく、求める情報への案内をはじめ、多様な情報を多様な方法で提供していくことによって、人々の創造性を高めるとともに、心豊かな生活へのきっかけなどをつくり出す努力が必要とされる、そういう時代になってきているわけでございます。当館におきましても、そういった種類の活動、例えば多くの人に知的刺激を与えるPR雑誌を出すとか、適切なテーマによる講演会を開催するなどのことを通じて当館の価値をよりよく認識していただき、利用してもらおう努力をやり始めておりまして、今年もいくつかの講演会等を開催したわけでございます。

6つ目のことですが、インターネット時代になりまして、広く国民に当館が直接サービスする方向性が出てきたとはいいいましても、地域の公共図書館が最も使いやすい、親しみの持てる図書館であることはいつまでも変わらないわけでござい

ございます。したがって、当館はそういった公共図書館をバックアップするとともに、公共図書館、大学図書館、あるいは専門図書館等とのネットワークを密にして、互いにサービスを提供し合い、また、補完的機能を果たすという形でもって、よりよい相互協力をしていきたいと思っているわけでございます。

7つ目ですが、こういった協力は国内だけでなく、海外の図書館とも行っていく必要がございます。国がどういう施策をするか、どういう法律を作るかという場合も、単に国内の状況を考えるだけでなく、国際的なレベルでの整合性等についても十分な調査・検討が必要であり、こういったことの調査に必要な情報の入手については各国の議会図書館等と相互協力をするということが必要なわけでございます。研究者にとりましても、直接、海外の図書館の利用が必要となりますから、世界の主要図書館がうまくリンクして、利用者から見た時にあたかも一つの図書館にアクセスしているかのように見えるということが理想かと思えます。そのための第一歩として、漢字文化圏に属す中国、韓国、日本の国立図書館が連携して、こういった困難な諸課題を解決する努力をしていこうということで、今年10月23日に三か国の図書館関係者の会合を当館で持ちました。これから具体的な協力に入っていこうとしているところでございます。

年間8万点にもなる出版物、また、爆発的に増えていく情報がございまして、当館には年間に約100万点の資料が入ってきているわけです。これらの資料を利用者にうまく提供するためには、図書館における案内業務——レファレンスサービスと専門的に言っております——がますます重要になるわけでございます。したがって、図書館司書の資質の向上には常に力を入れていかなければなりません。国立国会図書館におきましては、館の職員に対する研修を充実しますとともに、公共図書館等の職員の方々に対しても、われわれの側から研修の手を差し伸べるということに力を入れてきたわけでございますが、今後ともこれをますます充実したものとしまして、当館のみならず公共図書館等、広く日本の図書館の司書の方々が

国民の要求に対する案内業務、アドバイスを積極的に、うまくやっていけるようにしたいと思っております。

そういったことで、図書館員の職場が明るく気持ちよく働けるように心がけるということは非常に大切であります。当館におきましては、メンタルヘルスの問題も含め、こういった職場環境の改善に努力しております、これがひいては利用者に対するよりよいサービスにつながっていくことを期待しているところでございます。

以上の諸課題はいずれも簡単に1、2年で解決できる問題ではありませんが、目標を明確にすることによって、いつかは解決できると確信し、当館創立60周年の契機に、これらの目標に向かって、新たな心でスタートしたいと思っております。ネットワーク時代の情報環境は出版界や図書館界にも大きな影響を与えており、長期的な視野の下に図書館のあるべき姿を根本的に検討することをわれわれに要請しております。今日の出版界は出版点数は多いものの、読者は必ずしも増えず、売上高は徐々に減少してきておまして、情報ネットワーク時代にどう対応していくべきかが大きな課題となっております。図書館の電子図書館化の方向は出版界にとって脅威であると考えられがちですが、何とかして出版界、図書館界の双方が共存・共栄できるような社会的な仕組みを考え出すことが必要であると思えます。そして、わが国の文化がより豊かになり、想像力がよりよく発揮されるような環境を作っていきたいと思っております。これまで述べてまいりましたことは、その解決への入り口でございまして、これからもっと深く検討を進めていく必要があります。皆様方のご協力をお願いしたいと存じます。そういうことで、今日は、この60周年記念行事の最後の行事としまして、シンポジウムを開催するわけございまして、このあと、一橋大学の只野先生に「国会の情報基盤—立法補佐機関の役割—」、午後には「知的基盤としての図書館」ということで、いろんな方々のディスカッションをしていただき、そして、図書館のこれからの進むべき方向を明らかにしていきたいと思っております。皆様方には、どうか今日一日よろしくお願いを申し上げます。

2008年、国立国会図書館は60周年を迎えます。

区切りの年を迎えるに当たって、国立国会図書館は自らの使命を再確認し、改めて今後目指すべき方向をビジョンとして掲げます。

国立国会図書館 60周年を迎えるに当たってのビジョン (長尾ビジョン)

国立国会図書館は、「知識はわれらを豊かにする」という標語のもとに、7つの項目に取り組めます。

- 国会に対するサービスをより高度なものとし、立法補佐機能をさらに強化します。
- 日本の知的活動の所産を網羅的に収集し、国民の共有資源として保存します。
- 利用者が求める情報への迅速で的確なアクセスまたは案内をできるようにします。
- 利用者がどこにいても、来館者と同様のサービスが受けられるように努めます。
- 社会に多様で魅力的なサービスを提供し、国立国会図書館の認知度を高めます。
- 公共図書館をはじめとする国内の各種図書館とより密接な連携・協力を進めます。
- 海外の図書館との密接な連携を行い、情報の共有・交換に努めます。

講演 「国会の情報基盤 —立法補佐機関の役割—」

只野 雅人 (ただの・まさひと)
一橋大学大学院法学研究科教授



ただ今、ご紹介いただきました一橋大学の只野でございます。本日はこのような場でお話をする機会を与えていただき、大変感謝しております。

私は憲法学を専門にしておりますが、特に議会制などを研究テーマにしておりますが、実は20年ほど前にこの図書館でアルバイトをしていたことがございまして、当時はまだ大学院生だったんですが、外国から送られてくる法令資料の差し替えというような仕事をさせていただきました。大変懐かしく思い出すと共に、ここでまたお話をさせていただくのも何かのご縁かなと、改めて感じている次第です。

さて、今日の私の話ですが、「国会の情報基盤として、立法補佐機関としての国会図書館の役割を考える」というテーマをいただきました。どんなお話をしようか少し考えてみましたが、まずは、この図書館ができた当初、60年前というのにやはり焦点を合わせてみたいと考えました。これは60周年だからということもひとつあるのですが、実はもう一つ、最近の政治情勢というのも念頭にございます。60年前、これはちょうど国会制度がスタートした時期でもありますけれども、新しい制度を巡ってさまざまな議論が交わされてまいりました。ところが、そのあと、戦後長い間、その当初の理念があまり認識されないままきたのではないかと感じるわけです。ところが、ここ10年ほどでしょうか、国会を巡る状況が非常に変わってまいりました。そうした中で、例えば参議院の役割といったようなことをはじめとして、60年前、論じられていたことが改めて意味を持ってくるのではないかと印象を強くしております。そんな意味も含め、まずは60年前ということからお話を始めてみたいと思います。

日本国憲法と国会図書館設立の理念

・新憲法と国会

60年前、この国会図書館が誕生する一番のきっかけになったのは、言うまでもなく、日本国憲法の制定ということになります。1946年になりますが、ちょうど夏ごろ、新しい憲法を巡って、その草案が国会——当時はまだ帝国議会ですけど——で議論されておりました。その中で、7月8日——現在、当時の議事録をインターネットでも確認することができるんですけど——、上林山榮吉議員が「新しい国会には立法補佐機関が必要ではないか」という質問をしております。つまり、戦前の議会というのは、議員立法というのが非常にわずかで、立法機関といっても名ばかりであったというわけです。「立法機関の運営を確実にしむる組織というものが必要ではないか」、こういう問いかけをしております。それに答えましたのが、当時の憲法担当大臣であった金森徳次郎。これは言うまでもなく、初代の国立国会図書館の館長を務めたあの人物です。——ロビーに資料が展示してあるようですので、あとでまたごらんいただければと思います——それに答えたその金森は、「そうした機関が必要なんだ」という答弁を簡単ですけれどもしております。その中で金森が言っておりますのは「それは図書館ではありません、名は図書館であります」ということで、まさに立法補佐のための機関としての組織、こんなイメージを持っていたようです。これはもちろんイメージにとどまったわけですけども、その後、1946年10月の初め、日本国憲法の原案が国会、帝国議会で可決されます。そのあと、すぐに国会では補佐機関の役割についての議論が始まっており

ます。例えば1946年10月9日、貴族院では「議会図書館の設立と国立国会図書館の拡充に関する建議」が採択されています。それから二日後、10月11日になりますと、今度は衆議院で「国会図書館設置に関する決議案」が採択されています。ここには実は議会図書館の役割に関する重要な理念が含まれているように思いますので、この衆議院の決議の一節を紹介させていただきます。

わが國政の重大な缺陷の一つは、政治の非科學性にあると言はれてゐる。(中略) この圖書館は單に廣汎にわたる圖書資料の蒐集に止まらず、研究調査の設備、専門的な相談係、行届いた索引等を備へた、國政のための實效ある「働く圖書館」でなければならぬ。

「国政のための実効ある働く図書館」、こういう理念が語られております。これはこれで重要な決議・建議であったわけですが、ただ、同時に帝国憲法の下で行われた決議・建議という限界も持っておりました。こうした図書館の設立にあたっての理念というのは、まさに新しくできた国権の最高機関は、まさにそれにふさわしいものにしていくということであったわけですが、戦前の憲法での決議とか建議というのは、実は政府に対する決議や建議であったわけですが¹。政府が主導した立法、しかも、官僚が情報を独占し、そして、国民に十分真実が届かなかつた。その反省の上に新しい図書館が設立されようとしたわけですが、旧憲法の下ではいろいろ限界があったということかもしれません。

・ジャスティン・ウィリアムズと議会図書館構想

これは1946年10月当初のことなのですが、ちょうど同じ時期、別の形で議会図書館構想というものが進んでおりました。その立役者になりましたのが、GHQ（連合軍最高司令官総司令部）のスタッフとして、これは国会法の制定に非常に大きな役割を与えたということで知られていますジャスティン・ウィリアムズ（Justin Williams）という人物です。彼の回顧録なども日本で出版されておりますけれど、その彼が当時残したメモ書きの

中で、実に的確に当時の国会を巡る4つの問題点を指摘しております²。

1番目は、議会がその一国の立法府に必要な不可欠な尊厳も権威も持っていない。それから、2番目がまさに国会図書館とかかわるような話ですけれども、議会は近代国家の国事を方向付けるために必要な機構を欠いている。3番目として、新しい憲法の下で国会の権限が大きくなったのだけれども、実は古い法律がそれを妨げている恐れがある、こういうことを言っております。これが実は新しい国会法の制定に結びついていったわけです。4番目として、現在の政治指導者は地方政府を支配している封建的官僚機構より国会を優位に置くことを望んでもいなければ、そうする意図もない。要するに戦前からの人的な連続性の問題を指摘しております。いずれにしても、新しい国権の最高機関という枠組みができたわけですが、その理念を具体化するための一つは制度的な基盤、もう一つは人的基盤というのが十分ではなかったということになるかと思ひます。

そうした認識に基づき、ウィリアムズがその補佐機構を構想していくわけですが、その際、一つのモデルになりましたのが、これもよく知られた話ですが、ちょうど同じ時期、アメリカで可決されました立法府再建法（Legislative Reconstruction Act）—— 翻訳はいろいろあるようですが、とりあえず立法府再建法と申し上げておきます——という法律であります。これはどういうものかといいますと、第二次大戦を通じて、アメリカでも行政権が非常に強くなってしまった。そこに情報が集約されて、権限が強化された。その強化された行政機構に対して、いかに議会の強化するかという問題意識から作られた法律です。その中の一つの柱として出てきたのが、これはなかなか訳は難しいんですが、立法参考局ということになるのでしょうか、Legislative Reference Serviceという組織で、従来、その種の組織はアメリカの議会図書館に置かれていたんですが、これを新たに強化して拡充しよう、こういうことが

1 美濃部達吉『逐条憲法精義』（有斐閣、1927年）464-466頁、国立国会図書館『国立国会図書館五十年史・本編』（1999年）103頁。

2 ジャスティン・ウィリアムズ／市雄貴・星健一訳『マッカーサーの政治改革』（朝日新聞社、1989年）218頁。

行われております。そこに期待されていたのは、例えば妥当な決定を議会が行うために、その根拠を提供する。あるいは非党派的な形で情報の収集とか分析、提供を行う。こういうことだったわけです。その後、1970年にもアメリカでは制度改正があり、さらにその拡充が図られています。こうしたイメージに基づいて、新しく作られました国会法、これは1947年4月に施行されておりますけれども、その中にも「国会図書館を設ける」という一項が置かれるようになったわけです。それに基づき、文字どおり、その国会法の附属法として国会図書館法というものが作られました。ただ、これはまさに急場しのぎという感じの非常に強いもので、まだその国会図書館の中身については議論が続くことになります。

・「真理がわれらを自由にする」—羽仁五郎と国立国会図書館—

その議論において、実は非常に大きな役割を果たしているのが、一人はこれからご紹介しようと思いますが、参議院の国会図書館運営常任委員長としてその国立国会図書館の設立に尽力した羽仁五郎、歴史家としても非常に著名な方です。もう一つが日本側が図書館設立にあたって、アメリカから招いた使節団というのがございます。一人は、当時、アメリカの議会図書館の副館長を務めておりましたクラップ (Verner W. Clapp) です。——外に資料が展示されているようです——もう一人がアメリカの図書館協会の重鎮でありましたブラウン (Charles H. Brown) です。この二人は日本に来るのになかなか時間がかかったようなんですが、1947年の年末に来日をしまして、国会にあった図書館運営委員会に対して勧告案というのを行って、これが基になって、現在の国会図書館法というものが作られております。

いろいろと注目すべき点はあるんですが、中でも、今日からみても非常に面白いなと思いたのですが、支部図書館という制度です。これは一般にはあまり知られていないようなんですが、もちろん現在もございます。どういうものかといいますと、行政機関がそれぞれたくさん資料を持っているわけです。そこで、そういった行政機関とか、ある

いは裁判所に国会図書館の支部を設置して、そこで保持している資料を図書館の資料として取り込んで公開してしまおう。そうすることで、国会が幅広い情報を把握できるようにしようという構想です。実は、現在ある支部図書館も本来はそういう構想で作られていたということになるわけです。アメリカにも実は同じような制度はあるようなのですが、アメリカの場合はあくまでも最高裁判所との連携のみということで、広く行政機関一般までは組み込まれていなかった。これは使節団としてまいりましたブラウンの発案によるものようですけれど、こういう制度が、例えば含まれております。後に国会図書館の副館長を務められた酒井悌氏の言葉を借りますと「三権分立にこだわる既成の法理論とは合致しない」「世界の図書館史上、破天荒ともいえる制度」である³、こういう評価をしております。これは決して誇張された評価ではないと思います。こうした制度を強く後押ししましたのが、先ほどご紹介した羽仁五郎、国会議員としてこの図書館の設立に尽力した羽仁五郎だったわけです。外に自筆原稿が展示されておりますけれど、後の講演の中で、羽仁は、この支部図書館制度について、こんなふうに述べております。なかなか魅力的な言葉なので紹介させていただきます⁴。

政府官僚の資料をすべて、鉛筆やペンで書いた下書きまでとはいわないが、ガリ版刷りなりなんなりおよそ印刷したものは、すべて主権在民の人民の選挙した代表である国会議員が徹底的に調査することができるように、各府、各省の行政官庁の資料を、すべて国会図書館の分館とすることを規定しているのだ。

情報公開法というのが現在あるわけですが、その情報公開法というような内容は実は国会図書館の中に行政司法の各部門に置かれる支部図書館の形でちゃんと入っているんだと、こういう形で支部図書館に込められた理念を、羽仁は後ほど語っ

3 酒井悌「国立国会図書館法成立の過程」国立国会図書館『支部図書館外史』(1970年)12頁。

4 羽仁五郎『図書館の論理』(日外アソシエーツ、1981年)192頁。

ております。その後、必ずしも、その理念どおりに支部図書館というものが認識されてこなかったというのは大変残念な気がしますけれども、非常に野心的な試みとして支部図書館というのが設けられていたわけです⁵。

先だって、10月のはじめでしょうか、野党が官庁に対して資料要求をした場合、それを伝えるようにという指示を与党のほうの国対がしていた。これが新聞紙上をにぎわしたことがあります⁶。このニュースを聞き、私はちょうどこの話を思い出したのですけれども、まさに情報というのは一部の者が独占するべきものではない。広く国民が共有する。広く国政の審議に供するべきものだ。こういう理念が当初の国会図書館の中に含まれていた。これは今日からみても、改めて確認すべき価値がある事柄のように思われます。

ほかにもいろいろ面白い制度が組み込まれてきたわけですが、当時の国会図書館設立の理念として何よりも重要なのが、今もカウンターに刻まれているようでありまして、「真理がわれらを自由にする」という、法律の冒頭に語られている言葉です。まさに戦前は国民が情報を十分手にすることができなかつた。真理に基づかない立法が行われてきた。こういう反省に立って、羽仁が図書館法の冒頭に置いた言葉、これは非常によく国会図書館の理念を語っているように思います。

日本国憲法の政治機構と立法 —「外来種」の土壌—

・制度的基盤の相違—大統領制と議院内閣制

最近の憲法学では憲法附属法ということを行います。要するに、特に憲法の政治機構を考えますと、憲法の規定だけですべてが動いているわけではない。例えば選挙法ですとか、国会法ですとか、憲法と密接にかかわった法律によって、実はその憲法の内実が作られている。こういう意味を込めて憲法附属法という言葉を使うわけです。国会図書館法というのは、形の上では国会法の附属法という形を取ったわけですが、まさに、今お話をしましたような理念を踏まえますと、憲法附属法という性格を強く持っていたのではないかと

まさに国権の最高機関の誕生と深くかかわる制度だったのではないかという感じが強くするわけです。ただ、その反面、これは実は私自身の反省も込めてお話をするんですけれども、例えば憲法学の教科書を見ても、この種の話というのは実はほとんど語られることがありません。それだけに、まさに当初、考えられていた理念が十分認識されてこなかったということになるのかもしれない。それにはもちろんいろいろ理由はあるのだろうと思います。それから、もう一つ、どうしても考えなければならぬのは国会図書館という制度自体、あるいはその背後にあるリファレンスサービスというような理念それ自体、これはまさにアメリカ由来のものであります。いってみれば、外来種ということになるわけです⁷。その外来種が、どこまで日本の憲法の中に根付くことができるのか。これが、実はあの理念を具体化する上では、もう一つ重要な点であったように思います。もちろん、外来種という言葉には、一つには制度を育んだアメリカの文化的な土壌ということもあるわけですが、もう一つ、やはり欠かせないのがアメリカと日本の政治制度の違いということではないかと思えます。

そこで、今度は少し視点を変えまして、立法補佐機構の前提にある政治制度の問題を少し考えてみたいと思います。今、政治制度の違いということを申しましたけれど、アメリカは言うまでもなく大統領制という仕組みをとっております。大統領制の下では権力が分離される。これはよく知られたことです。例えば日本ですと、内閣が法律案を出すということが当たり前に行われますけれども、アメリカは立法権と行政権が厳格に分離されておりますので、法案を出すのは国会議員

5 羽仁の構想については、蟻川恒正「文書館の思想」『現代思想』2004年10月号を参照。同論文は羽仁の構想について、「政府情報の公開を基礎づける図書館の原理の具体化としての支部図書館制度は、情報公開をめぐるアメリカの理想と羽仁の思想との幸福な結合の所産である。」と述べる（87頁）。

6 2008年10月、自民党の国会対策委員会が、民主党から資料要求があった際は事前に自民党側に相談するよう全省庁に求めていたとされる問題。「自民党国会対策委員会によるいわゆる事前審査制に関する質問趣意書」（第170国会 衆議院 質問第106号 平成20年10月9日提出）参照。

7 春山明哲「歴史の中の調査局—ウィリアムズを手がかりとして」『図書館研究シリーズ』No.24（1984年）29頁。

です。もちろん大統領にも大きな影響力はありますが、形の上では議員自身が立法するという形がとられるわけです。日本の場合は議院内閣制ですので、議員が内閣を支えるということで、与党をはじめ政党の規律というものが非常に強くなりますが、アメリカの大統領制の場合には両方は切り離されておりますので、議員が大統領を支えるという必然性はない。そこで、政党の規律というものが日本に比べると非常に弱いわけです。そうしたものが相乗して、議員自身による立法というものが行われる、こういう制度的な前提があるわけです。アメリカでは非常に強い議会が機能しているということになるわけですが、当然、そういう制度を前提にしますと、行政府に法案作成の前提を頼るということではできませんので、やはり強い立法補佐機構というものがどうしても必要になってくる。例えば立法府再建法を作った背景にもそういった事情が強くあるのだろうという感じがします。強い立法補佐機構を必要とする必然性があるということです。

一方、日本のような議院内閣制をとっている場合はどうかというと、事情はずいぶん違ってまいります。議院内閣制の下では議会の多数党が内閣を組織するということになりますので、立法と行政というのが少なくとも多数党のレベル、与党のレベルでは非常に緊密に連携をするという形が現れてまいります。これは実は議員立法、議員自身が立法を行うということにとってはマイナスに働く要素なのかもしれません。例えば与党が法案を出すという場合、これは通常、各省庁が法案の準備をして、政府を通じて法案を出すわけです。与党議員が独自に法案を出すことももちろんありますけれども、これはむしろ例外ということになります。一方、野党の側、もちろんこれは法案を出すことはできるわけですが、もともと法案を通す数がない、だから、野党であるわけです。ですから、なかなか法案を出すといっても、それを立法まで結びつけることが難しい、こういう事情が大ききところではあるように思います。ですから、ただ単にアメリカ型の制度を持ってきたからうまくいくというわけにはいかない部分がある。制度上、非常に難しい部分の一つあるのでは

ないかという感じがするわけです。

・日本の政治機構と立法：モデルの混交

今は、議院内閣制一般ということでお話をしましたけれど、もう少し詳しく日本国憲法が定めている議院内閣制については考えてみる必要があるのかなと思っております。といいますのも、議院内閣制といいますと、普通はイギリスを思い浮かべるわけです。よくイギリスモデルという言い方がされますけれど、しかし、実は世界を見回しますと、いろんな議院内閣制がございます。ですから、議院内閣制一般ではなくて、日本国憲法の議院内閣制がどういうものなのか、アメリカモデルとどう点が異なっているのか、これも改めて考えてみる必要があるように思うわけです。

そもそも憲法の制定の経過といいますか、作られた時期をみてみますと、当時、よく強調されましたのは、やはり日本の場合、とにかく議会を強くする必要があります。均衡型のアメリカ型ではなくて、議会優位型のイギリスモデルをとったのだと言われるわけです。ただ、その一方で、実はアメリカ憲法の影響というのが議会制のレベルでもいろいろあるのだということも言われてまいりました。これはなかなか面白いところですが、例えば国会議員の地位、あるいはいわゆる特権に関するような規定、あるいはよく話題になります国政調査権、こういった議会の持っている、あるいは議員が持っているさまざまな権限はおそらくアメリカ憲法の影響が非常に強いのではないかと。ですから、単純にイギリスモデルというふうに分り切れない要素があるように思います。それから、先ほど、ウィリアムズの影響の下に国会法が作られたのだというお話をしましたけれど、国会法のレベルになりますと、さらに顕著で、例えば委員会を中心とした国会審議というものやはりアメリカの影響を強く受けているように思われます。ですから、単純に議院内閣制だからイギリスモデルというふうには言えない部分もあるのかなという感じはするわけです。

それから、もう一つ——これはあとでまた少し詳しくお話をしてみたいと思っておりますけれども——イギリス型と一番大きく違うのは、今、焦

点になっている二院制という部分ではないだろうか。つまり、イギリス型の議院内閣制には日本の参議院のような強い第二院というのは存在していないわけです。ですから、ひと口に議院内閣制といいますが、日本の場合にはもう少し複雑な構造を持っている、ここに改めて着目してみる必要があるのではないかという感じがするわけです。

・立法過程における日本の特質

しかし、いずれにしましても、大枠としては大統領制、あるいは権力分立型とは違う仕組みを持っている憲法の下で、どうやって議員中心の立法というものを構想していくのか。それから、そこに補佐機構というものをどう位置づけていくのか。これは単にアメリカ型の議論を輸入すればすむというわけにはいかない難しさがある。この点はやはり確認しておく必要があるかなと思います。それから、もう一つ、制度の関係で申しますと、立法のプロセスといいますか、立法過程にはやはり日本的な特質というものがいろいろ現れております。これはほかの国にはない日本独自の状況で、立法の在り方を考える上では、おそらく逸することのできない問題だろうと思うわけです。

いろんな点がございましてけれど、ひとつ、やはりどうしても挙げなければいけないのは、日本の場合は長い間、本格的な形で政権交代というものになかったということではないかなと思います。政権交代がなかった結果、政府と与党、あるいは行政機関が密接につながってくる。そこで、さっきの資料提出問題ではありませんけれども、リソースを独占するということが行われてきたわけです。民主主義は機能しておりますので、もちろんさまざまな利害の調整というのは行われています。行われていますけれども、それはその政権の内部、あるいは与党の内部という目に見えないところで機能している。国会というオープンな場で利害の調整が行われるということがなかなか根付いてこなかったという事情がひとつあるのではないかなと思います。まさに情報を国民に開かれたものとするという点からしますと、これはマイナス要素と捉えることができると思います。それから、事前に調整済みのものが国会に出てくるというこ

とになりますと、これは国会の審議の機能の低下というような話にもなりますし、一方で、野党の側も国会で修正を求めるのではなくて、どうしても硬直的な対応をする。国会に出たら、もう法案として通ってしまうということになりますと、やはり徹底的に抵抗姿勢を示す、こういう硬直した国会審議が生まれやすい、そんな土壌にもなったのかなという気がします。もう一つ、例えば参議院についても、これは同じ問題がありまして、実は比較的最近まで、参議院というのは衆議院のカーボンコピーだ、非常に弱い存在だということが言われていたわけです。どうも、実はそうではないということが最近認識されるようになっておりますけれど、カーボンコピーという評価の前提には、やはり同じ政党が両院の多数をずっと占めてきた、こういう状況があるように思います。これはやはり日本における立法のあり方を考える上ではどうしても論じなければならない問題ではないかと思うわけです。

それから、もう一つ、日本の立法過程の特徴として、私が最近非常に強く感じますのは法案が作られる過程での非常に厳密な、といいますか、緻密な審査が行われる、こういう点が挙げられるのではないかなと思います。内閣が法案を出す場合ですと内閣法制局を、国会議員が出す場合ですと、衆議院、参議院の法制局を通して法案を準備することになります。国会議員は必ずしも法律の専門家ではないわけですので、やはり専門家の目を通して法律の完成度を上げていくということが必要なわけです。そうなりますと、例えば法文であるとか、言葉づかいであるとか、あるいは法律全体の構造であるとか、そういったところで当然チェックは入るわけですが、日本の場合の特徴として、それだけではなくて、既存の法体系と新しく出てくる法案との厳密なチェックが行われる、こういう点がよく挙げられるわけです。新しい法案が既存の法案と矛盾する点はないかどうか。矛盾があるとすると、古い法律すべてを変えなければいけないということになるわけです。例えば内閣法制局ですと、そういう審査を非常に厳密に行いますので、国会議員が法案を出す場合、やはり議院法制局でも同じようなレベルでの審査

を行うということになるわけです。これはもちろんいい面があるわけです。つまり、法律としての完成度、法案としての完成度が国会に出る時点で非常に高いわけです。しかも、リソースを独占する与党の側だけではなく、野党側もかなり完成度の高い法案を手にすることができるというメリットがございまして。ただ、反面、完成品として法案ができてしまいますので、国会の中で、いわば素人の議員が議論をしてそれを修正するという事はなかなか難しいという面もあるのかなという感じがします。しかも、加えて、日本の場合ですと、政治判断まで含めて、かなり厳密に事前調整を行いますので、国会でなかなか議論がはずまない。あるいは、その法律に対する修正が少ないという一因もやはりその辺にあるのかなと。だから、審査の密度を下げたほうがいいということではもちろんないのですが、おそらく、ほかの国と比べた場合、これも立法過程を巡る一つの特徴ではないか。これは補佐機構の在り方を考える上でもひとつ重要な点ではないかという感じがするわけです。

さて、いろんなお話をしてまいりましたが、もう一度、60年前の話に戻りますと、そもそも立法というものを60年前、どのように考えていたのか。この話をもう一度してみたいと思います。先ほど来、何度か名前が出ておりますけれど、羽仁五郎は、

國民の現実に即し、且つ総合的なる調査をなすことができるのは、専ら人民主権によつて選挙せられたる我が國會あるのみであります。我が國會は國民によつて選挙せられたるものでありますから、常に國民の現実を忘れることができません。而して常に國民の生活の現実の見地から、総合的に考え、調査し、立法することができるのであります。

こんなふうに述べております⁸。60年前、新しい国会ができた時に、特に強調されましたのは選ばれた議員こそが國民の現実に根ざした立法ができる、一つはこういうことでもあります。それから、

もう一つは、さっき、決議というような形で紹介しましたが、戦前と違って、的確な情報に基づいた科学的な立法をする必要がある、こういうことであつたわけです。しかし、実際に國民の生活に根ざしながら、科学的な立法をするというのは、なかなか簡単ではありません。立法には当然、いろいろな政治判断や利害が絡んでまいりますので、科学的といつても、もちろんここでいう科学的というのは単に中立的とか客観的という意味ではないわけです。あくまで、國民の生活に根ざした、しかし、同時に科学的な立法というものをどう考えるかという非常に厄介な問題というのが、そこにはあつたように思います。

今日の社会と立法作用

・立法の理念と「國民の現実」

ずっと制度の話をしてまいりましたが、今度はちょっと視点を変えて、立法という営みがどういふものなのかということについて少し考えてみたいと思います。これは非常に古い話、近代当初からある話かもしれませんが、同時に近代当初から現代にかけて、いろいろな変化がある領域でもあるように思います。近代当初の立法の理念はどういうものだったのか、ひとりで語るのには難しいんですけども、例えばよく知られた1789年のフランス人権宣言、この中では「法律というの是一般意思の表明である」という非常に有名な言葉が出てまいります。この一般意思の形成を独占するのは國民代表府としての議會である、ということになるわけです。ここにはいくつか法律に関する重要な要素が含まれております。一つは、これは今でも憲法学の教科書を開きますと必ず出てくる言葉ですけど、「法律は一般的なものでなければいけない」。法律の一般性、こういう原則です。つまり、法律というのは個別の利害を考慮するのではなくて、人一般、あるいは対象一般を考えたものでなければいけないんだというわけです。人権宣言のあと、フランスでは有名な民法典というのが作られておりますが、その民法典の父といわれるポルタリス (Portalis) という人物がいるん

⁸ 参・本、昭和23年2月4日（第2回国会 参議院会議録第11号 122頁）。

ですが、彼はこんなことを言っております。「個別的な利益というのは立法権を煩わせ、それらをいつも社会の一般利益から逸脱させてしまうであろう」⁹。つまり、法律というのは、あくまで一般性を持ったルールなので、個別の利害ではなくて、まさに全体の利益というものを志向しなければならないんだという理念が一つ、今でもあるわけです。

それから、もう一つは、言うまでもなく法律というのは法規範である。要するに国民代表を介して現れてきた、まさに主権者国民の意思である。その意思が社会を規律していく、こういうイメージです。そして、一般性のある法規範を作るにあたっては、当然、一般意思を作るにふさわしいような、合理的な立法者像というのが想定されていたわけです。これは日本国憲法にも同じ言葉がありますけれど、例えば憲法学でいえば「全国民の代表」という言葉にはそうした理念が含まれています。つまり、個別の利害にとらわれるのではなく、国民全体の代表として行動すべきなのだ、こういった立法者像、合理的な立法者像というのが、ひとつ、背景にはあったようです。

しかし、先ほど「国民の現実に根ざした立法」という話をしましたが、ひとたび立法の前提にある国民の現実というものに目を向けますと、ことは当然、そう簡単ではありません。制限選挙の時代のように、選挙権者の範囲がごく限られていた時代ならともかく、いったん、例えば普通選挙といったものが導入されますと、政治の中にはいろんな利害が、文字どおり非常に多様に現れてまいります。非常に多様な国民の現実というものと政治が向き合わなければならない、こういう状況が生まれてくるわけです。先ほど来から、名前をひいておりますが、金森徳次郎はなかなか面白いことを言っております、国会審議の中で「國民と云ふものは多角形のものであります、複雑なものであります」と、言っています¹⁰。まさに普通選挙の下で現れてくる、その複雑で多角形の国民の現実というものにどう向き合うのか。その中から、どうやって立法というものをつくり上げていくのか、こういう非常に厄介なテーマであるわけです。

・政治・社会の関係と立法の変化

そうした難しさもあるかと思いますが、歴史的にみますと、いろんなことが考えられてまいりました。例えば普通選挙ができて間もなくの時期、ヨーロッパで盛んに主張された考え方で、利益職能代表という主張がございます。これは政治的な代表に對置される言葉です。政治的代表というのは今日われわれが考えている代表でありますけれど、つまり一人一票を原則にして個人の意思の集積の上に政治的な意思が作られる、基本的にはこういう発想の上にてできあがっているものです。しかし、実際の社会というのは必ずしも個人だけで構成されているものではない。個人には必ずしも還元されないさまざまな利益というのがあってはいないか。特にそれを職能とか経済活動という点から着目してすくいあげようとしたのが利益職能代表という考え方であったわけです。これはまさに政治、立法を行う政治の範囲を限定していこう、こういう考え方を一面において持っております。それから、もう一つ、特にこれは20世紀に入ってからでしょうか、諮問という理念です。諮問というのは現在でもよく使われますけれども、つまり、立法の中身が複雑化してくると、やはり政治だけで全てを決めるのが難しい。そこで、例えば専門性のある問題については、ある程度、専門的な機関の判断に委ねる。あるいは、少なくとも実際の提案を専門的な機関に策定を任せていく、こういう話です。現在でも、その諮問機関というのはいろんな形で機能しております。実は、その立法補佐機関というののも広い意味ではその諮問機関の一つなのかもしれません。ただ、あとでお話をしますように、実はその立法補佐機関には通常の諮問機関にはない特別な性格があるのではないかという気がします。

利益職能代表、あるいは諮問というお話をしましたけれど、いずれにしても、政治が向き合うべき国民の現実が非常に複雑だということになりますと、当然、国会だけがすべてを法律で決めるということは難しい、こういう話になってまいります。これは紛争解決のルール全般にいえることな

9 ポルタリス／野田良之訳『民法典序論』（日本評論社、1947年）21頁。

10 貴・本、1946年8月29日（第90回帝国議会 貴族院議事速記録第26号 318頁）。

のかもしれませんが、実際には法律以外にもさまざまな法なり、ルールなりが今日では存在しております。これはある程度、政治が抱え切れない問題を社会の自律的な解決のメカニズムに委ねる、あるいは場合によると、専門性に委ねる、こういうことで合理性があるようにも思いますけれど、他方では法律が当初持っていたような理念、つまり、一般性がある、しかも、全体が見通せるような規範によって社会を規律していく、これが非常に難しくなる、こういうことなのかもしれません。

ほかにも法律を巡ってはいろいろな変化がありますが、これは数十年来でしょうか、欧米などでよく言われてきたものに立法のインフレーションというものがございます。これもずいぶん古くから使われている言葉のように思うんですが、特に最近もいろいろな形で問題になっております。私はたまたまフランスの議会制を専門に勉強しているのですが、2年ほど前、フランスの行政裁判所であると同時に法制局のような役割も果たすコンセイユ・デタ (Conseil d'Etat) という機関があるんですが、ここが「法律があまりにも複雑になっている。それが法の不安定化につながっている」という非常に興味深い年次報告を出しております。フランスで最近よく使われる言葉によると「饒舌な立法 (loi bavarde)」、要するにおしゃべりな立法だというわけです。これはちょっと驚くような数字なんですけれども、今から8年前、2000年の時点で、フランスには9,000の法律 (loi) がある。これは現在の日本の法律の5倍ぐらいになると思います。それから、それを具体化する、日本でいうと政令に当たるものですが、デクレ (décret) ですが、これが2000年で12万件ある。しかも、そのあと、毎年70件ずつ法律が増えている。デクレに至っては毎年1,500件増えている¹¹。法が非常に勢いで増殖しているというわけです。これは単に法が数の上で増えているというだけではありませんが、例えば、これは日本ではなかなか想像しにくいんですけど、国会に法案が出ますと、与党議員も含めて、ものすごい数の修正案が出てまいります。年間にしますと、数万件です。場合によると、1件の法律に議事妨害という形で1万件ぐらい出ることもありますので、額面どお

りに受け取れない部分もあるのですが、非常な数の修正案が出てくる。結果として、当初出てきた法案が、最終的な法律のレベルでは倍ぐらいに膨れ上がり、条文数が倍ぐらいになってしまうわけです。文字どおり、おしゃべりな立法、饒舌な立法ということになります。議員が国民生活というものに向き合って、国民の多様な現実をそれぞれの視点から法律に盛り込もうとすれば、当然、そういうことも起こりうるわけです。反面、これは法の安定性とか、あるいは法に対する信頼を失うのではないかという危険と裏腹でもあります。

今、フランスのお話をしたんですが、実は日本の立法を巡っても、ここしばらくの間、従来なかったような新しい傾向が生まれているのではないかということがよく指摘されます。いろいろなものがあるんですが、例えば「基本法」というような名前の法律が非常に増えている。これは憲法学でも最近注目されている現象で、法令データベースというのがインターネットにありますけれど、引いてみますと、かなりの数の基本法というものをみつけることができます。基本法というのはどういうものかといいますと、要するに政策の大まかな理念みたいなもの、グランドデザインみたいなものを提示した上で、そのあと、条文をみていきますと、それを具体化する上で「国はかくかくしかじかのことに努めるものとする」あるいは「こういう措置を講ずるものとする」という、いわば努力規定にあたるような条文がずっと並んでくるわけです。これは、たぶんあまり従来なかったようなものなんですけど、ここ近年非常に増えていると言われてます。もちろん、この基本法にも良い面、悪い面、両方があるわけです¹²。良い面といいますのは、要するに政治が政策のグランドデザインを示している、それに基づいて行政をコントロールしていく、その後の政策形成を導いていく。これはプラス面なんだろうと思います。しかし、他面、例えば先ほどお話をしました法律の法規範性といったものが本当に法律にあるのだろうか、ある種の努力義務とか政治宣言の寄せ集めの

11 Conseil d'Etat, *Rapport public 2006. Sécurité juridique et complexité du droit*, 2006, pp.272-273.

12 川崎政司「基本法再考 (三)」『自治研究』82巻1号 (2006年) 76頁以下を参照。

ようなものではないか、こういったものを認めていくと立法のインフレというようなものが生まれてくる恐れがないのか、こういったことも一方では言われるわけです。これは近年の日本でみられる一つの現象ではないかと思います。

それから、もう一つ、議員立法の増加というようなこともよく言われるわけです。最近、特にねじれ国会というようなことが定着していきますと、さらに増えていくかもしれませんが、先ほど、議院内閣制の下では野党が法案を出しにくいというような話をしました。しかし、例えば政権交代の可能性みたいなものが高まってくる、あるいは野党のプレゼンスが国会の中で大きくなってきますと、当然、国民にアピールするという意味で法案を出すということも行われるんだらうと思います。

もう一つ注目されますのは、おそらく従来の立法のプロセスの中ではなかなかみ上げられなかったようなテーマというのがその法案の中には含まれているのではないか。例えば市民団体の要望を踏まえた上で法案が作られる。あるいは、非常に面白いものとしては、超党派の議員が集まって法案を作るというようなこともございます。例えば数年前に作られたDV防止法というような法律は超党派の女性議員が集まって作った法律です。おそらく従来の立法過程を前提にすると、なかなかできにくかった法律ではないかと思います。その意味では、従来、わりと硬直的に考えられていた立法過程が少しずつ変わってきているのかもしれない。その背景にはねじれ国会という大きな変化もありますけれども、やはり国民の側のさまざまなニーズ、まさに国民の現実からわき上がってくるようないろんなニーズというものではないかという感じがします。ただ、他方で、もちろんそれにはいろいろな弊害というものもあるのだらうという感じがします。特に最近、メディアの発達に加えて、インターネットの発展ということが非常に顕著になっております。そういった情報が非常に早く社会の中を駆け巡るというような状況の中で、ある意味、迅速で非常に安上がりな対応を求める、ちょっと言葉は悪いですが、こういった圧力が強まっているという側面もあるのではないだらうか。とりあえず法律を作れ、こう

いうわけです。

先ほど、コンセイユ・デタの報告書のお話を少しご紹介しましたが、フランスの場合ですと、夜の8時にニュースがあるんですけど、「20時のテーマがことごとく潜在的な法律である」と皮肉交じりに報告書は述べています¹³。社会のニーズをそのまま政治に流し込むというだけだと、立法のインフレというだけではなくて、非常に安直で、あるいは安上がりな対応の手段として法律が使われるというデメリットというのでも出てくるわけです。いずれにしても、従来とは違った形でさまざまな国民のニーズというのが現れてきている。それに政治がどう向き合うのか。例えば、法律がそれをどう規定していくのかということが従来とは少し違う形で問われているような気がします。それから、非常に硬直的に見えた日本の立法過程にも従来にはなかったような変化——これはもちろん弊害も伴うわけですけど——が新たに生まれているように思うわけです。

日本国憲法の政治機構と立法補佐機関

・相違から合意を導く機構としての議会

そういった事柄を前提にした上で最後に日本国憲法が定めている議会制の中で、立法をどう位置づけたらいいのか。それから、そこに今日のテーマである立法補佐機関がどうかかわっていくのかということをお話してみたいと思います。

まずは国会からですが、国会がどういう役割をするべき機関なのか。これはなかなかひと言では定義が難しいのですが、最近、私が考えておりますのは、国会というのは、ある意味、ある種の相違とか違いから合意を導く、基本的にはやはりこういう機関なんだらうということです。代表を通じて、いろんな形での社会の相違というものが議会に現れてくる。それを議会ですり合わせて、最終的には代表が決定していく。まさに違いから合意を導くためのメカニズム、これが議会制にとって、あるいは国会にとって、本来、最も重要な部分なんだらうと思うわけです。もちろん、日本の政治過程にも従来からそういう要素はあったわけ

¹³ Conseil d'Etat, *op.cit.*, p.255.

ですけれど、先ほどもお話をしましたように、なかなかそれが国会という目に見える場に現れてこなかったという問題があるわけです。ただ、ひと言で、相違から合意へといいまして、実際にはこれはなかなか難しい側面がございます。合意を作る上で非常に有効なのは、おそらく同じような意見を持つ人たちが集まって集団を作る。規律を持った集団で意見をまとめていく、こういう手法かもしれません。ただ、先ほど、いろんな社会的ニーズがあるというお話をしましたけれど、国会議員というのはもちろん政党に所属していますが、政党以外にもいろいろなバックボーンを持っています。ある意味、複数の帰属を持っているということになるわけです。ですから、単純に規律に従いにくい部分もある。あるいは規律に外れた行動をする場合もある。政党の場合はそれを押さえようとしますが、実はそういった違いがあるということ自体が、国会にとっても実は本当はいい意味を持っているのではないかと、こんな感じがするわけです。しかし、これは合意形成という面からしますと、なかなか難しい要素をいろいろ生み出してくることになります。

・合意形成システムとしての日本国憲法の政治制度

最近のフランスの話をもたしますと、とにかく立法が膨れ上がっている。異常に饒舌になっている。こういう中で何とか合意を導くメカニズムを作れないかということで、その合意を作っていくメカニズムを漏斗（じょうご）にたとえる、漏斗理論といいますか、漏斗というのは水を注ぎこむのに使う漏斗です。なかなか面白い表現だと思うんです。そんな形で合意形成のメカニズムを探ることが行われています。そうしますと、まずはどういう漏斗を作っていくのか。これはどういうシステムを作るか、こういう問題です。これがひとつ、どうしても考えられなければいけない。それから、もう一つは漏斗をどう作るかという前提として、その漏斗の中に注ぎ込んでいく中身、これをどう作りこんでいくのか。これもおそらく非常に重要だろうと思うわけです。その漏斗の仕組みということに関していいますと、日本国憲法が定めている議会制度はなかなか面白いんじゃないかと、改めて最近そんなふうには思っています。

これは特に従来あまり強く意識されてこなかったところなんですけれども、最近のねじれ国会を通じて明らかになってきたのは、参議院が実は非常に強い力を持っている。例えば衆議院が可決した法案を、今も国会で問題になっておりますけれど、参議院が否決した場合、これを覆すには衆議院で3分の2の特別多数が必要になります。これは現実にはなかなか難しいものがあるわけです。従来、カーボンコピーだと揶揄されてきましたけれど、実は、当初、憲法が作り上げた二院制というのは非常に強い参議院を組み込んでいたのではないかと、あえて、その高いハードルを設けるといえるのはもちろん国政の決定、迅速な決定ということを考えますと、阻害要因にもなるわけですが、他方、国会議員に対して強く合意形成を迫るような、そういう積極的な一面も本来持っているのではないかと、そういう感じがするわけです。ここでも金森の言葉を引きますと、憲法改正案の審議の中でなかなか面白いことを言っているんですが、二院制の意義の一つとして、

輿論と云ふものは初めつからはつきり固定して居るものであるかと言へば、必ずしもさうではないのでありまして、初めに輿論と稱するものがあつて、それが國會に現はされると云ふものであるか、國會に於て論議せられ、それが世間に反響し、相合して本當の意味に於て輿論が實現せられて行くものであるかと云ふやうなことに付ても、考へなければならぬ

と言っております¹⁴。これはまさに強い参議院を組み込んだ議会制の意味にかかわる非常に重要な指摘ではないかという気がします。

・日本国憲法の政治制度と立法補佐機関としての議会図書館

次に、立法補佐機構をそこにどう組み込んでいくのかという問題が最後にあるかと思えます。最初にも申しましたように、日本国憲法というのは

¹⁴ 貴・帝国憲法改正、1946年9月20日（第90回帝国議会 貴族院帝国憲法改正案特別委員会議事速記録第18号 1頁）。

基本的には議院内閣制をとっております。ですから、アメリカと違い、議員中心の立法というのがなかなか考えにくい。それから、強い立法補佐機構を置く必然性がなかなかみつけにくい。実はこういう難点を抱えているわけです。しかし、申しましたように、一口に議院内閣制といってもいろんなタイプがある。日本の場合、これはもちろんいろいろ難点もありますけれども、強い参議院というものを組み込んだ議院内閣制である。つまり、衆議院の多数派があれば簡単に法律が通るかという、必ずしもそうでない部分があるわけです。ですから、ある種、国会の中での慎重な審議とか合意形成を強いるような要素が憲法の中にむしろ組み込まれているんだ。これが実はここ何年かの中で非常に明らかになってきたことではないだろうかと思うわけです。相違というのは、しばしば国政の停滞要因だというふうに言われることもありますけれども、むしろ、相違が持っているある種の豊かさみたいなもの、可能性みたいなもの、そういったものに改めて注目する必要があるのではないかと、繰り返しになりますけど、そんなふうにするわけです。国会の中では相違が生まれてきますと、当然、そこにはやはり立法補佐機構の役割が求められてくる部分がある。いろんな形で、国民の現実に触れるものを国会に提供しなければならぬということになるわけです。ですから、「議院内閣制だから」ということは必ずしもいえないんじゃないか。むしろ、日本国憲法の議院内閣制がどういうものなのか、その中で国会がどういう役割を演じるべきなのかということを経験的に、やはり議論すべきなのだろうと思うわけです。

そこに関連しまして、最後にもう一つだけ付け加えておきたいと思っておりますのは、これは先ほど申し上げた諮問ということとかかわるんですけども、諮問機関といわれるものはたくさんあるわけですけど、国会に附属した立法の諮問機関が置かれている。国会に附属した機関であるということの意味も、やはり改めて考えてみる必要があるのではないかと、思うわけです。国会というのは、言うまでもなく行政統制ということを経験的に大きな役割にしております。その一環として、例えば支部図書館というような制度が作られる。羽仁五郎がそこに込めたの

は、まさに行政が持っている情報を占拠してしまう。いささか過激な表現ですけど、こういうことだったわけです。そこにひとつ、国会に附属機関があるということの意味があるのだらうと思います。それから、おそらく、国会にある諮問機関、附属機関というのは、行政に置かれているような諮問機構とか付属のスタッフとは少し意味合いがやはり違っているということも考えておく必要があるかもしれません。例えば政府法案を作るにあたっては行政機構というのは非常に有力なシンクタンクとして機能するわけです。しかし、行政自体は、政治的に中立とはいわれても、やはり中立でない部分が多々ある。行政自体が積極的に政策形成に関与していくという側面が少なくないわけです。ですから、行政とは違って、その政策形成から一線を離れた専門的な独立機関が国会に附属しているという意味は、やはり重要だろうという感じがします。

最後にもう一つだけ付け加えておきたいと思っておりますのは、専門機関といわれるものはもちろんたくさんあるわけです。例えば私が勤務している大学というのも専門研究機関の一つです。にもかかわらず、なぜ国会に諮問機関があるのか、ということがおそらくもうひとつ重要なところだろうと思うんです。行政とも違う。しかし、一般的の専門的な研究機関とも違うのではないかと、いうことであります。これは羽仁五郎が非常にこだわった点でもあるように思うのです。非常に魅力的な言葉なので、少し長いのですが最後に紹介したいと思います。大学と国会図書館がどう違うのかということについて、彼はこんなように述べております¹⁵。

大学よりも国会図書館の方が重要だというのは、別に大学を悪くいう意味ではなく、人民主権に大学は直接の関係はないからです。大学教授は人民に選挙されたわけではない。議員は絶えず人民から選挙されて来る。(中略)人民が悲しい顔をしたその願いが彼らの脳裏に焼きついている。それが必ず皆さんの職場に届くはず。その意味で国会図書館は現実と遊離していない研究ができる。

15 羽仁・前掲注(4)149頁。

ということです。これは、実は図書館員の皆さんに語りかけている講演の一説です。先ほど、専門性、中立性ということを書きましたけれど、同時に、あるところでやはり国民の現実とつながっている、通常の大学のような専門的な研究機関とはやはり一面では違ったところがある、そこが国会に附属した諮問機関が置かれる、実は非常に大きな意味ではないか。こんな感じが改めて強くなります。

理念と制度 —むすびにかえて—

今日は、60年前の理念ということに着目をして、立法補佐機関の意味について、不十分ながら考えてまいりました。本来ですと、具体的に「もっとこんな制度を作ったらどうでしょうか」「制度のここを直したらどうでしょうか」という提言を行うほうが現実的なものかもしれませんが、最初に申しましたような意味も込めて、改めて理念ということに注目してまいりました。最初に申しましたように、私はフランスの議会制というのを勉強してきたわけですが、勉強をしながら、非常に感じますのは、フランスの革命期、今から200年前になりますけれど、当時、語られた言葉というのは、理念として実によく共有されているということです。例えば1789年の人権宣言というのは、今でもフランス憲法の一部に組み込まれていると考えられています。それに基づいて、憲法裁判所は違憲立法審査権を行使するわけです。それだけではなく、実際の制度の意味が論じられる時に、革命期に使われてきたような理念が、やはり重要な意味を持って今でも用いられることが少なくない、というようなことを非常に強く感じるわけです。

これは、実は日本の場合についても同じようなことが本来あってよかったのではないかと思うわけです。60年前、いったいどういう思いで、国会制度が作られたのか、あるいは国会の附属機関としての国会図書館というものが設立されたのか、これは、やはりそれぞれ共有されるべき理念を多々含んでいるように思います。もちろん理念を具体化するには制度が必要なのですが、先ほども

お話をしましたように、現実にもその理念を具体化するような制度も作られているわけです。ただ、残念ながら、その意味が十分に了解されてこなかった。これは戦後、日本の議会制のあり方というものもあるのかもしれませんが、そういった状態が長く続いてまいりました。たまたま今、ねじれ国会というものの中で、改めて国会の立法活動、あるいは国会における合意形成ということに注目が集まっておりますけれども、改めて60年前の理念を振り返ってみる。そこに手がかりを求めてみながら、改めて、例えば国会内に、あるいはその補佐機構の役割なりについて、豊かなイメージを持ち直してみる非常にいい機会ではないか、そんなことを考えています。

はなはだ不十分ではございましたが、以上で私のお話を終わらせていただきたいと思います。ご清聴、どうもありがとうございました。

質疑応答

何点かご質問をいただいております。いずれもなかなか難しいご質問なので、簡単にお答えできないかもしれませんが、私のほうで紹介しながらお答えするというにさせていただきますと思います。

衆議院法制局や参議院法制局との関連

一つ目は、先ほど十分お話できなかった点ですが、立法補佐機関として国会図書館があるわけですが、それとは別に衆議院と参議院の法制局というのがございます。それぞれの関係をどう考えたらいいかという質問です。これも、時間があればちょっとお話をしてみたいと思ったのですが、私のイメージですと、国会図書館が担うのは、立法ということに関していえば上流部分です。立法の基礎になるような調査、あるいは立法の前提になるような知識の提供が中心になるのかなと思います。一方、議院の法制局は衆議院、参議院それぞれございますけれども、ここではそういった上流部分の調査に基づいたアイデアを議員が持ち込

んで、それを法律案という形で仕上げていく。大まかにいうと、そんな役割分担になるのではないかというイメージは持っております。ただ、もちろんそれぞれ厳密に役割を分ける必要はありませんし、重複する部分は随分あるのではないかと思うんです。例えば国会図書館で出されている専門誌などを拝見しますと、外国の立法の翻訳ですとか、かなり立ち入ったものまで含めて非常に貴重な資料がいろいろあるかと思えます。それから、議院法制局の方ともお話をすることもよくあるのですが、議院法制局というのは基本的には議員が持ち込んだ案件を法律に仕上げるということなのですが、しかし、その過程では、その法律の理念などについて、ずいぶん議論を交わされるというようなこともあると思うんです。ですから、大まかにいうと、上流部分と最後の完成をする部分という分担にはなるかと思えますが、実際には重なり合う部分も少なくないかな、それはそれぞれすごく面白いシステムなんじゃないかと思っている次第です。

諮問と立法補佐機関

二つ目が、どういうふうにお話をしようか私も迷った点です。どういう質問かと申しますと、諮問というような形でその延長線上に立法補佐機関を位置づけるというふうな趣旨で先ほどお話をしました。しかし、例えば国会図書館の位置づけは諮問というのとはちょっと違うのではないかな。確かに専門性、独立性のある機関ではあるけれども、むしろ国会の手足として現実と向き合う、そういうふうな役割なのではないか、こういう趣旨のご質問です。これは、たぶん国会図書館というような機関が抱えている一番難しい部分とかかわるお話かなと思うんです。つまり、政治というのは非常に複雑なもので、ですから、やはり民主的な正統性を持った議員、国民代表である議員が最終的に選択をして決定をするということになるわけです。先ほど、立法の科学というようなことを申しましたけれど、これは決して一義的に答えの出るような科学ではなく、やはり最終的には政治とか利益の調整とか選択ということとかかわっ

てくる部分をどうしても持たざるを得ない。ですから、やはり最終的に選択をして決めるというのは国民代表の役割だというふうに思うんです。

そういうことになりますと、確かに補佐機関の側から、民主的な正統性を持っていない補佐機関のほうから積極的に何かを提案するというのはちょっとイメージが違うのではないかな。行政機関の場合ですと、そういうことも、おそらくあり得るだろうというふうには思うんです。最終的には国会がコントロールをかけますので、それはあり得ると思うのですが、確かに国会図書館のような独立性、専門性のある機関が、いくら国会の附属機関とはいえ、積極的に政策を誘導するような提案をするというのは、やはり問題があるのかな、これは一つ言えるところだと思うんです。ただ、文字どおり、国会のいうとおりに動いていく、例えば調査依頼があれば、それに機械的に答えていくというだけの役割かということ、たぶんそれだけではないんだろう、そんな感じがするわけです。諮問という枠の中でお話をしようか、準備する時に迷ったんですが、あえてその延長線上でお話をしたのは、そんなようなことが頭にあったからです。独立性がありますので、いろんな意味で、先ほどの言葉を使いますと、「国民の現実を明らかにしていく」ということができるんだろうと思います。国会議員の側というのはどうしても背後にいろんな支持者がいますので、現実をみるといっても、やはりそこに強く規定されるところがあると思うんです。専門機関の場合ですと、やはりそこからは一線を画している。いくら国会に近いとはいえ、やはり距離が置かれている。これがたぶん重要なところなのだろうと思います。

中立性をどう考えるかというのは実はなかなか難しいところですが、ある意味、言葉が過ぎるかもしれないかもしれませんが、専門的な偏りというのはむしろあってもかまわないんじゃないかな。あくまで提案ということに徹するのであれば、ある程度の偏りというのは多少あってもかまわないのではないかなというふうにも思うんです。むしろ専門的なスタッフがたくさんいらっしゃいますので、その中で関心があると思われるテーマ、国政をみながら、それぞれたぶん私たち研究者とは違う視点をお持ちだと思

ますので、積極的に提案していただくというのは立法補佐機関の役割としてはありうる話ではないかだろうか、そんなふうな気はしております。ただ、あくまで、それはまさに提案ということにとどまる。そこでは一線があるというふうに思うのですけれども、文字どおり機械的に国会のために動くというよりも、もうちょっと積極的な、能動的な役割があり得ていいのではないだろうか、そんな気がして、諮問という言葉の延長線上で補佐機関を今日は位置づけてみたということです。ただ、まさにご質問にありますように、諮問なのか、あるいは国会の文字どおり手足として動くということが大事なのかということについては、なかなか難しい問題があるというのは事実かなと思います。

日本の政治機構のモデルと 「強い参議院」の由来

三つ目にいただいた質問も難しいのですが、日本の政治機構を考える上で、いくつかモデルがある。そのモデルが混ざり合っている部分があるんじゃないか、あるいは単純にイギリスモデルといえない部分があるのではないか、今日はこういうお話をしましたけれども、日本独自の複雑さということについて、例えば私が専門にしているフランスの議会制との対比、あるいは明治期にも日本は議会制を輸入しているわけですがけれども、そこでの経験などを踏まえながら補足してほしい、それから、強い参議院の由来というのが、いったいどの辺にあるのかということについても触れてほしいという質問をいただいております。

これも短時間でお答えするのが難しいところがあるのですが、例えば「元老院」と日本でよく訳すフランスの第二院と参議院とどこが違うのかというのは面白い問題を含んでいると思うんです。フランスの第二院である元老院はちょっと特殊な機関で、憲法上は普通選挙によって選ばれるけれども、同時に地方公共団体を代表するという役割を担っております。選挙制度も独特で、日本でいうと複選制、フランスでは間接選挙というシステムです。つまりそれぞれの県が選挙区になって、その県で選出されている地方議員とか国会議員が

集まって元老院議員を選挙する。この9月にも選挙がありましたけれど、こういう間接選挙で地方公共団体を代表するという役割を同時に担っているという機関です。日本の参議院とそこは一つ違うんですが、もう一つ非常に違うのは第一院である下院との関係です。普通選挙によって選ばれてはいますけれど、間接選挙ということで民主的な基盤が元老院の場合は弱いわけです。ですから、これは日本と一番違うところなんですけれど、権限でいいますと、やはり不対等型ということになります。つまり、両院の視点が食い違った場合には最終的には下院が多数決でそれを覆えるという不対等型の二院制をとっている。いってみれば、異なる選挙制度をとることで独自性の発揮を期待する。しかし、独自性を発揮させるために民主的な正当性を犠牲にしているところがありますので、民主的な第一院よりは権限としては一歩劣ったものを考えるという形で制度を組み立てているというふうにいえると思うんです。ただ、不対等型とはいっても、実際には元老院は非常に強い影響力を持っていますので、簡単に不対等型とくれないところはありますが、一応、制度としてはそういうものとして組み立てられていると理解することができると思います。

それとの対比で参議院を考えてみますと、日本の参議院は間接選挙がとれるかどうかというのは解釈の問題として議論はあるんですが、基本的には衆議院と同じように普通選挙、しかも直接選挙で選ばれているわけです。憲法上は両院が全国民の代表であると規定されております。つまり、同じような民主的正統性をそれぞれが持っているわけです。そうなりますと、当然、権限の面でも対等な権限を持っているのではないかということになるんだと思うんです。逆に考えますと、対等などと言えるほど強い権限を参議院が持っているとすればやはりその権限に見合っただけの強い民主的正統性が必要になる。そうなりますと、その両院を全国民の代表として規定するということと、参議院に相当強い権限を与えるということは、たぶん1セットの問題として考えられるべきなのであろうと思うんです。ですから、これはこれで制度のつくりとしては一貫性があるんだと思うんです。

ただ、この場合、非常に難しいのは、どうやって独自性を発揮するのかというところですね。選挙の仕組みを変えてしまえば独自性を発揮しやすいというのはわかりやすい話なんですけれど、なかなか選挙制度を通じた独自性の発揮というのが難しいという部分があります。そうしますと、やはり強い権限を通じて、それを実現していくということを期待するということになる感じがするんです。これは日本国憲法の制定の過程でも、ずいぶん議論された問題で、当時は、実は参議院というのは不対等な存在だ。衆議院のほうが優越しているんだということを前提に議論がされてはいたんですけど、貴族院とは違う、民主的に選挙された参議院にどういう独自性が期待できるんだというところは実は憲法の制定の過程でもずいぶん議論されました。

先ほど紹介しました金森の議論もその一環ですが、これは簡単には答えが出にくい問題だと思います。私なりに考えていますのは、先ほども少しお話ししたように、ある種の合意なり、調整のメカニズムというものが強い参議院の中には組み込まれている、ここら辺にヒントがあるのかなと思っています。参議院が強い権限を持っていますと、例えば今の国会のように衆議院と参議院、二大政党それぞれが多数を占めるという状況では、たぶんなかなかうまく機能しにくいだろう。一方が拒否権を発動すると、ものごとがなかなか決まらないということになるわけです。ですから、強い参議院という認識を前提にしますと、今のような二大政党よりはもう少し柔軟性がある、ある程度、合意調整のような余地があるような政党システムのほうが本来、適しているのかな、こんな感じもします。ですから、選挙制度をどうするかという問題も実は付随して出てくるように思うんです。その意味で、なかなか独自性を見つけ出すのが難しいシステムではあるんですけど、基本的なつくりとしては、民主的な正当性と権限という関係で考えますと、フランス型も、日本型も、それなりにそれぞれ意味がある、そういう仕組みではないか、こんな感じがするわけです。

それから、そもそもこういう制度はどこに由来しているのかというと、なかなかこれはモデルを見

つけるのが難しい感じがします。今、「実は二院制自体も、一応、それぞれロジックはあるんですよ」というお話をしましたけれど、だいたい政治的な妥協の産物としてできあがることが多いように思います。論理的に一番一貫性があるのは、例えば伝統的な貴族院型みたいなシステムです。あるいは連邦国家における第二院、あるいは、単純にいうと、一院制ということになると思います。単一国家で民主的に選挙された第二院がなぜ必要なのか。これは昔から言われる話なのですが、論理的には説明が難しい部分があると思います。日本の参議院も、GHQ側と日本政府側のやり取りの中である種の妥協の産物としてできあがったんだというのはよく強調されることだと思います。ですから、なかなか論理的にこういうモデル、こういう論にしたがって作られたのだということは説明しにくい。

しかし、他方で、やっぱりこれも重要なことと思っていますのは、世界を見てみますと、実は二院制をとっている国は結構多い。他方で一院制をとっている国もたくさんあるのですが、どこで分かれているかということ、一つは連邦制をとっていると、基本的に二院制をとるわけです。では、単一国家の場合はどうかということ、やはりある程度の人口規模というのが、ひとつ分かれ目になっているのではないかという指摘があります。だいたい1,000万人ぐらいと言われるんですが、ある一定以上の人口規模を持っている国では比較的二院制をとっている国が増えてくるということです。これは経験的な問題なんですけれども、重要な問題が含まれているように思っていて、つまり、ある程度以上の人口規模を抱えてしまうと、一院の多数派だけで政治的な決定を行っていく、つまり国民の現実を踏まえた政治を行っていくということが難しい、これが経験的に感じられている部分があるのではないかということだと思うんです。よく日本というのは同質性が高い国だというふうに簡単にくくられますけれど、今のねじれ国会が示しますように、どうも、同質でない部分といいますか、実は多様な部分というのはたくさんあるんだろうと思うんです。ですから、日本のような人口規模を考えますと、やはり一院だけですべてを語り尽くすというのは難しい。そういう

意味で、たまたまできあがった制度ではあるんですけど、やはり二つの議院を置くということには、かなり大きな意味があるのではないかと思っている次第です。

国立国会図書館開館60周年記念シンポジウム
第一部 講演 配布資料

2008年11月19日 只野雅人

国会の情報基盤

－立法補佐機関の役割－

日本国憲法と国会図書館設立の理念

・新憲法と国会

－国会をめぐる理念の転換

－補佐機関の必要性：「國政のための実効ある『働く図書館』」

・ジャスティン・ウィリアムズと議会図書館構想

－国会をめぐる4つの問題点

－議会強化のモデルとしての立法府再建法（Legislative Reconstruction Act）

・「真理がわれらを自由にする」－羽仁五郎と国立国会図書館法

－「真理がわれらを自由にする」

－憲法附属法としての国立国会図書館法

－「外来種」と日本国憲法の議会制

日本国憲法の政治機構と立法－「外来種」の土壌

・制度的基盤の相違－大統領制と議院内閣制

－「アメリカ・モデル」と立法

－議院内閣制と立法

・日本の政治機構と立法：モデルの混交？

・立法過程における日本の特質

- 政権交代の欠如
- 法案の精査と完成度の高さ
- 議員が「国民の現実」に基づき立法するという理念の困難さ

今日の社会と立法作用

- ・立法の理念と「国民の現実」
 - 立法の理念
 - 「国民の現実」：「多角形の国民」（金森徳次郎）
- ・政治 - 社会の関係と立法の変化
 - 普通選挙の確立と政治的民主主義・政治代表自体の限界
 - 立法の限界と補助杖の必要性
 - 様々な要請と立法の変質：「国民の現実」とどう向き合うか
 - 「選挙された議員」と「国民の現実」「立法の科学性」

日本国憲法の政治機構と立法補佐機関

- ・相違から合意を導く機構としての議会
 - 困難と存在意義
- ・合意形成システムとしての日本国憲法の政治制度
 - 「ねじれ国会」が明らかにしたもの
 - 単一国家における二院制
- ・日本国憲法の政治制度と立法補佐機関としての議会図書館
 - 議院内閣制と補佐機関としての議会図書館
 - 「国会」の付属機関であることの意味 - 「國政のための実効ある『働く図書館』」

理念と制度 - むすびにかえて

パネルディスカッション 「知的基盤としての図書館」

問題提起・コメント



問題提起

モデレーター 合庭 惇氏 (あいば・あつし)



皆さん、こんにちは。ただ今、ご紹介いただいた合庭でございます。今日は、たまたま縁があって、このモデレーターを務めさせていただきますが、果たしてうまくいくかどうか。今日はパネリストの方たちに、それぞれ論客がそろっておりますので、楽しいディスカッションになるのではないかと期待しております。

では、簡単ですが、パネリストの先生方をご紹介させていただきます。詳しいプロフィールはお手元の予稿集に出ておりますので、簡単に紹介させていただきます。

私のお隣が片山善博さん。テレビなどでよくお顔を拝見しますので、改めて紹介の必要もないと思いますが、前には地方自治体が設置して運営管理する公共図書館等の責任者でもあられたということで、今日は公共図書館のお話が出てくるのではないかと思います。

そのお隣の松岡さんは日経の記者、今は編集委員をされていると思いますけれども、特に図書館、公文書館、出版関係の記事をたくさん書かれていて、また、いろいろなことを提案もされております。特に、最近では、公文書館の問題がいろいろ出て、前の政権の時にはちょっと脚光を浴びたわ

けですけれども、この公文書館と図書館との関係、ライブラリとアーカイブズとの関係というのは、いろいろ悩ましい問題があるかと思います。国会図書館にかかわる報道記事も、2か月前か3か月ぐらい前ありましたけれども、そういったことも含めてお話いただきます。

続きまして、濱野保樹さん。濱野さんは専門は何と言ったらいいのか、もう非常に広い範囲をカバーされて、また、どちらかといえば、コミック、アニメ系のことにも詳しい。もともとニューメディアと言われていた時代がありましたけれども、そのころから新しいメディアについて、いろいろ積極的に発言されるわけですが、政府の委員などを務め、新しい情報通信基盤の整備に尽力されてきた方です。今日は映像を交えてお話をいただきます。

一番最後に小林真理さん。ご専門は文化政策学、文化資源学という新しいディスプレイとか、新しい学問分野を開拓されておられる方です。聞くところによりますと、蔵書のない図書館というものを構想されているということですが、そういうものが果たして実現可能なかどうか、それに関連したお話が伺えると思います。

以上、パネリストの方たちを紹介させていただきました。

では、早速ですが、始めさせていただきます。

今年（2008年）はちょうど国立国会図書館60周年、人間でいえば還暦にあたるわけですが、それを記念したシンポジウムを開催するというお話がありました。その時に真っ先に思い出したのは、ちょうど10年前の50周年、非常に盛大に祝われたと思います。その50年の時のことがチラッと念頭に浮かびました。といいますのは、10年前というのは、国会図書館にかかわって言いますと、今日配布された『国立国会図書館60年のあゆみ』を

見ておきますと、この50周年前後にいろいろ大きな出来事があったわけです。2年前の1996年にホームページが公開されて、それから2年後の2000年には国際子ども図書館が開館した。2002年には京都・大阪・奈良の、ちょうど京阪奈学研都市に——これは、私は職場が京都ですので、関西人ではないんですが、関西の立場から言いますと——関西悲願の関西館が開館したということがありました。特に、東京ではあまり関西館のことは話題にはならなかったとは思いますが、関西のライブラリアンの間では国会図書館関西館の開館というのは非常に熱い期待を持って見ていたということがいえます。関西館の時もそうでしたし、国会図書館のホームページの公開とか改訂ということでいいますと、やはり当時、図書館に多少とも縁のある人間にとって最大の話題はやはりデジタルライブラリ、電子図書館というものがありませんでした。この電子図書館に対する関心というのは10年前ではなくて、それこそ15年、20年ぐらい前から少しずつ起きてきたわけですが、これが頂点に達したのは、この日本における電子図書館プロジェクトというものを引っ張ってきた国会図書館が、いわば日本のデジタルライブラリの頂点にあって、話題も、そのデジタルライブラリ、電子図書館に集中したということがあるかと思えます。

では、10年後の今、問題は何なのか。やはりデジタルライブラリの問題は依然としてあります。いかにこの機能を強化していくかということは国会図書館の問題でもありますし、今日午前中、長尾館長からもお話があったとおりに思います。しかし、デジタルライブラリだけではなくて、この10年後の60年を考える時、何を手掛かりにするかなということ、私の念頭に浮かんだのが、実は1948年に国会図書館が創設された時の副館長であった中井正一（なかい・まさかず）の言葉を思い出しました。この予稿集に引用してありますので読みますと、

図書館は今、第一の円天井式時代から、第二の工場組織時代に移っていったのであるが、さらに大なる第三の課題が眼前にあらわれつつあるのである。それは図書館自身が、それぞれの国の、インフォメーション・センターとして、大なる国家組織のもとに一つの連絡網として、その組織をもととしていく。

と言いまして、中井が例に挙げたのはユニオンカタログ（union catalog）、いまやウェブ・オーパック（Web OPAC）という形で私たちが日常的に利用している、これの整備の問題を挙げたわけです。「円天井式の図書館の時代」、これはいうまでもなく、代表的な例としては、今はなくなりましたけども大英図書館、今はブリティッシュ・ミュージアムにその片鱗が残っております。あるいはアメリカのワシントンの議会図書館、ライブラリ・オブ・コングレス（Library of Congress）のリーディングルーム、こういうものがおそらく19世紀の図書館の象徴であったと。中井が当時、60年前に考えたことは第二の工場組織時代ということで、図書館の機械化というものを彼は構想したわけです。当時、マイクロフィッシュとか、マイクロフィルム、まだマイクロフィッシュは出ていなかったかもしれませんが、マイクロ資料の集積とか。いわば、これまでの冊子体の書物、雑誌、逐次刊行物を集めていくだけではなく、機械を利用したそういう記録物を集めていくことが念願だったし、また、中井にとっては、それがインフォメーションセンターというものを建設するという夢でもあったわけです。

この中井正一という人は京都大学の哲学を出て、美学を専攻した人です。非常に国際的な広い視野を持って、代表作「委員会の論理」、今、中井の著作のエッセンスが岩波文庫の『中井正一評論集』に入っており、この「委員会の論理」がトップで、図書館関係のものは一番最後に集められておりますが、非常に将来を見通したいろいろな提言をした人です。治安維持法違反で一年半ばかり、暗い所にいました。戦後、新たにこの国会図書館の副館長ということで活躍を開始しましたが、残念ながら若くして亡くなってしまいました。この彼の言葉、インフォメーションセンター、あるいは知的基盤としての図書館というものが、どういうものなのかということ議論してみたらどうだろうか。あるデジタルライブラリとか情報通信技術に特化した話ではなくて、もうちょっと広い視野から図書館の役割というものを見ていたらどうかということが今日の課題です。

特に、私もそうなのですが、デジタルライブラリを担いだころには、壁のない図書館とか、それから、もう館（やかた）の発想は古い、ネットワークの思想に切り替えようとかというようなことを

1 長田弘編『中井正一評論集』（岩波書店、1995年、岩波文庫）

言いましたけれども、その後、反省し、やはり蔵書をきちっと持っている図書館をベースにした上で、その上にネットワークを利用する、新しい情報通信技術を利用するような、そういう形態でいかなければいけないだろうと考えました。しかし、やはり日本では新刊の出版物が年間——私は7万5,000と把握してたんですが、今日の長尾館長のお話ですと、8万という数字が出て、「また増えたか」と思いましたけれど——どんどん増えている。同時に、いわゆるポーンデジタル、もともとコンピューター上で作られ、そして、紙メディアにはならないでネットワークを流通していく、デジタルな形態のまま流通していく、ビットで数えられるようなものですから、これは出版物とは言えません、ものではなく、出版コンテンツというべきなのかどうかわかりませんが、そういうものがどんどん増えていっているわけです。そうすると、これまで伝統的に、制度的に区分されていた図書館、美術館、博物館、公文書館といったものが、こういうポーンデジタルな素材を扱うようになりますと、制度的に仕切られていた壁も壊れていく。これを超えていくようなものが出てくる、そういう状況でもあります。紙の上に情報が固定されている出版物をしっかりと集める。そして、後世に残していくということと同時に、こういうポーンデジタルなデジタルデータで発信され、流通していくようなものをどうしていくか、という問題も未解決のまま、われわれの前に置かれているわけです。そういう状況の中でどう、これからの知的基盤を整備していかなければならないか、それが今日のテーマになるだろうと思います。

そのほかにもいろいろな問題があります。予稿集には、最後に国立国会図書館法の前文を引いておきましたけれども、今日、午前中の只野さんのお話でも、金森徳次郎、羽仁五郎という国会図書館草創期の有名な人たちの話が出ましたので、繰り返しますが、この理念を大切にしながら、国会図書館が今後どういうふうになっていくのか。われわれ国民は国会図書館にどういうことを期待したらいいのか。あるいは国会図書館とは違いますが、日常的に利用している公共図書館にもいろいろな問題があります。かつては無料貸し本屋などという議論がありましたけれども、そうではない新しい問題がいろいろ出てきて、こういったものを見据えながら、新しい文化施設というか、文化装置といいますか、そういったものをどう考え

ていったらいいかということで、問題提起とさせていただきます。

それでは続けて、片山さんにお話いただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

パネリスト発言

片山善博氏（かたやま・よしひろ）



はい。先ほど、ご紹介いただきました片山です。今、慶應義塾大学の法学部の政治学科で地方自治論を担当しております。昔でいいますと、一般教養科目というんでしょうか、今はそう言いませんが、その一環で1年生の学生に政治学を教しております。

私は、今日もこうやって図書館の催しに呼んでいただいたのですが、いろいろな図書館関係の会に顔を出すことが多いのです。その時によく「片山さんはどうして図書館のことにそんなに熱心で、一生懸命なんですか」と聞かれるのですが、私はそう聞かれることを個人的にはすごく奇異に感じるんです。地方自治論をやっている人に「図書館になぜ関心があるんですか」と聞くこと自体が、やや愚問ではないかと私は思うのです。というのは、公共図書館というのはほとんど自治体が行っているわけです。ですから、一般の国民にとっての図書館というのはほとんど自治体経営なんです。そうしますと、図書館の経営者というのは自治体なんです。自治体が行う地方行政、地方自治行政の中で、本当ならば非常に重要な役割と部分を占めているはずなんです。ところが、多くの皆さんは公共図書館というものが自治体の仕事の中で大変大きな比重を占めていると認識していないのです。ですから、地方自治の専門家と自分と言うのは変ですが、地方自治の専門家を自認する私

が図書館のことを取り上げるといのはごくごく当たり前のことなんですけれど、自治体の中でも重要な仕事だと自他共に認識していないというこの社会風潮が愚問を発することになるのかなという認識なんです。ですから、私なんかは常に財政がどうだとか——もちろん重要なんですけれど、——地方財政がどうだ、地方税制がどうだ、それから、国と地方の関係はどうだ、三位一体改革だと、地方自治論の領域では、こういう話を中心になるんですけれども、本当に住民にとって何が重要かといったら、福祉や教育でありその中で図書館という行政サービスが円滑に機能していますか、ということも本来の地方自治学、地方自治論の中心になるべきだと思っているものですから、あえて、いろんところで図書館のあり方について申し上げているということなんです。

それで、今日、ここに伺って、まず私は国立国会図書館の関係者の方にお伺いしたんです。「予算は、いかがですか」と聞きましたら、苦笑されながら、「じわじわ削られています」ということで、どの程度かというのは、だいたい霞ヶ関の相場と同じでしょうから、職員定数ですと、5年間で5.3%削る。それから、予算はシーリングで数%ずつ削っていくということなんです。これは大変だろうと思うんですけれども、でも、「霞ヶ関の各省もそういうことなんだから、自分のところだけ、あんまりわがまま言ってもしょうがないから」と、だいたい皆さん、あきらめるんです。ですが、私は本当はこれは違うと思うんです。

と言いますのは、そもそもなんでこんなふうに削るか、縮めるかということ、それはもう言わずとした財政難だからですね。では、「なんで財政難になったんですか」というと、いろんな理由があるのですが、例えば、国立国会図書館も含めて図書館行政、図書館に投ずるお金が原因で国や地方自治体が財政難に陥りましたかということ、絶対にそんなことはないんです。中にはないわけではないです。小さな町村でゴージャスな図書館を造って——私はいいいことをしたと思うんですが——それが財政の首を絞めて、にっちもさっちもいなくなつたという自治体の一つ知っています。でも、それは例外的です。まして国とか都道府県で「図書館に力を入れすぎたから、どうも財政が左前になりました」なんていうのは聞いたためしがないです。財政というのは、ほかのことで悪くなっているんです。「それは何ですか」とい

うと、やっぱり公共事業とか、そういうものなんです。あと、例えばこれは個別にどことは出てこないかもしれませんが、実は財政運営とか予算編成が非常に不透明で、その不透明な中でいろんな無駄とかズレが生じている。自治体なんかでも、そういう面があります。例えばヤミの職員がいたなんて、自治体などではあるんです。「ヤミ専従」なんてあるんです。これは大阪府とかで出てきました。そういう予算の裏でいろんなお金を使っていて、それが財政を慢性的に悪くしているってあるんです。では図書館でそんなことがありますか？ ヤミ蔵書費。「あその図書館は裏金で本を買ってたらしいですよ」なんて、ありますか？ もしあったら、逆に表彰したらいいです。

何が言いたいかということ、図書館は今日の国、地方を通ずる財政危機についてはイノセント（無罪）なんです、ギルティ（有罪）ではないんですね。しかも、実は今は非常に財政がどんどん緊縮していますが、どんどん伸ばしたこともあったんです。では、伸ばした時に図書館は比例して伸びましたか？ 伸びてないでしょう？ 伸びる時はほかの人が伸びて、縮める時はみんなと一緒に。それを何回も繰り返したら、相対的にはポジションは低下するだけなんです。そういうことなんです。だけど、国の場合はみんな一緒に数%ずつというから、誰も文句を言いにくい状況ですけど、自治体を見ますと、ひどい所もあるんです。図書館・美術館のような文化施設は3割カット、他のところは5%カット。公共事業は、これは不景気だから前年並みとか。そういう所もあるんです。ひどいもんだと思いますね。

では、何でそんなことになるのか、いろんな理由があるんですが、私は、一番、図書館なんかがいじめられる——ということ変ですけども——、財政なんかで厳しい状況に置かれるかといいますと、やっぱり図書館に対する認識が低いからです。図書館に対してリテラシーが非常に低いんです。誰の認識が低いですかということ、みんな低いんです。みんなというのは誰かということ、例えば政治家。自治体レベルでいうと首長、知事や市町村長さんとか、やっぱり低いです。私は全国知事会に8年間所属していました。その間、図書館が重要だからと、知事会で取り上げようと思いましたけれど、誰も賛同してくれる人はいませんでした。だから、認識が低いんです。それから、議員さんになると、これは個人差がありますけれど、意識の高いとい

うか、強い関心を持っている人はごく稀です。やっぱりあんまり関心がないですね。住民の皆さんはどうかというと、高い関心を持っている人もかなりおられるけれども、多くの皆さんは必ずしも図書館の本質というか、図書館の本来の役割とか意義を認識はされてないという印象を持っています。

どうしてだろうかということなのですが、やっぱり、図書館の本来の機能を活用したり、それでも自分が何か質の高い知的な活動をしたという達成感とか満足感が小さい時から今までにあんまりないのではないかと思います。特に霞ヶ関の官僚の皆さん、今日も来ておられるかもしれませんが、図書館には縁遠いです。私も霞ヶ関にいましたけれども、図書館に行くなんていう人はほとんどいませんでした。ですから、勉強ができる人という変ですが、試験の成績のいい人も、図書館とは縁遠いという、こんな社会なのです。

最近思いますけれど、図書館の本質的な機能とか、役割とか、意義、ミッションとっていいと思います。本来の使命がなかなか日本では共有されていないという気がするんです。例えば公共図書館の関係者や住民の皆さんが公共図書館に何を期待しているかということを描いた時に、たぶん国立国会図書館に期待していることとはずいぶん違うんだと思うんです。それから、学校図書館の意義も、実は必ずしも本当の役割は認識されていない。これは文部科学省の中でも図書館というものをトータルに捉えて、これを振興しようとか、国民の皆さんの利用、満足度が高くなるようにしよう、なんていう部署はないんです。公共図書館は生涯学習政策局で、学校図書館は初等中等教育局の端っこのほうに分断されているんです。大学図書館は高等教育局、大学を扱うところです。

それで、結局、公共図書館というのはどういうイメージを持たれているかということ、先ほど言いましたように生涯学習政策局ですから生涯学習の拠点ということです。皆さん、「生涯学習」って聞かれた時に何を思いますか？ 生涯学習というと、私なんかはだいたい暇と金——金はそうないかもしれないけど——暇のある知的好奇心のある人を対象としているような気がするんです。そうすると、退職サラリーマンがぶらっと図書館に行って、小説でも借りて帰る、こういうのが一般的なイメージですよ。そうすると、こういう財政難の時に予算を査定する人は「そんな趣味の本

ぐらい、自分で買いなさいよ」という話になるんです。だから、バッサバッサ削る口実になるんです。本当は違うんです。公共図書館のミッションは生涯学習だけではないんです。生涯学習の定義にもよりますが、本当は趣味の本を読んで教養を高めるだけじゃなくて、個人の自立を知的に支えるということだと、私は思うんです。国会図書館はまさにそうでしょう？ 国会議員の自立を支えるところでしょう。国会議員だけじゃなくて、省庁とか、国民の利用にも供するというところで、やっぱり皆さんの知的な面での自立をサポートするというのが国会図書館の役割だと思うんですが、実は公共図書館も同じ役割を担っているんです。ところが、どうも生涯学習という名の下で趣味と教養の世界に引きこもってしまっている。だから、「あまり予算なんてつけなくてもいいんじゃないか、こんなに金がないんだから」ということになってしまうんです。

最近、ビジネス支援とって、少し新しいサービスを始めています。起業しよう、ベンチャーを起こそうなんていう人に特にサービスをしていますけれど、私はあれは変だと思う。やるなという意味ではなくて、やっていいんですが、変だと思いますのは、なんで起業する人だけにあんなに濃厚なサービスを提供するのでしょうか。地方自治では特定の人に濃厚なサービスをする時は手数料を取るのが原則です。でも、図書館は無償でしょう？ 絶対無償原則ですよ。どうして、ごく一部の起業する人だけにあんなに手厚くするんですか？ 同じビジネス支援でも農家の人が長靴で入って行って、「トマトの栽培の仕方の本を借りたいんですけど」と、ビジネス支援を求めたら、ギョッとするのはないでしょうか。その辺がやっぱりいびつなんです。万人に対して自立支援しなきゃいけない。だから無償なんです、本当は。そういうふうに図書館の本来の機能を再認識すると、図書館の役割はすごく奥行きが深く、幅が広がるんです。そうすると、軽々に予算なんか締めちゃいけないと、賢い首長とか議員ならそういうふうに認識するはずですよ。

学校図書館もそうです。子どもが夏休みに本を借りて帰って、感想文を書くためのところみたいに考える人は多いんです。夏休みの感想文を書くためだったら、図書室に本を置いて、子どもが借りに来る。一週間に2回か3回、非常勤の司書がいたら、それでいいとか、ボランティアでもいい

という話になるんです。そうじゃなくて、子どもたちが考える力を身につける。特に、今、OECDの学習到達度調査（PISA）²でも日本の子どもたちの読解力が非常に落ちています。読解力って何かといいますと、いろんな知識や、情報や、書籍や、そういうものから、自分がそれらを統合化して新しいものを創造していく、これが読解力の定義だと思うんです。まさにそのフィールドは図書館なんです。図書館でいろんな、自分が知りたいこととか集めて、それで、自分なりに考え方をまとめていく。調べ学習の本質かもしれません。そういうことだとすると、そこに必ず人的なサポーターが必要なんです。それが学校図書館司書なんです。ところが、学校図書館の使命というのは、先ほど言ったように読書感想文を書くための本を置いていけばいいみたいなことだと、司書はいらないという話になって、貸出係、倉庫か洗濯屋さんの受け付けみたいな話になるから、非常勤でいい、いなくてもいいということになる。だけど、本質は子どもたちの読解力、正しい意味での読解力を養うということだったら、司書がない図書館なんて、本当はありえないはずなんです。

もう一つ、学校図書館は、学校図書館法には「教員のサポートもする」と書いてあるんです。どこの学校図書館で、今、教員のサポートしてますか？教員のサポートをするのに、「はい、ボランティアでいいです」とか「誰もいません」なんて、サポートになるはずがないでしょう？教材を作るためのサポーターも学校図書館なんです。法律にそう書いてあるんですから。そういうふうには、原点に帰れば学校図書館が今のままでいいはずがないんです。きちんとした専門の、専任の、正規の司書を置かなきゃいけませんねという話になるんです。

私は鳥取県で知事をやっていた時に、学校図書館の現状を見て、「これじゃいけないな」と思って、お金はかかりましたけれど、県立の高等学校には全部正規で正職員の司書を置きました。「小中学校は市町村立だから、それぞれやろうね」と言って、市町村長さんに話しかけて、鳥取県は90%以上、常勤は多くないかもしれませんが何らかの形で司書を置いているんです。知事の仕事を辞めて、東京に戻ってきて「都はさぞかし」と思って視察に行ったら、とんでもないんです。東京都なんて、小中学校が2,000校ありますが、司書はほとんどいないに等しいです。横浜市は500校ありますが、全然おりません。「人口がこんなに多

い所で、子どもたちも多いのに、この子どもたちを取り巻く知的環境はいったい何だろうか」と驚きましたね。

ということで、もう時間がきましたのでやめますが、要するに、もっと図書館に対して認識を深めて、ちゃんと正しく扱わなきゃいけない。そのためには政治家とか関係者、ひいては市民になるのですが、その皆さん方が図書館の本質的な役割というものを改めて認識する、そういう取り組みが必要なんだろうと思います。

合庭：ありがとうございます。図書館本来の機能とか役割を認識して、人的資源をそこに充てるべきであるというお話でした。そこにいくまでの公共図書館のお話が、ちょっと背筋が寒くなるというか、非常に寂しい話でしたけれども、将来に向けての課題というものがはっきりしたという気がします。

それでは、続けて、松岡さん、お願いします。

松岡資明氏（まつおか・ただあき）



日本経済新聞の松岡と申します。私は、ここ5、6年ですけれど、公文書館問題をずっと取材してきておりまして、何年か前に、雑誌に日本唯一のアーカイブズ記者と書かれたことがあります。その言葉は、記者の中では関心を持っている人が誰もいないということの裏返しでして。それが今年（2008年）になって、なぜか急に3月ぐらいから、にわかに論議が高まりました。「高まりました」と言っても、誰もがテレビで話題にするよ

² PISA調査 生徒の学習到達度調査(Programme for International Student Assessment, PISA)の略で、OECD（経済協力開発機構）が加盟国の多くで義務教育の修了段階にある15歳の生徒を対象に、読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシー、問題解決を調査するもの。

うな話ではないんですけど、ほかの新聞も含めて、一応、記事に出るようになりました。

それは何かといいますと、公文書管理を日本でもきちんとしようという議論が起きまして、それが、この春の3月から有識者会議というのできて、十数回にわたって論議をして、この11月の頭に最終報告を出した³。今後、これを基に「公文書管理法（仮称）」という法律を作り、来年の国会にかけよう、これを成立させようという段取りになりつつあります。なぜ、そんなことが今、話題になっているかといいますと、実は文書というのは、普段、われわれは関係ないと思うんですけど、実は行政の記録ですので、行政が何をやってきたということをつぶさに物語る証拠なわけです。その一つが、先日来、大きな話題になりました年金記録なのですが、こういうものが、あまりわれわれの関心の領域に入ってこなかったということを、これからはきちんとやっていかなきゃいけないということが今、言われているわけです。

実は公文書管理法というのは通常の国でしたら、だいたいどの国でも持っているわけなんですけど、日本にはその法律がないのです。あるのは、先ほど片山先生も「分断」という言葉でおっしゃいましたが、各省庁の内部の管理規則であったり、各自治体の内部管理規則であったりして、例えば、それをなくしても、廃棄しても、ほとんど罪に問われないということになっているのです。ですから、こういう問題がいろいろ起きてきたわけなんですけど、一つには——ここもまた分断がありまして——いわゆる生きてる文書といいますか、公文書のうち、これは現用文書というんですが、現用文書と保存期間を満了して非現用になった文書は扱いが違います。ですから、ここで途切れてしまう。前者については、いわゆる情報公開法の対象になるんですが、後者については情報公開法の対象ではないということになるんです。ここで問題になるのは全国に公文書館がどれくらいあるかということなのですが、いわゆる非現用文書になった文書というのは、だいたい公文書館に移して公開するわけですが、実は47都道府県のうち公文書館を持っている県は30しかないんです。鳥取県はもちろんあります。ただ、ない県が17もあるわけです。それから、市町村に至っては、1,800弱ありますが、このうち公文書館を持っている市町村は政令指定都市を入れても20ちょっとしかない、ということで、つまり、全国で50ぐらいの自治体以

外は、基本的にはその非現用文書については見られないということが現実になっているわけです。

それを改めようということで、今、その論議をして、話が進行しているわけですが、さりとて、では、先ほどから話題になっております図書館はどうかということ、図書館は全国に公共図書館だけで3,000以上あります。大きな自治体には必ずありますし、それから、先ほどのお話にもあったように利用者はたくさんいるわけです。実はこの中で、未整備な公文書館の代役として図書館を生かせないかと思っております。公文書もやがては歴史的な文書、古文書になる。うまく連携していければ、日本にも非常に整備が進んでいない公文書の問題が進むのではないかなということ、今、私は期待しております。

世界的にいきますと、MLA、ミュージアム、ライブラリ、アーカイブズという言葉がありまして⁴、これが、先ほどの合庭先生のお話にもありましたように、いわゆるデジタル化によって、この3つの垣根が非常に低くなってきたということで、連携が始まりつつあります。カナダのように、国立公文書館と国立図書館が合体するような事例も出てきて⁵、この三者が非常に近接した関係になりつつある。ということで、ますます先ほどの図書館の問題と併せて、これからこういう公文書管理の問題も前向きに取り組んでいける状況が、今やっときたのではないかなと感じております。

いわゆるこの公文書以外の文書というのは、例えば私文書ですとか民間文書はたくさんありまして、これをどこが収容するかというのは非常に難しい問題なのですが、国会図書館でいきますと、憲政資料室⁶というのがございまして、今、400種類、27万点の文書があるということなのですが、こういう所と連携をして国立公文書館をはじめとする公文書館が、やはり知的情報を蓄積していく

3 公文書管理の在り方等に関する有識者会議（座長：尾崎護）最終報告「時を貫く記録としての公文書管理の在り方」～今、国家事業として取り組む～（平成20年11月4日）

4 MLAとは、これまで個々に別々の昨日として認識されていた博物館・美術館（museum）、図書館（library）、文書館（archive）の活動を、共通点や連携すべき点を中心にとらえる考え方。電子化の進展によって、資料や利用についてそれぞれを分けていた垣根が低くなったことが背景にある。

5 カナダ国立図書館公文書館（Library and Archives Canada 略称LAC）は、2004年、カナダの国立図書館（1953年設立）と国立公文書館（1872年設立）の統合により発足。

6 国立国会図書館憲政資料室は、東京本館4階におかれ、おもに近現代日本政治史に関する文書類を所管。所管資料の多くが一般に刊行された資料ではなく、個人の日記や書簡などの私文書、あるいは公文書。資料は大きく憲政資料、日本占領関係資料及び日系移民関係資料に大別される。

取り組みを始めなければいけないのではないかと感じております。

その一つの象徴的な事例として、先ほど紹介した有識者会議の座長の尾崎護さん——元大蔵次官をされていた方——が、番外という大変ですけど、報告書を出したあとの立ち話の中で、今の公文書館というのは北の丸にあるのですが、施設も老朽化しており、貨物と人が兼用で乗るエレベーターが1基しかないんです。先ほど、国会図書館の方に聞いたら、東京本館には9基のエレベーターがあるということで、「随分差があるな」と思ったのですが、人員、定員をみても、国会図書館は900人以上の定員ですが、国立公文書館は42人しかいない。まさにエレベーターの数に比例するような極めて弱体な体制しかないというので、これを、ぜひ国会図書館と並ぶような存在にしたいということをおっしゃってまして、それをひとつ実現するのが、これからの日本の21世紀に向けて、きちんとした国の形を決めていく大きな手がかりになるのではないかと感じております。

合庭：ありがとうございました。実は私も、公文書館と図書館、ライブラリとアーカイブズの問題がだんだん重なってきて、これは図書館側からみると、実に悩ましい問題で、基本的に図書館というのは出版物を扱ってあげればいいわけですけども、国会図書館のように、今、ご指摘があったように、憲政資料室のようなドキュメント・アーカイブを持っているところもあるわけで、これをどう重ねたらいいのかというのは疑問に思っていました。ひとつ新しい方向を示していただいたかと思えます。

では、続けて、濱野さん、お願いします。

濱野保樹氏（はまの・やすき）



東京大学の濱野でございます。実は私は国会図書館に大変興味があります。そのきっかけとなりましたのは、1986年にワシントンDCに半年いた時に、お金がないので安アパートを探したところ、1週間60ドルで、アパートを区切っているいろんな人が泊っていました。聞いていると、アメリカの議会図書館でリサーチするために、ワシントンに来た人のためのアパートでした。半年、そこにいてそういう方々の話を聞いて、いかに議会図書館の機能が大切かを知りました。もちろん世界中から、いろんな方が来られて、議会図書館に一月なり、数週間通ってました。そういうことがあって、私も、転居した時に国会図書館に通いやすい所というので、有楽町線沿線を選んだぐらい国会図書館は重視しています。

2年前（2006年）に私はある新聞に「世界で最も優れたネットワークサービスは国会図書館の雑誌記事の取り寄せサービスだ」というエッセイを書きました⁷。そのサービスはウェブで記事検索をして、発注すると、国会図書館から郵送でコピーが送られてくる。これまで雑誌記事は専門家の方々がデータベースを持ってないと、なかなか記事の情報にアクセスすることができなかったのに、国会図書館の雑誌記事索引は、ある程度、有名な記事がデータベース化されていて、それをクリックしてだけで記事のコピーが送られてくる。埋没していた情報を顕在化し、なおかつ、これまで図書館のサービスにアクセスできなかった方にも届けるという意味で、こんなにエレガントなネットワークサービスはないと今でも思いますし、世界一のサービスだと思っています。そういうことで考えると、先ほどお話があったように、どんどん公共サービスとか、民間のサービスがこの状況で縮小し、これまでのサービスを維持するだけでも大変です。私は公共図書館というのは、存在するだけでも有意義だと思っております。

その前提となる技術革新についてお話ししたいのですが、今、本という形をとろうが、どういう形をとろうが、情報はほとんどデジタルで作られています。例えばオバマ氏が大統領に選ばれたあと、大統領就任式の前に彼の方針をネットで流したわけです。これまで、そんなに大事なことだったら雑誌記事とか新聞記事になって、最終的にはその雑誌や新聞が国会図書館に残されたはずなの

⁷ 濱野保樹「世界で最も優れたネットワークサービス—「日本の記憶」国会図書館」『産経新聞』（夕刊）2006.6.29

に、ネットで流されました。じゃあ、その発言はどうなるのでしょうか。全文、書き起こされて、新聞に掲載されたかもしれませんが、一次情報はまずネットだったということでもあります。プラットフォームについても、例えば出版は2兆5,000億ぐらいだったが、たった十数年で、2兆ぐらいになり、5分の1のマーケットがなくなりました。どんどん今、電子出版化されてますし、例えば東京大学でも、「工学系の学術雑誌は、予算縮減のために電子ジャーナルにしろ」とメールが回っています。だから、紙媒体で保存するということが、もうほとんどできなくなっています。漫画でも、日本の出版冊数の4割は漫画ですし、売上の3割は漫画です。それが漫画のマーケットも縮小していて、その代わり携帯漫画は、毎月15%ずつ伸びているといわれるくらいです。それは国会図書館でどう保存されるのでしょうか。書籍という形体が急激に減っていて、ある時期に、ドンと減ってしまう可能性があるということなんです。

もう一つは、流通のデジタル化です。例えばGoogle（グーグル）という検索会社は、今、慶應大学とか世界中の大きい大学と提携して、著作権の切れたものを自動的にデジタル化して、ネットで無料で配信し始めています。これまでは映像を流すことはすごく敷居が高かったんですが、YouTube（ユーチューブ）によって、文字を流すよりも簡単に映像が流せるようになりました。Googleの著作権を切れたものを無料で膨大にネットで流すものと、図書館とどう違うのかといった、いろんな根源的な問題が出てきています。これまで、デジタル化の議論といえば、増大する図書資料に、どう図書館は対応するかという論点で出てきましたが、今、デジタル情報そのものにどう対応するかということが、それに付け加わりましたし、民間のサービスで図書館に類似するサービスとどう共存していくかという新たな次元の議論も必要になってきたと思います。

ご専門の方は当たり前のことなんですけど、バーネバ・ブッシュ（Vannevar Bush, 1890-1974）というアメリカの高名な研究者が増大する情報に対応するためにマイクロフィルムを前提としたメモックス（memex）というシステムを提案しました。これが、たぶん電子図書館の概念の最初だと思います。当時、冷戦ですから、核戦争が起こって、アメリカの文化を、どう将来のアメリカ人に手渡すかということが真剣に議論されていま

した。核戦争で地上が全部焼け野原になってしまったあとにも、どう図書情報を後世に渡すかということで、1961年、リック・ライダー（Joseph Carl Robnett Licklider, 1915-1990）は評議会から依頼を受け、1965年、有名な『ライブラリ・オブ・ザ・フューチャー（*Libraries of the future*）』——実はここにコピーがあって。ここに国会図書館のマークがちゃんとある。私にとっては大変思い出深いコピーです——の中で彼は「本は情報の保存とか組織、検索、ディスプレイにまったく向いてないから、デジタル化する」と言明しました。

有名なインターネットは彼のコンセプトから出ましたし、彼が作ったいろんなものが、アメリカの情報革命を支えたわけです。心理学者であったので彼の思いを形にしたのは別の人間です。彼を支えた人の一人が——合庭先生もよくご存知の——アラン・ケイ（Alan Kay, 1940-）です。この写真は一緒に十何年前にアラン・ケイにお会いした時のものです。この扇子に書いてあるのは、彼の有名な「未来を予測する最善の方法は未来を作ってしまうこと」という言葉をケイ自身が書いたものです。

たとえ話をしますと、マクルーハン（Herbert Marshall McLuhan, 1911-1980）という有名な研究者が「役割が終わったら芸術になる」というようなことを言った。絵画なんか考えてみるとわかりますが、絵画は記録性を持っていて、記録という機能がカメラにとって代わられると、絵画は芸術になる。フィルムのカメラも、デジタルカメラができて記録性がすごく落ちて、フィルム・カメラも芸術になったわけです。だから、本ももしかしたら、そうなるのではないかと。文献も安く読もうとか、安く流通させようと思ったら、今のデジタルコミックみたいに、どんどん携帯のほうに移ってしまい、冊子体が少なくなる。だから、冊子体に描かれる漫画は芸術になってくるのではないかと。それは役割が終わった時だということ、非常に深刻な問題です。

そして、リックライダーはさまざまな新しい概念を作りだしました。例えば不特定多数に伝えるブロードキャストに対抗して、特定少数に伝えるナローキャスティングというコンセプトを放送の中に初めて持ち込みました。彼は情報技術があらゆるものを変質させてしまうことを、心理学者として見事に言い当てていますが、ただ、彼が生き

出したものが大変大きな問題を、今、われわれに突きつけています。これまでは、本というのはインターネットが良いために誰でも閲覧可能で、本の読み方をいちいち教えなくても、だいたいわかるわけです。ただ、これは余談ですけど、欧米の本は右から左に開きますけど、海外の漫画は、今、日本の影響を受けて、左から右に開きます。だから、外人が間違えて開けたら「ストップ、そっちは間違ってます」と、マニュアルが書いてあります。本にも読み方のマニュアルがついてると面白いと思いました。でも、本はインターフェイスはいいわけですが、では、電子ジャーナルは、普通の人がそれにアクセスできるのか。できないようだけど、したいと思った時に読めるのか。誰もが読み方を知っていることを担保できないわけです。例えばデジタルコミックというのは、人気が出ると冊子体になる。人気がなければ、それで消えてしまう。価値観なんていうのは時代がたつてみないとわからないわけだから、では、それをどうやって保存していくのかということも、大きな問題になっています。

さらに大きな問題は、今、加工されていない一次情報がパッと出てしまうわけです。あんまり簡単に情報ができて、あんまり簡単に情報が流通に乗せられるから、現在の情報と「等身大」の情報ばかりというか、インターネット中、ブログという現在と等身大の情報ばかりで、もういいやというぐらい、等身大、等身大、等身大ばかりです。では、そういった加工されない一次情報が爆発的に伸びてはいますが、それは意味のない情報なのかということ、そう断じることもできない。例えば、最近、私は本を出しました⁸。映画の戦後の混乱を調べるために、私は国会図書館に何百回と通いましたが、情報がほとんどない。それはなぜかということ、ゴシップとかそんなのは、ちゃんとした権威のある本に書かれてないからです。『近代映画』とか『映画ファン』とか、そういうファン雑誌にしか書かれてないのですが、そんなもの、昔はつまらないと思って、どの図書館もきちっと管理してなくて、保存してない。だから、もうほとんどない。情報の価値は、やはり時間軸を長くとっていかないとわからなくなる。等身大と現在の情報であふれ返っている今だからこそ、私は国会図書館とか公立図書館が歴史軸を過去と未来に長く持つことが重要だと思います。存在意義は余計重要になってきていると思います。アメリカ

の国会図書館は「アメリカの記憶」と言っていますが、蓄積されたものを読み解いていけば、日本の国会図書館も歴史そのものだと思うんです。そういった意味で、歴史軸を長くとることができないデジタルの情報の弱みを補う意味で、大事なものとなっています。アメリカの国会図書館は「優れた本はたとえ100年に一度しか使われなかったとしても、その価値は減じない」というモットーを、どこかに彫っているらしい。私はこの言葉が好きです。やはり時間軸を長く持ってやっていくということが、民族の遺産をつないでいく国立国会図書館の大事な機能だと思います。

そういった意味でいえば、やっぱり過去にもさかのぼって収集していただきたいし、歴史そのものになっていただきたい。最近ショックを受けたことがありました。映画の研究をされる海外の方が資料を探すときは、国会図書館ではなく、早稲田の演劇博物館でもなく、大谷図書館でも、フィルムセンターに行くのでもありません。国分寺にある牧野守さんのコレクション⁹を見に行くわけです。10万点あったといわれています。家がかしぐぐらいありました。それで、牧野さんは高齢だから、コロンビア大学に売却されました。これからは、日本映画の研究をするために、コロンビア大学に行かなければならない。もし、過去に軸を延ばして未来に軸を延ばして図書館を考えると、図書館をネットワーク化して、何があって、何がなにかとかいうことを調査していただいて、その核として国会図書館が機能していただくことを強く希望します。

合庭：ありがとうございました。時間軸を過去及び未来に長くとる必要があるという非常に貴重な指摘をいただきました。先ほど、アラン・ケイの写真が出てきましたけれども、3年前にチュニジアのチュニスで情報社会サミットがあって、たまたまそこに発表に行ったら、会場に彼がいて、久しぶりに再会しましたが、それを濱野さんに言うのを忘れていました。

8 浜野保樹『偽りの民主主義—GHQ・映画・歌舞伎の戦後秘史—』（角川書店、2008年）

9 牧野守（まきの・まもる）
1930年、樺太（サハリン）生まれ。映画の上映運動やテレビドキュメンタリーの演出などを経て、1970年代後半から映画史研究に取り組み、資料の収集・調査を始める。所蔵する約10万点の文献は「マキノ・コレクション」として世界的に知られる。『大正期キネマ旬報』『左翼運動雑誌』などの復刻版を18種・250巻刊行。2006年、コロンビア大学東亜図書館がコレクションを購入。

デジタル情報にいかに対応するかという、これはまさに今、ホットな問題になっているところです。選択的収集なのか、網羅的収集なのかというような議論も進んでいるようですが、なかなか難しい。本当に、ブログなどがたくさん増えていっていますので、今の価値基準でもって選別することはもう絶対避けないといけないと思いますけど、時間軸を核にして考えるという濱野さんのご指摘でした。

では、続けて、小林さん、よろしく願いいたします。

小林真理氏（こばやし・まり）



東京大学の小林でございます。著名な先生方と一緒にさせていただく中で、実はすごく緊張をしております。それから、事前に十分に打ち合わせをしていなかったものですから、最初に、私が「蔵書のない図書館を提案しようとしている」というようなご紹介をいただいたのですが、実はまったく違う視点でありまして、その辺りのことを少しお話をさせていただこうかなと思っています。ただ、実はこれまでにお話をされた先生方と重なる部分もありますので、繰り返しになるところもあるかと思っています。

なぜ「蔵書のない」、という言葉で誤解されたかということ、おそらく私が文化政策を研究しているのですが、いわゆるモノとか、資料を持たない文化施設というものを中心に研究を進めてきた経緯があるからだと思います。その方面から見ると、図書館とか、博物館には、文字資料や形としての何か資料があり、そのことをすごくうらやましく思ってきたところがあります。図書館に関しては、私自身は単なる一人の利用者にしか過ぎませんし、実際に図書館に対して何か言えるほど

の専門家ではありませんが、私なりに図書館をどのようにうらやましく思ってきたかということ、いくつか述べさせていただきたいと思っています。

私の問題意識は、ここにいらっしゃる方には、あまりに当たり前のことで、あえて言うことではないと思うのですが、芸術とか文化が、人がよりよく生きるためには不可欠なものだということにあります。それで、それを大事に考える時に、「優れて伝統的なもの」、——一応、ここでは一括して「遺産」と言っておきたいと思います——と、「新しい創造的な営み」というものが、私は両方不可欠だと思っています。両者が相互に刺激し合うことによって文化が発展して、社会が発展していくという可能性を私は信じているということです。先ほどの片山先生のお話にもあったように、日本において、個人の学習意欲はとても盛んだと思うのですが、それが他者を理解したり、他者を思いやったり、地域やコミュニティをよくしようという考え方につながっていかなかったのではないかと。つまり、「知識を得る」ということと、「よりよい社会を構築しよう」というようなことが、なぜ結びついていかなかったのかということに大変関心を持っています。私自身は今、文学部の大学院に所属していますが、政治学と行政法を専門にしてきました。ですから、文化政策の法制度とか、仕組みとか、理念的根拠みたいなことに関心を持ってきました。ただ、政策を対象としている以上、現実の政策運営ということにも関心を抱いていますから、個人に近いレベルで政策が展開される自治体の文化行政に関心を抱いて、そういう現場にコミットして見てきたという状況があります。

「文化政策とは何か？」というような話になってしまう部分もあると思いますが、例えば図書館法も、博物館法も、文化の発展に資するというのを目的として掲げているわけです。では、文化の発展とか、社会への影響と発展というものは、どのように行われていくのだろうかということを考えて時に、学習という機能があって、それは文化的な遺産としての成果物を扱う図書館とか博物館を使って学習をしていくという行為があると思います。ただ、それだけでは、すごく個人的な問題にとどまっていつてしまっていて、そこに、「創造する」とか「表現をする」という行為につながっていった時に、さらに文化が発展していったり、

その文化の発展が社会の発展につながっていくというふうに考えているわけです。創造とか表現へつないでいくものは、誰なのか、何なのか、ということを考えなければならないと思っています。つまり、学習をして、さらに表現とか創造につなげていくということが循環していかないと、その文化の発展に結びついていかないとというようなことを思ってきました。

なぜ、こういうようなことを考えてきたかという、ヨーロッパの文化政策の予算の枠組みを見ても、もちろん、図書館とか博物館というものが、かなり大きな位置を占めていますが、同時代の今に芸術・文化を生み出していくという振興政策に予算が費やされているわけです。実際に図書館とか博物館に入っている資料というのは成果物としてのもので、人間が何らかのプロセスを経て最終的に作りあげたものが入っているわけです。文化というのは、そのプロセスこそが文化なのであって、その文化をつくり出していくというところに、手厚く文化政策の予算が割かれています。そのことの重要性を認識しているということ、私はとてもうらやましく思ってきました。

もう少し具体的に舞台芸術の公演を例にとりますと、舞台芸術とか、音楽だとかはモノとしては残らない。例えば、ここで私が音楽の公演みたいなことをした時に、それはここにいらっしゃる方しか、実際に聴くことができず、記憶にしか残らないものなわけです。何日も公演をやっているからといって、同じものが一回としてあるわけではない。私はそういうようなものを中心に見てきたので、モノが残るということが、正直、すごくうらやましく思うことがたびたびありました。モノが残らないゆえに価値が減じられるわけではないのですがモノが残っていないことで評価されにくいことがあるように思います。

これをより強く意識するようになったのは、一つは、先ほどの片山先生もありましたけれども、もともと自治体文化行政というものの理論と実践に対する疑問がわいてきたことがあります。もう一つは、私が現在所属している東京大学の人文社会研究科の文化資源学専攻に移ってきた時に、いろいろと思ったことがあるということ。3番目に行政構造改革の一環として、地方自治法が改正されて指定管理者制度が導入されたわけですが、その時に、モノを持っている文化施設——私は社会教育施設もあえて文化施設といっています—

一と、モノを持ってない文化施設の対応が、異なってきたこと。そこに、ある種、モノを持っているところへのうらやましきのようなものを感じているということです。4番目に、特に大阪府などで話題にもなりましたし、数カ月前にも滋賀県などで話題になりました¹⁰が、現在、福祉か、文化かという選択が迫られていくような中で、そういう考え、あるいは対立軸の設定に対する疑問を持っているということです。今申し上げた四つの視点を少しずつ説明したいと思います。

自治体文化行政は、1970年代の後半から1980年に展開されたものです。これにはいくつかのルーツがあると思います。図書館に特に関係する点に注目しているなら、政治学者の松下圭一さんが書いた『社会教育の終焉』という本の中で、社会教育行政を批判していくわけです¹¹。それはある種、文化の民主化ということに対する批判だったと思うのですが、そこで、その松下圭一さんが想定していた文化の担い手としての市民というのは、やはり確立された市民——先ほどの片山先生の言葉でいえば、自立した個人——そういう人がすでに存在していて、その人たちが文化発展、社会発展の担い手となっていくのだということを想定していたのだと思うのです。確立された市民が文化をつくり上げて、文化に参加していくことを文化行政のルーツとして彼は提唱し、学校教育を終えた成人が社会教育を受けるといって、教育行政の一環としての社会教育を痛烈批判したわけです。そのことによって——それだけでももちろんないのですが——自治体では少なくとも文化の問題について、学習と表現や創造との循環が本当は必要なのですが、それを、社会教育というものと文化行政というものに分断されてしまったというような歴史があるかと思います。

ただ、私は、その学習・表現・創造という循環のプロセスが非常に重要だと思っている中で、それを分断してしまったことが、今、非常にこの社会が変わっていく中で大きな問題として現れているのではないかと考えているわけです。それはどういうことかということ、確かに松下さんは確立された市民を想定しているのだと思うのですが、文化行政と社会教育行政を分断してしまったこと

10 2008年3月に、滋賀県議会で、滋賀県立びわ湖ホールの運営費について取り上げられた。

11 松下圭一『社会教育の終焉』（筑摩書房、1986年、公人の友社から2003年6月に再版されている）

によって、「市民になっていく」というプロセスが抜け落ちていったと考えています。それで、社会教育とか生涯学習というのは、ユネスコなどの関係で社会教育も「生涯学習」という言葉の中で展開されてきましたし、先ほどの片山先生のお話にもありましたけど、生涯学習の「生涯」というのは個人のライフサイクルを意味していて、そこに社会の一構成員としての個人という観点が抜け落ちてきているように、私には思えます。その目標というのは、個人の人格の陶冶とか、そういうようなことの中にとどまっていたり、社会の構成員の一人として、大げさにいえば文化発展、あるいはよりよい社会の構築に関与していくようには働いていかなかったところがあるのではないかと思っているところです。

先ほどのお話にもありましたけど、「それでは市民って何なの？」みたいな話になりますが、青臭いことをいえば、例えばフランス革命の時の「自由・平等・博愛」といったような、厳密にみると相矛盾するこれらの精神をバランスよく持ちながら社会の構成員として役割を果たしていくのが、私は市民だと思っていて、そこにおける文化の機能が重要だと思っているわけです。このような視点から、文化行政、文化政策は、個人の問題にとどまらない、社会や文化の発展の視野の中で図書館ということを考えていくことが重要なのではないかとということです。

私は現在、文化資源学研究専攻というところにおります。これは文学部の上の独立専攻で、文学部には専門分野を持ちません。この文化資源学研究専攻というのは、文字資料学というコースと、形態資料学というコースと、文化経営学というコースに分かれています。私自身は文化政策という領域を扱っていますので、文化経営学コースに所属しています。そもそも、どうしてこの文化資源学専攻というのが2000年に文学部の上に新しい研究専攻としてできたのか、ということをつり返ると、そこに現物としての蔵書や様々な形態の資料があって、まずそのことを重視をしているということです。例えばデジタル化をするということは、おそらく本の中身を流通させやすくする、あるいは遠くにも見ることができるといことで、大変貴重だと思いますが、先ほどの濱野先生の話にもありましたが、なぜ、私たちがこれほどまでに書物に愛着を感じてきたのかということ考えた場合に、書物それ自体も研究の対象になるという

ことに気づいたのではないのでしょうか。それから、当然のことながら、今まで文学部の中で、ある伝統的なディスプリンというものがあって、その縦割りのディスプリンでは、こぼれ落ちてしまっている研究テーマがあるわけです。それを文献とか、文書とか、形となっている形態資料といったものを使って、新たに再構築していこうという考え方がここにあると思うのです。その再構築してできた資料というものを社会の中で活用していくというような視点が文化経営学の中に含まれています。私は文書学とか文献学に来る学生たちが、例えば書物の装丁に興味を示したり、書物それ自体に関心を抱いている人たちが来ているということに、大変面白みを覚えました。それから、そういう意味で、図書館はただ中身ではない宝庫であるということの意味を捉え直してほしいという気持ちを持っています。

先ほども申しましたけれども、そもそも図書館とか博物館というのは文化の発展に関係しているという点で共通の目標を持っていると思います。けれども、なぜ戦後、文化の発展のために資する施設としてヨーロッパから文物を輸入してきた日本が——ここにいらっしゃる方はあまりこういうことを考えたことはないかもしれないのですが——劇場とかコンサートホールなど舞台芸術を扱う施設をそれに含めてこなかったのかということが、実は私自身はとても不思議に思っているところがあります。もちろん、舞台芸術の社会的な機能や役割の問題というの、それまでに日本が舞台芸術をどう扱ってきたというような問題もあると思いますが、ここに来て、特にその重要性というものが認識されてない事実というのがあると思います。先ほど片山先生から図書館が認識されていないという話がありましたが、こういう舞台芸術関係の施設はもっとその重要性が認識されてないところがあります。それは、私はたぶんモノが残ってないということが大きな理由であると思います。先ほど、申し上げましたが、例えば舞台芸術公演というのは皆さんの時間を拘束して、皆さんの頭に記憶として残りますが、公演が行なわれていない時は、そこには何も無い、ただの空っぽの箱になってしまいます。そうすると、そこにあたかも何もなかったのかのような空間になってしまう。そのことゆえに重要性が認識されてないのではないかと最近を考えています。

なぜ、そういうふうになら私に思うようになったか

というのは、いくつかの視点があるのですが、一つだけ申し上げると、指定管理者制度の問題です。指定管理者制度は、2003年に地方自治法が改正され、公の施設を民間なり何なり——民間だけではないのですが——に管理運営を可能にする法律ができたわけです¹²。この指定管理者制度を選択するか、選択しないかの時に、図書館とか、博物館には地元の、例えば有力者などから資料とかを寄託されているというような状況があったりするわけです。それが非常に重要な資料だったり、文書だったりするわけです。それが、ある種の強みになって、信頼関係の上で、行政に直営だから任せられているんだと。これが例えば民間になるのだとしたら、——民間が決していけないということでは私はないと思っておりますけれども——、「民間になって、コロコロ変わるんだとしたら、もうこの資料は貸さない。寄託しない」というようなことを言われる方たちがいらっしゃるわけです。そのことによって、指定管理者制度をとらずに直営のまましていくという選択をしている地方自治体がいくつかあるのです。私は、そのことをすごくうらやましく思っているところであって、先ほど時間軸の話がありましたけれど、今、私たちの目の前にある資料の重要性とか、あるいは、今、自分の目の前で起きている舞台芸術の公演とか創造活動みたいなものが大事なのか、どうなのか、今、私たちはくだらないと、もしかして思ったとしても、将来はどうだかわからないわけです。それは例えば風俗系の雑誌みたいなようなもので今の私たちからすると、眉をしかめて「こんなもの」と思うかもしれないけれども、100年後、200年後の人たちは、当時の風俗研究みたいな形で、そういう雑誌を研究されるかもしれないわけです。そう思った時に、やはりモノを持つてくることの強みがあるということ、改めて、ぜひご認識いただきたいというような気持ちを持っていて、もう少しその活用ができないものだろうか。それから、創造的な活動に資するように活用できないだろうかということ、いつも考えています。

これは最後になりますが、今日のシンポジウムの題に「知識がわれらを豊かにする」とあります。ここにいる方たちは「そんなの当然だ」と思っていると思います。ただ、「知識がわれらを豊かにする」ということが理解されていないのではないかという気が、最近、私はするわけです。知識なり、情報なりみたいなものが重要である。文化が

重要であるのもそうですが、そのことを、やはりもう少し伝えていくという活動ができないかなということ、図書館に期待するわけです。今、図書館といっても、地方自治体の図書館もさまざまな形のものが出てきています。民間に委託しているものもあれば、創造的な機能をスタッフ全員で支えるような情報センターみたいなものも、山口とか仙台には出てきているわけです¹³。そういうことを考えると、もう少し個人のレベルの学習というものをさらに発展させていくような仕組みというもの、あるいは運営の仕方ということが考えられないかということ、図書館に、利用者として期待するところがあります。以上で私の発言は終わりにします。

発言の補足と論点整理

合庭：ありがとうございます。文化の発展ということ巡って、文化行政、社会政策のこれまでの問題。この文化の発展を進捗していくために、例えば図書館が持っているモノが役に立つという、そういうお話だったと思います。おそらく、われわれの文化的な環境を考える際に、常にモデルとして欧米の先行する文化政策というものがあるかと思っています。特にヨーロッパで形成された近代市民社会、この近代市民社会というもののアクターは自立した個人であるという図式できておりますし、その自立した個人が構成する近代市民社会において文化というものをどういうふう継承していくかという、そういう歴史的な、伝統的な過程を経て、欧米の——われわれが時々観光旅行で行って楽しんでくる——博物館とか美術館とかがあるかと思っています。行くとわかりますが、子どもたちがいっぱいいて、床の上に座り込んで、一生懸命ノートをとったり、まさに教育の現場でもあるわけです。そういったものを明治以降、部分的に導入してきた日本の文化行政というのは自生的、自然発生的ではないためにゆがみが出ているのではないかなという気もしますが、そういったことに対して警告が発せられたと私は理解しま

¹² 2003年（平成15年9月）の改正地方自治法の施行により、地方自治体の「公の施設」の管理運営に指定管理者制度が導入され、これまで、委託先が地方公共団体出資法人や公共的団体等に限定されていた施設の管理運営について、民間事業者も含めた幅広い団体に委ねることが可能となった。

¹³ 2001年1月に、仙台市の文化複合施設として「せんだいメディアテーク」が開館。仙台市民図書館・ギャラリー・イベントスペースなどからなる。2003年11月には、山口市に「山口情報芸術センター（YCAM）」が展示スペース、劇場、ミニシアター、市立中央図書館を併設する複合文化施設として開館。

した。大変興味深いお話でした。

以上でパネリストの方たちのお話を一巡したという形で終了しますが、さらにほかのパネリストの発表を聞かれて、ここで補足をしておきたいということが、もし、おありでしたら、そのために少し時間をとりたいと思います。さらに追加の発言がありましたら、ご自由にどうぞ。

片山：私は、伺っていて、デジタル社会になった時の図書館の在り方というのは、やっぱりよくよく考えなければいけないとつくづく思いました。これは公文書館なんかも一緒だと思うのですが、例えば、今、自治体はいろいろな情報を発信しておりますけれども、従来は紙の媒体が多かったのです。ほとんど紙の媒体。あとは音声というのもありましたけど。今はホームページが非常に盛んですから、自治体のいろいろな情報をまずホームページで出すわけです。これは常に切り替えられていきますから、あっという間になくなってしまうんです。こういう重要な、県民向けとか、外部に対するメッセージがちゃんと保存されなきゃいけない。自分自身も、ついこの間まで自治体の経営をやっていましたけれど、そういう観点が抜けていたなど、皆さんのお話を伺ってつくづく反省させられました。これは図書館なのか公文書館なのかという問題もありますけれど、いずれにしても、こういう貴重な情報をきちっと後世に向けて保存しておかなきゃいけないということを思いました。

松岡：その問題も、まさにそうなんですけど、ちょっと舌足らずなところがございましたので少し補足的にお話申し上げたいと思います。公文書をはじめとする記録の問題、それから、今、図書館が持っている情報というのは広い意味で社会が共有する知識ではないかと思うんです。それが、先ほど、小林先生のお話にもあったように、社会が知識を共有する仕組みというか、プロセスは日本の場合、どうも弱いのではないかと。その部分をこれからきちんと確立していかないと、日本はその部分で非常に弱い国になってしまうのではないかと、今、危惧しております。

濱野：今、どの国もコスト削減で、片山先生がおっしゃるように、公共的なところほど、情報を安く流通させて、早く市民に伝えなければいけない

ので、デジタル化している。それが消えてしまっても、あとで何か問題が起こっても、それをたどっていくことができなくなる可能性は高い。ですから、そういった共通の世界的な問題に、まず日本の国会図書館が手を挙げてモデルを示してもらいたい。それが人類共通の未来に対する、われわれの責務だと思うんです。それについて、手がかりとなる仕事をやっていただきたいと思うことと、全部決めないで、未来は未来の人の手が加わる余地を残しておかなければならない。技術革新が起こったり、何か起こる可能性がある中で、そういった意味で、未来に時間軸を広げてほしい。というのは、日本人はすごくおせっかいで、きちっと考えるのが好きなので、きちっとシステムをがちり組み過ぎるところがあります。未来のことは未来の人に残してあげる。国会図書館も未来の方々が手を加えて修正できるような余地を残しておいてあげてほしいというのが、抽象的なのですが、私のお願いの一つです。

小林：国会図書館にはいろいろな役割があって、さまざまな取組みをされているわけですが、その中でパンフレットを作ったりして、納本制度の周知を積極的に展開されているわけです。当たり前だと思ってるのが、実は当たり前でなくなってきたところがあると思うんです。それは、先ほどの片山先生のお話にもありましたけれど、私もテレビで見ましたが、国会図書館に意外と地方自治体のさまざまな資料、作られた報告書なり、資料が入ってないというようなことが報道されていました。私たちのように政策の研究をしている者であれば、ウェブで出てくる情報がすぐ消えてしまうというのがわかっているものですから、すぐ全部印刷をしてしまうわけです。結局、紙に落としている。なんかおかしい感じがするわけです。今、私たちはこのウェブを見て、その文章を取り出して、情報を得られているけれども、では、1年後の人はもう得られない。紙媒体としてあることの意味というのも、実は本当によく考えないのではないのでしょうか。先ほどの濱野先生の話にもありましたけど、技術革新自体が本当に信用できるものか、そのこと自体も疑わなければいけないということはあるように思います。

合庭：はい。ありがとうございます。非常にいろいろな考え方、ご意見等が出てきましたので、後

半のフリーディスカッションをどういうふうに進めていくか非常に悩ましいところです。一つ、デジタル情報をどう保存していくか。保存するだけではなくて、活用する、利用するという問題も、これは当然あるわけですが、そういう問題。それから、やはり公共図書館も含めて日本の文化行政というか、そういう行政の在り方という問題も出てきましたし、また、納本制度に対する要望も出てきました。これから、約20分の休憩をはさんで再開したいと思います。フロアの皆さんからの質問も参考にしながら、後半の展開を、われわれの間で相談したいと思っております。

なお、国会図書館に対する質問とか要望を書いていただいても、しかるべきスタッフがそれに対応すべく準備をしておることですので、われわれにだけではなく、国会図書館の館長もおられますから、質問等ありましたら用紙にご記入ください。

パネルディスカッション 「知的基盤としての図書館」

フリーディスカッション



合庭： それでは、後半のディスカッションを開始したいと思います。

質問をいろいろいただいております。大きく3つほどのテーマになるかなと。一つは、先ほどからも繰り返しやっておりますデジタル情報の保存と、その利用についての質問。もう一つは図書館と公文書館との融合、あるいはどこで仕切りをするのかという問題。3番目に指定管理者制度と図書館との関係というのが大きい問題として取り上げられているということが言えると思います。

この順番でいきたいと思いますが、デジタル情報の保存とその利用について、国会図書館における取り組みは今日の午前中、長尾館長から来年の通常国会を見込んでの立法計画があるというお話がありましたので、情報として、もうちょっと詳しいことを国会図書館からご説明いただいて、それを参考にしながら議論をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

デジタル情報の保存

池本： 国立国会図書館の総務部副部長の池本と申します。

「ウェブ情報がどんどんなくなってるじゃないか、それをどうしているんだ」ということの疑問があったようですが、現在でも、公の機関などから許諾をいただいてインターネット情報選択的蓄積事業（WARP）というのをやっております。国会図書館のホームページの電子図書館のページでごらんいただけます。国の機関や、町村合併でなくなってしまった市町村のホームページなど、そういうものを許諾をいただきながら集めています。今のやり方は、そういう許諾ベースというこ

となんですけど、長尾館長からも紹介がありましたが、許諾だけではなかなか広く集められないということもありますので、来年の通常国会を目指して、現在の選択的蓄積事業を制度的に、法的に裏付けようということで、国や地方公共団体、独立行政法人等を対象に、ウェブ情報、ホームページの情報を法律上、国会図書館が集められるようにしようしているところで、各界のご理解を得て行こうというところになっております。それがうまくできれば、法律の裏付けを得てウェブ情報を収集して長く保存していくということの一つの大きなステップになるかと思っております。

合庭： ありがとうございます。今のに多少かわかって、もう一つ、ウェブ上から欲しい情報が簡単に入手できると、図書館を利用する意義が希薄になると思います。その中で図書館が果たすべき役割とは何かという質問がありますけれども、これは国会図書館のホームページを見ますと、いろいろなゲートウェイとか、ポータルサービスがいろいろありますけれども、その取り組みの一環をお願いします。

池本： 確かに今、皆さん、何かものを探される時は検索エンジンを引いて、すぐ原資料に飛んでいくようなやり方をされていると思うんですけど、そういう手段が非常に広がっていくと……要するに何を引いていいのかわからなくなってくる場所もありますので、国会図書館では、例えばポータル、ポルタ（PORTA）というような、要するに玄関口のようなものを考え、必要な情報に的確に、迅速にいけるように仕掛けを作っています。それを国会図書館のホームページの上からい

けるんですけど。あとは、いろいろ主題情報というか、テーマ別の、例えば政治なら政治、経済なら経済のこういうものを調べたいという時には、こういうウェブ情報がありますよというような分類分けをして、調べ方を案内するような仕組み、いろいろその辺を考えて、情報の海の中からの確かな情報を簡単に探せるような仕掛けを作っておりますし、これからもまたいろんな新しい技術を使いながら開発していこうと取り組んでいるということでございます。

合庭：ありがとうございます。今、国会図書館で考えているのは、あくまでも限定的な収集保存ということでありまして、先ほど、濱野さんが言われたような時間軸を長期に見据えてやらなければいけないというお話でしたけれども、その辺、どうでしょうか。濱野さん、アメリカにはインターネットアーカイブとか、いろいろな動きがありますけれども、今、具体的に参考になるようなことをご存知でしたら。

濱野：今、インターネット上のデータを収集するというのも大変技術が進んでいて、カーソルの動きまで記憶してユーザーの特性を収集してしまうという、怖いような技術まであります。時間軸を長く設定し、内容が変わっていく過程も追尾できるようにする。技術的には可能なんですけど、その容量とかが今の段階で大変必要ですけど、必ず技術のブレイクスルーはきますから、できるだけ長期的に、そういったことも考えて、ウェブ情報に対応していただきたい。もうちょっと簡単なインターネット上のことでいうと、著作権が切れてきた時に、日本には青空文庫という、著作権フリーの文献をOCRで取り込んで、デジタルの情報にする努力があり、Googleはもっと大規模に世界中でやっていますので、ディスプレイ上に文字を出して読むという、もう一つのインターネットの配信があります。ただ、本は不変の物理的存在で、版面をきちっとデータにとっておくということも必要でしょうが、私は、それは二次的で、本のおいとか、活字のにおいはなくなってるかもしれませんが、変色それ自体も情報なので、やは

り図書館は減っていったとしても、書籍を、現物をきちっとアーカイブして残しておくということは大事だと思います。先ほど言った青空文庫とかGoogleのように情報としてとり込んでしまった著作権フリーのデータと、公共図書館のすみ分けというのは、どういうふうにしていったらいいのか。それはもちろん何も岩波書店が選んだフォントで読む必要はないこともあるでしょうが、そうでない人もいますでしょう。国会図書館の国会会議録をインターネットでよく利用していますが、あれは文字データでダーッと読んでいっただけで検索性の方が重要です。そういったこともリンケージして、国会図書館が中核的な情報センターとして、うまいシステムを作っていただくとありがたいと思っています。

合庭：はい。ありがとうございます。それに関連して、先ほどの濱野さんのお話の中で、「役割が終わると芸術になる」というマクルーハンの引用がありました。マクルーハンの主張は「グーテンベルグの銀河系(グーテンベルグ・ギャラクシー)」ですが、翻訳にも原書にも索引がついてません。これを「Googleブック検索」¹⁴で検索すると、全ページの検索ができます。ただし、全ページ画像では出てきません。該当ページのみ表示されるところがありますが、ですから、原書を持っていて、その原書に索引がなくて使いにくいという時には「Googleブック検索」を使ってみるというのも一つの手だということを、私は最近発見しました。それ以来、ブックス検索は大変重宝していますが、残念ながら、全ページ中身検索ができないものが多いということがあります。

それから、今のウェブ情報、あるいはデジタル情報に関して、納本制度でどうするのかという質問がありましたけれども、これは国会図書館には納本制度審議会という組織がありますが、そこの議論はされていないと、私は了解していますが、それでよろしいですね。まだ、これは先、あるい

¹⁴ Googleブック検索は、Google内で提供している書籍の全文サービス。Google社が紙媒体の書籍からスキャンして蓄積した書籍内の全文を対象に検索することができ、検索結果として、書籍の内容の一部、著作権保護期間の切れた書籍であれば全ページが無料で表示される。

はまた、そういうウェブ情報の保存に関する立法が行われると、納本制度の枠とは違ったフレームができあがって、そちらで対応するのではないかと思います。正確な情報はつかんでおりませんが、とりあえずということです。

図書館と公文書館の融合

合庭：そして、ポーンデジタルというか、情報がどんどんデジタル化して、それが流通していくという流れの中で、先ほど松岡さんからご紹介がありましたけれども、カナダでは図書館と公文書館と、博物館・美術館、MLAというお話がありましたけれど、もう少しこのカナダの取り組みを立ち入ってお話を伺いたいことと、それから、博物館・美術館にはキュレーター、学芸員がいて、図書館にはライブラリアンという司書がいて、公文書館にはアーキビストという文書を扱う職業があるわけですが、日本の場合にはアーキビストが、まだ市民権を得るほど成長はしていない。特にヨーロッパのように、例えばフランスだと、国立公文書学校、エコール・デ・シャルトという学校があって、そこでアーキビストの養成をずっと手掛けてきているというようなこともありますけれど、その辺の問題をちょっと議論してみたいと思うんですが、それに先立って、カナダでの取り組みをもうちょっと具体的に、松岡さんからご紹介いただきたいと思います。

松岡：カナダが、どの程度、本当にうまくいっているのか、これぞ典型だという事例があったということは、私もあまり承知していませんが現実問題として、歴史的な文書になった資料というのが日本でも、例えば公文書館的な機能を持った所と、博物館とか、図書館とかという所がそれぞれデジタル化する前の段階で持っているわけです。それが現在は公文書だけど、年月がたてば歴史的な文書になって、いわゆる文化的な財産になっていくという意味で、実際にヨーロッパなどでも、そういういわゆる文化財、それから、そういう歴史的資料を自分たちの財産として共用していくんだというプロジェクトが、2000年代の初めからもう始

まっております。これはヨーロッパだけではなくて、カナダでも始まっていますし、お隣の韓国でも国を挙げて、図書館といわゆる公文書館——韓国は記録院といっています——での情報を総合的に集めていこうというようなプロジェクトが始まっています。ただ、日本の場合は、その中でアーカイブズというか、公文書館というのは今まで定着してこなかったわけですので、そういうことが今、議論されても、専門職がおりませんし、実際に先ほど申し上げた「公文書管理法」というのができた場合に、先ほど42人と国立公文書館の人の数を言いましたけれど、これを最低限数百人ぐらい増やさないと、中央省庁だけでは管理できないのではないかとされています。では、実際に数百人レベルのアーキビストというか、専門職が日本にいるのかというと、そんな数の人はまだなくて、これから早急にそういう人たちを養成する、ないしは今まで省庁でそういう公文書を扱ってきた人たちを、そういう職に振り向けるというようなことも含めてやらないとできないということで、つまり、そういう専門職をいかに育てるかということも大事なテーマにこれからなっていくだろうと思います。

合庭：ありがとうございます。聞くところによりますと、片山さんは県知事の時代に、県の図書館と公文書館の垣根を取り払おうとされたようですが、その時のご経験をお話いただけますか。

片山：はい。鳥取県には県立図書館、県立博物館、県立公文書館があるのですが、それぞれの役割は決めているんです。ですが、実は基礎的な部分はデータの保存にしても、管理にしてもそうなんですけれども、かなり融合しているというか、未整理なんです。例えば、今、竹島問題というのがありますけれども、その竹島関係の江戸時代の資料は鳥取県立博物館に数多くあるのです。なぜかというと、当時の竹島は、江戸時代は鳥取藩領だったからです。厳密にいうと、竹島のずっと向こうに、今はもう韓国の領土になっていますが、鬱陵島（うつりょうとう）という島があり、当時、無人島だったのです。その無人島で、排他的、独占

的な漁業権を持っていたのが鳥取藩の漁民だったんです。これは幕府から、きちんと許可を得て、今でも許可証があるんですけども。そういう所に、ある年、漁に行ってみたら、言葉の通じない人が来てた。今でいうと、不法入国になるわけです。その韓国人をこっちへ連れて帰っているんです。その時の文書が全部鳥取県に残っているんです。これは非常に面白くて、その時の藩の役人の対応なんて、今の国家公務員とほとんど変わらないのです。できるだけ責任がこないように「私は知りませんから」と。領土問題というのは当時から、こういう逃げ腰の話なんです。それはともあれ、そういう資料が全部あるのです。

どこにあるかという、博物館にあるんです。それはなぜかという、当時の鳥取藩の行政文書を全部引き継いで博物館が持っているからなのです。それは近世の資料ですが、では、近代以降の資料がどこにあるかという、図書館にあったり、公文書館にあったりするんです。時代区分で分けるのもいいんですが、行政をずっと縦系列で見ていく時には、本当はどこか一つにあったほうが便利ですよ。もっと言えば、別途江戸時代に朝鮮の人が漂流してきてたりするんです。形式的には不法入国なんです。その時に藩の絵師が絵を描いたりしてるんです。その立派な絵が、どこにあるかという、図書館に残っているんです。

そういうことを考えると、情報というのは、ひとつの所に一緒にして、もう少し多面的に整理したほうがいいという発想が出てきました。そこで、図書館と公文書館はたまたま同じ建物の中にあっただけですから、それだったら、図書館と公文書館を包括するような、より上位のコンセプトでもって、一つの組織にして、その中に図書館機能と公文書館機能を、とりあえずは並存させて、徐々に融合していったらどうだろうかというようなアイデアを出したんです。多くの賛成してくれる人もいたんですけども、やっぱり縦割りの中で「絶対嫌だ」という人も多かったのです。「図書館の軍門に下るのは死んでも嫌だ」とか、そういうのもありました。それで、「あまり無理をしても」というので、そのままにしておいて、検討課題にしたのです。そんなことをやりました。

これは、先ほどの前半部分で出てきた情報がデジタル化した時代は本当に融合してしまうと思うんです。ですから、当然、その3つの施設の、これからの在り方を考えなきゃいけないと思うのですが、今、私が申し上げたのは、デジタル化する前の古文書とか、今日までのドキュメントに至る問題でも、実はもうかなり融合している部分があるということで、その体験談を少しお話をしました。

合庭：ありがとうございます。でも、考えようによっては、それを保管しているところが責任を持ってデジタル化して、そして利用者が利用できるようにすれば、いいわけです。制度として融合させる必要もないのではないかという疑問も起きますが、その点、いかがですか。

片山：それはそうです。ですから、うまく、理想的に、それぞれが所管をしているところが責任を持って管理をして利用にも供する、それから、連携・協力ができれば、それが一番いいと思います。でも、なかなか——所詮はお役所ですから——どうしても縄張りとかセクショナリズムとか出てくるのです。そこから、ついつい排他的になったり、囲い込みが起きたりするのがお役所なのです。お役所というのはそんなものです。だから、「そんなもんなんだ」ということを認識した上で、「さあ、どうすればいいか」ということを考えると、今よりは少し意図的に、制度的な仕掛けが必要なのではないかなと思ったわけです。

合庭：最近SPレコードをデジタル化するという話が松岡さんのところの日経の記事で大きく取り上げられていましたけど、どうも、ほかの所では予算がなくてできないので、国会図書館の予算におすがりするというような感じがありました。私もデータベース構築などを手掛けてきていますので実感するのですが、デジタル化する費用は今ほものすごく安くなってきてます。7～8年前にアメリカの議会図書館にある3,000点ばかりの浮世絵の全点デジタル化という話を持っていった時に予算を作ってみたんですけども、実際に作業開

始まで1年半ぐらいの間に、なんと5分の1ぐらいに費用が下がっていました。一つに、議会図書館内部に、そういうデジタル化のスタジオが何か所かできあがったこと、それから、従来のようにスキャナーで取り込むのではなく、高性能のデジタルカメラでどんどん撮影していくという、手法も変わって。特に日本のあるメーカーの画像の解析エンジンが非常に素晴らしいということで、アメリカのテキサスのメーカーが非常に手軽にできるということで書物とか版画を撮影する装置を作ったわけです。お金もかからなくなってきたので、これからは将来的な希望もあるのではないかという気がします。

松岡：質問が来ています。文書館では、いわゆる民間資料、私文書の問題があるのではないか。公文書でさえ、今こういう状況の中で、いわゆる民間資料なんかもう非常に軽視されているのではないのかというご質問をいただいています。それについて、少し触れたいと思います。

実は先ほどの「公文書管理法」においても、一応、文言にはたぶんそういう私文書とか民間文書をどうするかということが入ってくると思うのですが、現実問題として、どこまで本当にそれを、例えば公文書館で扱えるのかということになると、かなり難しいのではないかと思います。それで、ここから先は、どういうことになるかというのは推測でしかないんですけど、例えば何らかの財政的な援助をすとかいうような形をとって、今まで収蔵してきた機関がとりあえず保存してくださいよと。そのために多少なりとも何らかの援助をしましょうというような仕組みを作ることはひとつ考えられると思います。もう一方で、いわゆる所在情報といいますか、どういう資料がどの機関にあるのかということ、やはりそれは公文書館がきちんと責任を持ってつかんでおく。仮にそれが非常に維持するのが難しくなった段階で対応を考えるということについては、国立公文書館が責任を持つぐらいの形にしていく可能性は十分にあると思います。

合庭：ありがとうございます。

片山：今のお話に関連して、先ほど松岡さんのお話にありましたように、公文書館というのは市町村レベルではほとんど設置されてないんです。ほんの数えるほどです。都道府県でさえ、あるのは4分の3ぐらいです。そうしますと、特にこれは公文書についてですが、公文書館がない状態で貴重な情報をどういうふうこれから保存していくかということも考えないといけないと思うんです。公文書館がある所はいいんですが、ない所が圧倒的に多いですから。そうすると、一つは、本来なら公文書館かもしれないけれども、図書館のほうが市町村レベルでもまだ普遍的にありますから、そういう図書館がやはり公文書館の役割を補完するということが必要だろうと思うんです。もう一つは、都道府県では4分の3あり、市町村で公文書館がない所が圧倒的に多い。そうすると、それは都道府県の公文書館がとりあえずは、第一義的には補完的な役割を果たして、市町村の重要な公文書を貯蔵していくことは必要だろうと思うんです。

最近、私がすごく危惧していますのは、市町村合併があり、文書が相当逸失しているはずなんです。店じまいする時はみんな捨てちゃうんです。合併の時にこれから必要だろうかという視点で文書をえり分けますから、「これは持っていかなきゃいけない」というものは持っていくんですが、「ああ、これはもう済んだことだ」と、そういう近視眼的な仕分けをして捨ててしまうのです。だから、市町村レベルでの数多くの重要な昔からの文書などが捨てられている可能性があるんです。

鳥取県で2000年に大地震がありまして、役場が倒壊寸前になった所があるのです。そこを見に行きましたら、大事なものをどんどん移しますから、いらぬものを捨ててるわけです。「ひどいな」と思ったのは、以前、総理大臣からもらった表彰状やなんか全部捨てているんです。あれほど、ちゃんと大事そうに飾ってあったはずなのに。そんな有様なんです。私はつまづいて、何かと思って見たら、課税台帳が落ちているんです。それは明治の初めの時、地租ができた時の地租の資料なんです。「これは重要なのに、なんでこんなことをしてるのだろうか」と思って、町長に「なんで課

税台帳をこんなところに捨ててるんですか？」と言ったら、「いや、ちゃんと必要なものはもう公民館へ持っていきましたから、あとは全部捨てるんです」と言うんです。そういう認識なんですけれども、見る人が見たら、明治時代の地方自治体の資産課税の貴重な一級資料なんです。それは大変なので、すぐ県立公文書館長に電話をして、「ちょっと回収にきてくれ」と、すぐ持っていかせました。

それで、その教訓に鑑みて、「地震の被災地は、とりあえず捨てないで、公文書館に一報してください」ということにしたんです。その経験があるものですから、今日の大合併に際しても、鳥取県では合併する時に「ちゃんと保存してくださいね。いらぬものは捨てないで、公文書館にご一報ください」ということにして、相当回収したんです。ですから、それは体系的でもないかもしれないし、断片的かもしれないけども、しかし、少なくとも捨てないで残って、今日以後の人たちが整理ができる、情報を活用できるということにはしてあるんです。果たして全国でどうだったか。だいたいたつてから、国立公文書館が鳥取県方式で、全国の各県立の公文書館に「合併で散逸しないように」と通知を出しておられたのですが、もうかなり遅かったんです。もう後の祭りの所が多かったと思うんです。長くなりましたが、要するに公文書館がないという前提で図書館が保管をしなきゃいけないということと、都道府県立の公文書館がもっと広い視野を持って補完的な役割を果たさなきゃいけないということを強く訴えたいと思います。

合庭： 私からも似たようなお話をしたいと思います。十数年前ですが、最高裁が民事判決原本の破棄を決めたことがあります。これは大変だということで、法律を専門にする先生たちが動き、各地の高等裁判所に保管されていた明治初年から明治22年（1889年）までの民事判決原本を国立大学——当時、まだ法人化されてませんので——国立大学の法学部の先生たちが保管するという動きがありました。ただ、これは最終的に国立公文書館に行くということになっています。筑波のほうに新しい収蔵庫ができていますので、そちらに。そこにい

く前に、全部データベース化しようという話が持ち上がり、私も、科研申請して、去年までかかってやりました。今、私の職場である国際日本文化学術研究センターのホームページのデータベースから閲覧できるようになっていますが、残念ながら、これはプライバシーにかかわる問題がたくさんありますので、申請をしていただかないと利用できません。しかし、このデータベースを作るのに、ものすごい費用と人手と時間がかかりました。もう糊がはり付いて開けないものを古文書の専門の修復業者に開封してもらって、今は燻蒸（くんじょう）ができませんけれど、当時、始めたころは燻蒸できましたので、燻蒸をして、一枚一枚開いて、それをスキャナーで読み取って、見開き一枚分にそこからカタログキングのデータを取り出して記入していくという作業を延々とやったわけです。今これから、日本のこういう公文書の保存、保存する以上はおそらく利用を考えると一種のデータベースにしていけないと思いませんが、ものすごい手間・暇・費用がかかるのではないかと思います。しかし、それはいつやるかは別として、やっておくべきことだろうと思います。

幸い、刑事事件のほうは最高裁でちゃんと保管していますし、一般に公開するということは考えられないと思いますけれど、民事判決原本は、特に明治初年から22年にかけては幕藩体制から明治国家に移行した時期の、日本で民法体系が整備される時と時期がちょうど重なっていますので、ある土地争いについては古い幕藩体制の時の処理の仕方で行われていたりといういろいろなことがあります。データベース化すると、とんでもなく面白いものが出てくるということはありません。これからの公文書の取り扱いというのはどうしていくか。かなりの予算措置が必要になってくるのではないかと思います。蛇足ではありました。

指定管理者制度と図書館

合庭： さて、もう一つ、会場から質問もきている大きな問題が残りました。指定管理者制度を巡る問題で、これに関する問題が片山さん宛にきておりますので、まず、その辺の指定管理者制度と図

書館とのかかわり、そして、その指定管理者制度というもの、現行のもの長所、短所が指摘されていますが、それを含めて、小林さんから補足的にご発言いただくということにしたいと思いません。

片山：指定管理者制度の問題は図書館の管理運営の在り方と絡めて随分話題になっているのですが、そもそも指定管理者制度とは何でしょうかということ、少しお話しておきます。これは先ほど小林先生も少し言われたんですが、地方自治法の改正が数年前にあり、新たに指定管理者制度という仕組みを採用できるということになったのです。自治体では公の施設という概念があるのです。公務員の公、公の施設。これはパブリックに使うもの、パブリックな利用に供するものを公の施設というわけです。例えば学校とか図書館もそうですし、文化ホール、公園もそうです。それに対して、例えば知事公舎とか警察署とかはパブリックに使うものではありませんから、公の施設とは言わないんです。住民の皆さんが広く使えるというのを公の施設といい、これは非常に重要な施設なんですと位置づけているわけです。その管理は厳格にやらなければいけない。というのは平等に利用に供さなければいけないとか、フェアだとか、そういう意味合いがあるものですから、公の施設の管理はちょっと厳しい基準でやるということになっていたので。そういうものを軽々に民間の管理に委ねるといことはまかりならんという原則があったんです。

そこで何が起こっていたかということ、直営でやるというのは原則なんですけれども、だけど、直営でやっていると、どうしても定数が増える。新しいものを造れば定数が増えますから、行革の精神にも反するということが起こったかということ、外郭団体、管理するための民法法人をわざわざつくり、そこに準公務員みたいな人、公務員ではないけれども財団法人の職員として雇って、そのトップにはその自治体の天下りがいくというパターンが増えたんです。民間には出してはいけません。では、自分の手元でやっておけばいいだろう。だけど、総務省から、定数減らせと言われて、

苦肉の策でアウトソースをする。準アウトソースですよ。要するに自治体の外郭団体がずっと扱うような公の施設が増えたんです。図書館にはあまりありませんでしたけれども、例えば文化ホールとか、そういうものはだいたい文化振興財団みたいな法人を作って、準公務員でやっている。

そういうアウトソースって何だろうかということ、実はいろいろ問題があって、「コスト削減になってますか」というと、ほとんど準公務員ですから、なってないんです。せいぜい違って、公務員との間の1号ぐらいの差しかない。それから、「質はどうですか」というと、これは一概には言えませんけれども、やはり一つの財団法人を管理するためだけに雇った職員の皆さんでやっているということ、人事は停滞する。言いにくい面もありますけれども、そういう問題もあったりして、なかなか士気が上がらないとかいうようなことが、現実にはあったのです。そうすると、高コストで、必ずしも質がよくないじゃないか、そういうアウトソースってあるんですかという、根源的な疑問があったわけです。そういうことを見越して、公の施設も、もっと本格的なアウトソースができますよというふうに制度改正したのが指定管理者制度です。逆にいうと、もう指定管理者制度にする時はそういういびつなアウトソース、内輪なインサイダーのアウトソースみたいなものはだめですよということになったのです。議会で議決をして、条例化して、アウトソースをする。その時には、原則としては公正に、競争の原理を働かせてということになったのです。そこで、自治体の場合は右往左往して、もう直営に取り戻す所もあったのですけれども、「もうこの際だから」というので、指定管理者にどんどん切り替えていったというのが多いのです。

その指定管理者制度は、どこにポイントがあるかということ、一つは行政サービスの質を上げることなんです。言いにくいですが、今までいびつなアウトソースで質が必ずしもよくなかった。そういうところを民間の知恵とか競争原理が働くことによって質を高めよう、これが一番のポイントなんです。もう一つは、いたずらな高コストでなく、それに見合った相応のコストにしてく

ださい。この2つで、前者のほうが実は意義が一番大きかったです、質を上げるということが。ところが、実際に今、多くの自治体でやっている指定管理者制度の利用というのは何かというと、質の向上にあまり関心がありません。もっぱら行政コストを削減するというツールとしてしか使っていないというのが、私の印象です。そうすると、悪く言えば、安かろう、悪かろうになってもいいというような気配があるんです。本来ならば、せっかく造った公の施設ですから、住民の皆さんに満足度が高い状態で使ってもらって、初めて効用を発揮する、投資の効果が出るのです。でもそんなことは二の次になって、とにかくもう今は金かかっているからこれを安くすればいいんだ。そうすると、なかなか利用しにくくなる、でももうそんなことはどうでもいい、というような、口では言いませんけれども、本音ではそう思っている財政当局、そういう自治体はやっぱり多いのです。だから、今のような状態の時の指定管理者制度の中に図書館をポンと放り込むということについて、私はすごく危惧の念を持っているんです。図書館が絶対、指定管理者制度はやっちゃいけないということまで言いません。例えば図書館の運営が、今、直営ないし準直営でやっているところの質が悪かったら、その質の低下を防いで、質をよくするために指定管理者制度を刺激的に導入するという選択はありうると思うのです。だけど、今、全国のほとんどの自治体でやっている指定管理者制度のねらいは、とにかくコストを下げることで、それで本当に図書館の持っているミッション、使命を果たすことができるのだろうか。しかも、それは今の人の利用に供するというだけでなく、先ほどからお話に出ていましたが、縦軸で、歴史の縦軸の中で見たような時に、もうコストをとにかく削減をして、3年ぐらいでコロナ変わる可能性のあるようなところに図書館を放り投げ出していいのでしょうかという疑問を私は持っているのです。

もう一つは、先ほど、時間がなくて全部言えなかったんですが、図書館というのは、趣味とか教養だけじゃなくて、それもあっていいですが、万人の知的な面での自立支援だと思っ

これは実は義務教育に通じるところがありまして、義務教育は「親がどんなに経済的に苦しくても、社会的な地位が違って、子どもたちはみんな一緒に義務教育を受ける権利がありますよ」と憲法に書いてありますよね。「等しく教育を受ける権利がある」。そして、「義務教育は無償とする」と。これは子どもたちの自立支援です。同じように、一般社会の中で、ひとり一人の人を知的に自立支援するのが図書館で、よって図書館も「無償とする」と書いてますよね。博物館は「無償とする。だけど、場合によっては有償にしていよ」と書いてます。図書館は絶対無償なんです。だから、図書館というのは義務教育と同じ意味での知的な面でのインフラストラクチャーなのです。その一方の学校を指定管理にしようなんていうところはまずないでしょう？ 学校を指定管理にしましょうとか、学校を全部非常勤にしまいましょうとか、学校はもうボランティアにお任せしましょうというのはないですよ。図書館だけ、今そういう境遇にさらされようとしているんです。やっぱりそこが、最初、私が申し上げた図書館に対するリテラシー、社会のリテラシーが低い。特に政治のリテラシーが低いという背景があるんです。そういう面が今日のとにかく安上がりになってしまうということだけをねらって図書館を指定管理にしようとしている現状というのが、もう浮き彫りになっているものですから、やっぱりやめたほうがいいなというのが、現時点での私の考えです。

合庭：図書館が指定管理者制度にさらされることになるというのは、まったく予測もしなかったことなのですけれども、現実はいよいよ厳しくなっているようです。小林さん、何か、ご発言いただけませんか。

小林：もうすべて今おっしゃっていただいたことと同じことの繰り返しになってしまうと思うのです。ですから、特にあえてということではないんですけれども、私は、それが図書館だけではなくて、ほかの文化施設全てに対して、あまりいい影響を及ぼしているとは思えないということは同じ

意見です。やはり、もともと指定管理者制度が何だったのかということの認識が地方自治体できちんと理解されていないなと思っていて、総務省も経費削減ということは挙げてますけれども、それは総務省の通知かなにかの3番目ぐらいにあるのであって、基本的に質を高めるために指定管理者制度を導入しているはずなんです。私はその部分をきちんと見ていない地方自治体は認識不足だといつも思っています。ただ、図書館を、どういうふうに捉えるのかということもすごく重要な問題があると思っています。それは図書館だけではなく、博物館とか、先ほども申し上げたさまざまな文化施設もそうです。例えば本当に施設を管理するだけだ、あるいは本を購入して、倉庫のようにしまっておけばいいだけだというような認識であるのだとすると、大まかな方針だけ示しておいて、あとは駐車場を管理するようにやっていけばいいのではないかとこのように思ってしまう人たちがいても仕方ないかなという気もするのです。それは先ほど片山先生もおっしゃいましたけれども、図書館のそもそもの役割とか意味というものの共通の認識が、政治家もそうですけれども、政治家も住民が選んでいるわけですから、住民の人たちにもないことが問題だと思うんです。先ほど来、ずっと資料とか情報が簡単に捨てられてしまって、ここにある、目の前にある資料は私たちだけのものではないという認識がないということが一番問題のような気がしています。そういうことを、図書館などを通じて理解してもらおう場にしていくということ、かなり明確にコンセプトなり、ミッションみたいなことに掲げていかないと、倉庫管理と一緒にというふうな形で、駐車場を民間の会社に、いわゆる機械で管理するのと同じ程度にするのと同じレベルに墮してしまうのではないかなという危惧を持っています。

片山：今の小林先生の言われたことを、私から補足しますと、図書館の問題だけじゃなくて、文化施設のほうが、もっとミゼラブル（悲惨）かもしれないんです。というのは、経験上、比率からいうと、文化施設のほうが指定管理に出ている割合が高いと思います。どこにその原因があるかとい

うと、やっぱりどうしても箱もの的にしか認識していないんです。箱ものといいますけど、箱とモノなんです。施設は箱なんですよ。本はモノなんですよ。そういうものを管理するならば、それは単純な話なんですよ。要するに、本だったら、借りに来る人がいて、それに貸してあげて「期日を守ってくださいよ」と言って貸し出し、返してきたら、ちゃんと返納の手続きをする。返ってこなかったら、モノを「返せ」と言って、督促をする、こういうことです。先ほどちょっと言いましたけれども、クリーニング屋さんの窓口とそんなに変わらないんですよ。そういう認識だから、指定管理に出してもいいのではないかという話になるんですけど、実は文化施設なんかと同じような発想なんです。何とか会館、文化ホール、これは単なる箱もので、利用する人に貸し館業務を行う。それだったら、安上がりにしたほうがいい。ところが、本当はその文化施設というのは、単なる箱ものことではなくて、人的、物的施設なんです。そうすると、人も備わっていて、初めて施設としての効用を発揮するわけです。しかも、その人というのは掃除したり、鍵を施錠したりするという人だけではなくて、中核は文化を担っている人であるべきなんです。そういう発想が実はないんです。

ヨーロッパなんかに行くと驚かされるのは、もう随所にオペラハウスなどがありますよね。これはオペラハウスでハウスなのだけど、そのハウスはそこに劇団があったり、演出家があったり、そういう人たちがいて、初めて人的、物的施設としてのオペラハウスがあるわけです。そこを拠点にして、文化活動、芸術活動をやっているわけです。日本にはそういう発想がなくて、とにかく自治体はこぞって文化施設を造りましたが、全部箱ものとして造っている。ただ、そうは言っても、最近、だんだん芽が出てきているんです。そこを拠点にして、その人材を備えて、地域の文化・芸術の活動を繰り返していきこうという動きもあるんです。だけど、ここにきて指定管理者制度がドッと入ってきて、その芽もつぶしてしまっている。そういう傾向が、今あるんです。だから、そのところをよく理解して、文化施設についても、指定管理

者制度との兼ね合いを見なければいけない。例えば文化施設も指定管理に出すのならば、もうそれは競争原理というわけにはいきませんから、そこを拠点にする集団とセットで管理もそこに出すとか、そういうのは一つの工夫だろうと思うんです。今、そういう面で、指定管理者制度というのは、広い分野でかなり懸念すべき状況を呈しているということです。それは小林さんが言われたように、自治体のリテラシーが低いという面が一番です。だけど、この制度を作った総務省も、リテラシーはもっと低い。やっぱり箱ものとしか見ていないし、人間がいることは悪なんです。その人間に必要な人件費は悪なんですから。その証拠に、もういまだに変えないのは箱ものを造ると、財政の整理では投資的経費というんです。投資的経費って響きはいいでしょう？ その中で、職員がいて人件費を払う、これは消費的経費というんです。消費的経費は圧縮しなさい。投資的経費は善だということなんです。それをずーっとやってきたから、今のような土建体質、言いにくいですけど、そういう自治体行政になってしまって、その結果今、借金まみれになってしまっているんです。だから、この指定管理者制度を考える時は単なる管理の在り方だけではなく、自治体行政の本来のミッションというか、本来の在り方を考えるひとつの教材でもあるんです。

合庭：とうとう片山節が炸裂し始めましたが、ちょうど予定した時間も迫ってきましたので、ここで、私から今日の議論の締めくくりをしないといけないかなと思っておりますが、非常に話題も多方面に広がり、議論も多岐にわたるということで、何か締めくくりのうまい言葉が出てきません。今日の午前中の只野さんの講演にもありましたように、原点に帰って、そして変化した時代の情勢に柔軟に対応していくことが大事であり、それも今日、明日といった短い時間的な射程ではなくて、濱野さんも言われたように、長い時間軸でそれを見ていくということが大事だ。言ってみれば当たり前のような言葉になってしまいました。今日、「知的基盤としての図書館」ということで、いろいろな話題をご披露していただき、いろいろな議

論ができました。うまく整理、総括できませんでしたが、この辺でモデレーターとしての役割は終えさせていただきます。パネリストの皆さん、本日はありがとうございました。

閉会挨拶

吉永 元信 (よしなが・もとのぶ)
国立国会図書館 副館長



いまだパネルディスカッションの熱気が冷めやらぬ中でございますが、最後の締めのごあいさつをさせていただきますと思います。

本日は多くの方々が熱心に1日ばかりでご参加くださり、まことにありがとうございます。講師の先生方々には、いろいろな角度からご発言をいただきまして、深く感謝を申し上げます。先ほどから出ておりますように、本年は国立国会図書館開館60周年という年にあたり、これを記念する行事をいくつか計画してまいりました。本日は、その掉尾を飾るものとして、国会の立法活動を支える立法補佐機能と、わが国の国立図書館としての2つの機能を持つ国立国会図書館がこれからどのようにあるべきものなのかというその姿を考える場として、このシンポジウムを持った次第でございます。

今から60年前、国立国会図書館は「国立国会図書館法」によって設立されました。その法案提出の趣旨説明を当時の会議録によってみますと、「文化国家創立のため、知識の泉、立法のブレーン、整理の総元締めをその目的とすること」。これは昭和23年2月4日の衆議院本会議で中村嘉壽図書館運営委員長が発言しているところでございます。あるいは「日本の一刻も早い再建のため、立法のための調査機関としての重要任務を果たすこと」。これは同日の参議院本会議で羽仁五郎図書館運営委員長の発言でございますが、そのような目的がうたわれております。その後の当館のあゆみは国民の皆様ご支持を得て、その趣旨に沿って進んできたものと自負しております。

さて、本日のシンポジウムの第1部では、国民の代表である国会の情報基盤としての当館の果たすべき役割について、只野先生からお話いただ

きましたが、これは当館が、今後、立法補佐機能を拡充していく上で大変有意義なお話となりました。一方、インターネットを中心とした情報化社会の進展に対して、当館が知的基盤としてどのような新たな役割を果たしていくべきなのかということ、この第2部のパネルディスカッションでご討議をいただきました。情報ニーズというのは、今後、ますます多様化していくものと思われるところでございますが、その中であって、国立国会図書館は本日のご議論を踏まえ、当館が国会や国民の皆様から期待されている役割を十分に果たしていけるように努力してまいる所存でございます。

簡単ではございますが、閉会のごあいさつに代えさせていただきます。本日は本当にどうもありがとうございました。

講師略歴（五十音順）

合庭 惇（あいば・あつし）

1943年生。国際日本文化研究センター教授。

専門は情報メディア論、情報社会論。

岩波書店において『思想』編集長等を歴任し、草創期の電子出版に携わった。

関連する著作：

『情報社会変容：ゲーテンベルク銀河系の終焉』産業図書 2003

『印刷博物誌』（共編著）凸版印刷 2001

『デジタル知識社会の構図：電子出版・電子図書館・情報社会』産業図書 1999

『電子出版の未来形』マルチメディア出版研究会 1996

『デジタル羊の夢：マルチメディアとポストモダン』河出書房新社 1994

片山 善博（かたやま・よしひろ）

1951年生。慶應義塾大学教授。前鳥取県知事。

専門は行政学、地方自治制度。旧自治省出身。豊富な行政経験に基づき、知的立国の基盤としての図書館、政治の透明性を確保するための客観的な情報収集の手段としての図書館の効用を説いている。

関連する著作：

「知的立国の基盤としての図書館とその可能性」『言語』37（9）通号446 2008.9 pp.28-33

「道路国家より教育立国を」『文芸春秋』86（7）2008.6 pp.106-114

『市民社会と地方自治』慶應義塾大学出版会 2007

「知の拠点としての図書館—図書館問題研究会第53回全国大会 基調講演」（特集 図書館は何をすることか—地域の自立と図書館のあり方）『みんなの図書館』通号361 2007.5 pp.2-25

「図書館のミッションを考える」（特集：図書館への提言）『情報の科学と技術』57（4）2007 pp.168-173

小林 真理（こばやし・まり）

1963年生。東京大学大学院准教授。専門は文化政策学、文化資源学。

ホール等の「場の創出」としての文化活動と、資料やモノを持つ施設の文化活動との対比や、双方の可能性についての提言や、広く、文化の発展を支える、あるいは阻害する制度・仕組み全般（たとえば、法人化、指定管理者制度、著作権制度、行政評価）に関する研究を行っている。

関連する著作：

『指定管理者制度—文化的公共性を支えるのは誰か』〔編著〕時事通信社 2007

「指定管理者制度で何を変えるのか—文化政策の現場としての文化施設のあり方」（特集 指定管理者制度の現状と課題）『地方議会人』36（4）2005.9 pp.23-26

『文化権の確立に向けて—文化振興法の国際比較と日本の現実—』勁草書房 2004

「文化芸術振興基本法と日本の文化政策（2）欠ける「国民主体」「市民協働」の視点—法成立までの経過とその問題点」『地方行政』（9458）2002.6.17 pp.2-7

只野 雅人 (ただの・まさひと)

1964年生。一橋大学大学院法学研究科教授。専門は憲法、統治機構論。

関連する著作：

『憲法と議会制度』[共著] 法律文化社 2007

『憲法の基本原理から考える』日本評論社 2006

長尾 真 (ながお・まこと)

1936年生 工学博士

京都大学工学部電子工学科卒業

京都大学総長(第23代)、独立行政法人情報通信研究機構理事長を経て、

平成19年4月から国立国会図書館長

濱野 保樹 (はまの・やすき)

1951年生。東京大学大学院教授。

専門はコミュニケーション論、メディア論。デジタルアーカイブ、「ソフトパワー」としてのポップカルチャーにも詳しい。

関連する著作：

『偽りの民主主義—GHQ・映画・歌舞伎の戦後秘史』角川書店 2008

「あの子はなんでも欲しがります—デジタルアーカイヴズ」『季刊大林 アーカイヴズ』(50) 2007 pp.26-35

「コンテンツからみた日本文化と地域ブランディング」『日経研月報』(348) 2007.6 pp.4-10

「日本独自の評価軸をもて！」『資源テクノロジー』58(通号 302) 2006.7 pp.2-10

「「日本の記憶」国会図書館」『毎日新聞』大阪版 2006.6.29(夕)

『極端に短いインターネットの歴史』晶文社 1997

松岡 資明 (まつおか・ただあき)

1950年生。日本経済新聞社編集委員。図書館・公文書館の機能、役割に関する記事を多数執筆。

関連する著作：

「アーカイブズと図書館」(特集:図書館への提言)『情報の科学と技術』57(4) 2007 pp.174-179

「国会図書館 脱皮の時」『日本経済新聞』2006.9.23

付 録

国立国会図書館開館60周年記念シンポジウム予稿集

プログラム	61
開催にあたって「知識はわれらを豊かにする」	62
第1部 講演 「国会の情報基盤—立法補佐機関の役割—」	63
第2部 パネルディスカッション 「知的基盤としての図書館」	64

国立国会図書館 60年のあゆみ

表紙	69
ひと目でわかる 国立国会図書館60年のあゆみ 年表	70
トピックス COLUMN1 蔵書印のヒミツ	72
COLUMN2 国会サービスの60年	73
COLUMN3 行列ができる国会図書館	74
COLUMN4 「ユーゴスラヴィア」の記憶	75

国立国会図書館開館60周年記念シンポジウム 展示資料リスト

77



国立国会図書館開館60周年記念シンポジウム

知識はわれらを豊かにする —国立国会図書館が果たす新しい役割—

日時 平成20年11月19日(水) 10:00～12:00、13:30～16:30

会場 国立国会図書館東京本館 新館講堂(関西館第一研修室と中継)

国立国会図書館は、昭和23年に創設され、同年6月5日に開館し、本年60周年を迎えました。国会の立法活動を支える立法補佐機能、我が国の国立図書館としての機能を持ち、時代のニーズに対応しながら、いろいろなサービスを行ってきました。

この記念シンポジウムでは、情報ニーズの変化とこれからの情報基盤のあり方を、多角的な視点から論じる機会とし、これからの国立国会図書館のあるべき姿を考える場とします。

プログラム

開催にあたって

10:00-10:20 「知識はわれらを豊かにする」
長尾真・国立国会図書館長

第1部

10:25-11:30 講演「国会の情報基盤—立法補佐機関の役割」
只野雅人・一橋大学大学院教授
休憩
質疑応答

12:00-13:30 休憩

第2部

13:30-16:20 パネルディスカッション「知的基盤としての図書館」
モデレーター 合庭惇・国際日本文化研究センター教授
パネリスト 片山善博・慶應義塾大学教授
松岡資明・日本経済新聞社編集委員
濱野保樹・東京大学大学院教授
小林真理・東京大学大学院准教授

休憩

ディスカッション・質疑応答

16:20-16:30 閉会あいさつ 吉永元信・国立国会図書館副館長

開催にあたって

「知識はわれらを豊かにする」

国立国会図書館長

長尾 真 Makoto Nagao



■プロフィール

1936年生 工学博士

京都大学工学部電子工学科卒業

京都大学総長（第23代）、独立行政法人情報通信研究機構理事長を経て、平成19年4月から国立国会図書館長

私は館長に就任するにあたって「知識はわれらを豊かにする」という理念を掲げました。そしてこれを実現していく具体的な目標として次の7つを示しました。

- (1) 国会に対するサービスをより高度なものとし、立法補佐機能をさらに強化します。
- (2) 日本の知的活動の所産を網羅的に収集し、国民の共有資源として保存します。
- (3) 利用者が求める情報への迅速で確かなアクセスまたは案内をできるようにします。
- (4) 利用者がどこにいても、来館者と同様のサービスが受けられるように努めます。
- (5) 社会に多様で魅力的なサービスを提供し、国立国会図書館の認知度を高めます。
- (6) 公共図書館をはじめとする国内の各種図書館とより密接な連携・協力を進めます。
- (7) 海外の図書館との密接な連携を行い、情報の共有・交換に努めます。

国立国会図書館の使命を念頭におき、これらの目標を実現していくために日々努力していくつもりであります。

第1部

講演

「国会の情報基盤—立法補佐機関の役割—」

急速に変化する社会状況に対応して、国会が立法機能を十全に果たすため、国会議員が迅速かつ十分に情報を入手して立法活動を行うことがますます重要となっています。この講演では、国政審議における情報、立法補佐機能をテーマとし、国会における情報の意味、国会に対して情報を提供する役割の重要性などを包括的にとらえます。

講師

只野 雅人 Masahito Tadano



■プロフィール

1964年生。一橋大学大学院法学研究科教授。専門は憲法、統治機構論。

関連する著作：

『憲法と議会制度』[共著] 法律文化社 2007

『憲法の基本原理から考える』日本評論社 2006

■要旨

「真理がわれらを自由にする」。羽仁五郎（1901-1983）が国立国会図書館設立にあたり掲げたこの理念は、国民代表府こそが「国民の生活の現実の見地から、総合的に考え、調査し、立法することができる」（『第2回国会参議院会議録』第11号、昭和23年2月5日 p.122）という、立法機関としての国会への強い期待にも裏打ちされたものであった。しかし現実の国会は、様々な批判にさらされてきた。充実した補佐機構も、十分に生かされてきたとは言いがたい。その背景には、日本特有の問題だけでなく、議会や立法活動一般を取り巻く環境の変化もあるように思われる。両院の対立という新たな状況のなか国会への注目が集まる今日、国会の活動の基礎・端緒をなす「補佐」という視点から、立法という作用の前提条件や可能性について、あらためて考えてみたい。

第2部

パネルディスカッション

「知的基盤としての図書館」

知的基盤としての図書館の公共性、現在及び近未来の情報社会における当館の役割を考えます。モデレーターの問題提起をうけて、パネリストによる発表と、講師によるディスカッションを行います。

モデレーター

合庭 惇 Atsushi Aiba



■プロフィール

1943年生。国際日本文化研究センター教授。

専門は情報メディア論、情報社会論。

岩波書店において『思想』編集長等を歴任し、草創期の電子出版に携わった。

関連する著作：

『情報社会変容：ゲーテンベルク銀河系の終焉』産業図書 2003

『印刷博物誌』（共編著）凸版印刷 2001

『デジタル知識社会の構図：電子出版・電子図書館・情報社会』産業図書 1999

『電子出版の未来形』マルチメディア出版研究会 1996

『デジタル羊の夢：マルチメディアとポストモダン』河出書房新社 1994

■要旨

「図書館は今、第一の円天井時代から、第二の工場組織時代に移っていったのであるが、さらに大いなる第三の課題が眼前にあらわれつつあるのである。それは図書館自身が、それぞれの国の、インフォメーション・センターとして、大いなる国家組織のもとに一つの連絡網として、その組織をもとうとしていることにある。すなわち、総合目録（ユニオンカタログ）をつくることによって、換言すれば、その国の図書館がいかなる本をお互いにもっているかを知ることができるところの共通の目録をもとうとして、全世界の図書館はその活動を開始している」とは、戦後まもない国立国会図書館で副館長として活躍した中井正一（1900-1952）の言葉である（『中井正一評論集』岩波文庫 1995 p. 376）。

中井が語った「円天井」から「工場組織」への移行が近代市民社会の図書館であれば、「機械としての図書館」が20世紀後半の図書館ということになるが、この中井の夢は図書館における検索システムの電子化として既にも実現したばかりか、現在進行中の機械化つま

り電子化はデジタルライブラリーの構築に向かってきた。デジタルライブラリーでは過去に出版された書籍を画像データとして閲覧するだけでなく、ウェブページのようなオープンデジタルのデータの蓄積も試みられており、かつての中井の予想をはるかに上回る事態が進行している。

デジタルライブラリーが提唱され始めた頃には「壁のない図書館」あるいは「館の発想からネットワークの思想へ」という言葉が語られて、「円天井式」という表現に代表されるような伝統的図書館からの脱却が求められていた。果たしてサーバと端末機があれば未来の図書館は実現して、図書館という「館」は不要なのだろうか。

またウェブページのデジタルデータには、これまで図書館がもっぱら収集の対象としていた書籍・雑誌の文字を中心とするデータだけでなく、画像・映像・音声・音楽といったマルチメディア的なデータも含まれている。ここには、伝統的に棲み分けられてきた図書館、美術館、博物館、公文書館など「館」の差別化が改めて問われるような事態が伏在しているといわねばならない。

ところで、国立国会図書館法前文には「国立国会図書館は、真理がわれらを自由にするという確信に立って、憲法の誓約する日本の民主化と世界平和とに寄与することを使命として、ここに設立される」とあり、第二条にはその設置目的として「国立国会図書館は、図書及びその他の図書館資料を蒐集し、国会議員の職務の遂行に資するとともに、行政及び司法の各部門に対し、更に日本国民に対し、この法律に規定する図書館奉仕を提供することを目的とする」と記されている。

中井正一の構想をはるかに超えた時代と環境にあって、図書館という「館」はどうあるべきなのか。

パネリスト

片山 善博 Yoshihiro Katayama



■プロフィール

1951年生。慶應義塾大学教授。前鳥取県知事。

専門は行政学、地方自治制度。旧自治省出身。豊富な行政経験に基づき、知的立国の基盤としての図書館、政治の透明性を確保するための客観的な情報収集の手段としての図書館の効用を説いている。

関連する著作：

「知的立国の基盤としての図書館とその可能性」『言語』37(9) 通号 446 2008. 9 pp. 28-33

「道路国家より教育立国を」『文芸春秋』86(7) 2008. 6 pp. 106-114

『市民社会と地方自治』慶應義塾大学出版会 2007

「知の拠点としての図書館－図書館問題研究会第53回全国大会 基調講演」（特集 図書館は何をすることか－地域の自立と図書館のあり方）『みんなの図書館』通号 361 2007. 5 pp. 2-25

「図書館のミッションを考える」（特集：図書館への提言）『情報の科学と技術』57(4) 2007 pp.168-173

■要旨

図書館の中で重要な役割を果たしているのが、自治体が設置する公共図書館である。ところが、近年各地で公共図書館の予算やスタッフが減らされたり、外部化の対象とされたりする傾向が目立っている。これは、自治体が総じて財政難に陥ったこともあるが、遠因としては、図書館の役割に対する自治体関係者の理解と認識の不足に起因しているものと思われる。この理解と認識の不足を取り除き、図書館が本来の役割を十分に果たすようにするにはどうすればよいか、解決すべき課題などを明らかにしたい。

併せて、自治体が公共図書館以外に設置すべきこととされている議会図書室や学校図書館などについても、その役割、現状と今後の課題などに触れてみたい。

松岡資明 Tadaaki Matsuoka



■プロフィール

1950年生。日本経済新聞社編集委員。図書館・公文書館の機能、役割に関する記事を多数執筆。

関連する著作：

「アーカイブズと図書館」（特集：図書館への提言）『情報の科学と技術』57(4) 2007 pp. 174-179

「国会図書館 脱皮の時」『日本経済新聞』2006. 9. 23

■要旨

省庁の壁を超え、公文書を統一的に管理する法案が次期通常国会に上程される予定である。遅れていた日本の公文書管理が前進すると期待される。が、情報公開に先進的に取り組む国々ではすでに、公文書館が所蔵する資料にとどまらず図書館や博物館などの枠を超えて資料を検索・閲覧できるサービスが始まっている。国立公文書館と国立図書館を統合したカナダのような国もある。紙に記録する時代と違って、記録の電子化が進んできたためである。これらが所蔵する資料は、国として、あるいは社会として未来のために記録・保存すべき知的情報である。日本では残念ながら、まだそうした意識が薄い。国立国会図書館は国立公文書館などと連携して、啓発・主導していく立場にあると思われる。

濱野保樹 Yasuki Hamano



■プロフィール

1951年生。東京大学大学院教授。

専門はコミュニケーション論、メディア論。デジタルアーカイブ、「ソフトパワー」としてのポップカルチャーにも詳しい。

関連する著作：

『偽りの民主主義 -GHQ・映画・歌舞伎の戦後秘史』角川書店 2008

「あの子はなんでも欲しがります - デジタルアーカイヴズ」『季刊大林 アーカイヴズ』(50) 2007 pp.26-35

「コンテンツからみた日本文化と地域ブランディング」『日経研月報』(348) 2007. 6 pp. 4-10

「日本独自の評価軸をもて！」『資源テクノロジー』58 (通号 302) 2006. 7 pp. 2-10

「日本の記憶」国会図書館『毎日新聞』大阪版 2006. 6. 29 (夕)

『極端に短いインターネットの歴史』晶文社 1997

■要旨

1961年に、爆発的に増大する図書資料に対応した図書館のあり方について報告書作成を依頼されたリックライダー (J. C. R. Licklider 1915-1990) は、図書館の電子化とデジタル化を提案する。その後リックライダー自身が支援し、生み出されたインターネットは、その提案の具体化であった。しかし巡り巡ってインターネットは情報共有の方法を変え、情報共有の公的存在としての図書館のあり方そのものまでも変質させてしまった。

インターネットによって文字だけではなく、音声や映像までも簡単に公表でき、また不特定多数の者と共有できるようになり、「いま」の情報で溢れかえる現在においては、長い時間軸を前提にした図書館の存在意義は大きく、その責務は一層大きくなっている。

小林真理 Mari Kobayashi



■プロフィール

1963年生。東京大学大学院准教授。専門は文化政策学、文化資源学。

ホール等の「場の創出」としての文化活動と、資料やモノを持つ施設の文化活動との対比や、双方の可能性についての提言や、広く、文化の発展を支える、あるいは阻害する制度・仕組み全般（たとえば、法人化、指定管理者制度、著作権制度、行政評価）に関する研究を行っている。

関連する著作：

「指定管理者制度で何を変えるのか－文化政策の現場としての文化施設のあり方」（特集 指定管理者制度の現状と課題）『地方議会人』 36(4) 2005. 9 pp. 23-26

『文化権の確立に向けて－文化振興法の国際比較と日本の現実－』勁草書房 2004

「文化芸術振興基本法と日本の文化政策（2）欠ける「国民主体」「市民協働」の視点－法成立までの経過とその問題点」『地方行政』（9458）2002. 6. 17 pp. 2-7

■要旨

日本の文化行政を捉え返したとき、社会教育行政の一環として発展してきた図書館や博物館等、文書や形態資料というモノを有してきた機関と、時間芸術を扱う劇場等の文化施設は、モノが残りにくいという性質の違いもあったのか、分断して政策のありよう展開をしてきたという状況にある。文化は、学習と創造的活動、そして表現のプロセスを通じて行われることを考えれば、政策をもう少し大きな枠組の中で捉え返すという視点があってもいいのではないかと考えている。そのような捉え方をした場合に、図書館の在り方も、資料集積・探索の場以上の可能性がある。



国立国会図書館 60年のあゆみ



ひと目で
わかる

国立国会図書館 60年のあゆみ

前史 帝国図書館時代 など



国立国会図書館には帝国図書館時代からの資料が引き継がれています。
(→COLUMN1)

1948 開館



「真理がわれらを自由にする」という理念のもと、国立国会図書館法が制定され、旧赤坂離宮で開館式が行われました。

1948 調査及び立法考査局、 最初の刊行物を発行

(→COLUMN2)

『納本月報』創刊

1949 『雑誌記事索引』創刊

1961 永田町移転



現在の永田町に移転。1968年に第二期工事が完了し、全館が完成。1980年代に向けて利用者は増加します。
(→COLUMN3)



現在の本館書庫

1971 電子計算機稼働



写真は漢字入力機。1970年に電子計算機室が新設され、翌年から稼働。蔵書目録のデータ入力などに使用しました。

1978 米国の日本占領関係資料の収集開始

米国国立公文書館に職員を派遣し、GHQ/SCAP（連合国最高司令官総司令部）文書をマイクロ化して収集しました。

国立国会図書館

1948

1950

- 1948 尾崎秀実『愛情はふる星のごとく』
- 太宰治『斜陽』

- 1953 テレビ本放送開始

- 1954 伊藤整『女性に関する十二章』

- 1956 石原慎太郎『太陽の季節』

- 1958 五味川純平『人間の条件1～6』
- 東京タワー完成

1960

- 1961 岩田一男『英語に強くなる本』

- 1964 東京オリンピック
- 東海道新幹線開業

- 1965 『日本の歴史1～10』（中央公論社）
- 百科事典ブーム

- 1968 川端康成ノーベル文学賞受賞

1970

- 1970 日本万国博覧会（大阪万博）

- 1971 I・ベンダサン『日本人とユダヤ人』

- 1972 札幌オリンピック、日中国交正常化

- 1973 第一次石油ショック

- 1975 司馬遼太郎『播磨灘物語』
- 有吉佐和子『複合汚染』

ベストセラーとおもな出来事

国立国会図書館は、昭和23年（1948）の開館から60年を迎えました。
 納本制度などにより収集した資料をもとに、立法補佐機関として、また日本で唯一の国立図書館として歩んできた60年をベストセラーや当時の出来事とともにふりかえってみましょう。

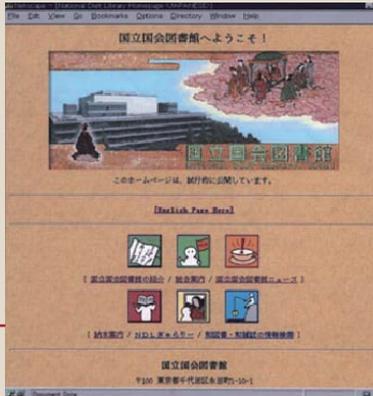
1981 『日本全国書誌 週刊版』 刊行開始

1986 新館完成



現在の新館書庫は地下8階まであり、1階を天窓とする光庭があります。

1996 ホームページ公開



1997年には和図書オンライン閲覧目録(OPAC)を提供開始。

2000 国際子ども図書館開館



2001 国会会議録のインターネットによる全面提供の開始

2002 関西館開館



2002 ホームページ改訂



NDL-OPAC、アジア言語OPAC、近代デジタルライブラリー、雑誌記事索引などが利用可能になりました。

1980

- 1981 黒柳徹子『窓ぎわのトットちゃん』
- 田中康夫『なんとなく、クリスタル』

- 1985 国際科学技術博覧会（つくば万博）

- 1987 俵万智『サラダ記念日』

- 1988 村上春樹『ノルウェイの森』

- 1989 ベルリンの壁崩壊

1990

- 1991 ソ連崩壊
- ユーゴスラヴィア解体（→ COLUMN4）

- 1993 R・J・ウォラー『マディソン郡の橋』

- 1994 大江健三郎ノーベル文学賞受賞

- 1998 長野オリンピック

- 1999 乙武洋匡『五体不満足』

2000

- 2002 ユーロ貨幣流通開始
- 日韓ワールドカップ

- 2003 養老孟司『バカの壁』

- 2007 坂東眞理子『女性の品格』
- 田村裕『ホームレス中学生』

2008

『出版データブック』（出版ニュース社 2002）、
 『出版指標年報』（全国出版協会出版科学研究所）参照。

COLUMN 1

蔵書印のヒミツ

～ 蔵書に歴史あり～

国立国会図書館の蔵書には、この60年間に出版されたものだけではなく、開館以前の国立図書館時代、帝国図書館時代などの蔵書を引き継ぐものが存在します。また、旧藩校の蔵書や個人の寄贈などもあり、さまざまな経路で現在の国立国会図書館の蔵書が構成されているのです。

一冊一冊の本が、どのようにして国会図書館の蔵書となったかを知るには、蔵書印をみるのがよいでしょう。

夏目漱石の『吾輩ハ猫デアル』の初版（明治38年（1905）刊）をみてみましょう。

中村不折、橋口五葉の挿絵・装丁で有名なこの本は、題字の上に、「帝国図書館蔵」の赤い印が押されており、戦前の帝国図書館の蔵書であったことがわかります。

さらに、蔵書印の下には「明治39・3・29 内交」の青い印があります。「内交」とは、内務省交付本のこと。帝国図書館の時代は内務省を通して資料を受け入れていたので、帝国図書館時代の蔵書には、多くにこの「内交」印が押されています。なお、帝国図書館が購入した本には「購求」の印が押されています。

ウェブサイト「近代デジタルライブラリー」では明治・大正時代の蔵書の画像を、「貴重書画像データベース」では江戸時代以前を中心とする貴重書の画像を公開しています。また電子展示会「蔵書印の世界」もあります。さまざまな蔵書印をお楽しみください。



60年の歴史の中であんなことやこんなことなど、いろいろな出来事がありました。その中からピックアップ。

COLUMN 2

国会サービスの60年

～戦後日本の歩んだ道～

戦後、日本国憲法のもと、新しい国会を情報面で支える立法補佐機関として、国立国会図書館が設置されました。立法補佐機能の中心的な役割を担うのは、調査及び立法考査局（以下「調査局」）です。

1948年の開館時点での調査局の職員は48人。最初にまとめられた刊行物『社会保障への道程』（1948.8.15）、『各国の社会保障制度』（同年9.1）では、社会保障とは何かを解説しています。

調査局の刊行物にみえる言葉を拾ってみると、戦後の世界と日本の歩んできた道のりが明らかとなります。欧米の財政や選挙制度、公害問題、沖縄復帰、ソ連、西ドイツ、…近年では地球温暖化、少子高齢化対策など。

60年経った現在の調査局の職員は184人。継続して刊行している『レファレンス』（1951～）、『外国の立法』（1962～）のほか、テーマごとの報告書なども刊行し、ホームページで公開しています。国会議員や国会関係者からの調査依頼に対する回答件数は1978年には約7,000件でしたが、現在は約45,000件に及んでいます。

また、国会会議録がホームページから検索できるようになるなど、情報の電子的提供サービスも向上しました。今後も立法府のブレインとして、国政課題の分析などに取り組んでいきます。



最初の調査局刊行物



現在の調査局刊行物



国会会議録検索システム

COLUMN 3

行列ができる国会図書館

～ 赤坂離宮から永田町へ～

開館当初、国立国会図書館は旧赤坂離宮（今の迎賓館）の仮庁舎にありました。定期刊行物閲覧室など複数の閲覧室がありましたが、100席の席数があった「花鳥の間」と呼ばれる一般閲覧室が一番大きなものでした。

開館時の蔵書数は図書23万冊、雑誌432種。開館1年目には、1日平均で352人が来館しました。年々入館希望者は増加し、混雑時には入館できない人がかなりいたようです。

1961年、永田町庁舎に移転しました。移転後も、閲覧者は増え続け、1960年代には年間15万人だったのが、1980年代前半には年間50万人に達しました。

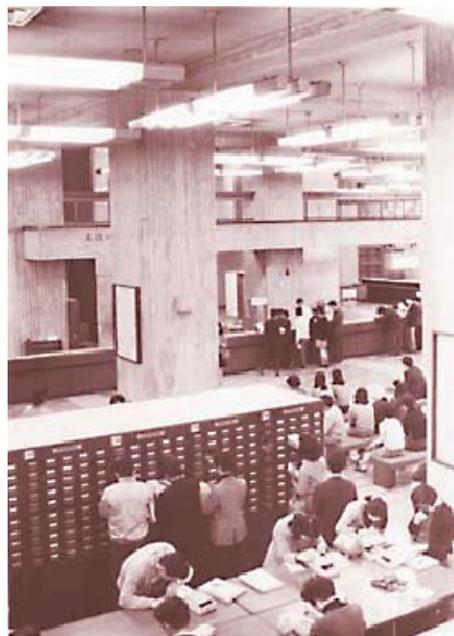
今日では、東京本館のほか、国際子ども図書館、関西館があります。またインターネットでの蔵書検索や遠隔複写サービス、電子図書館サービスなど、来館しなくても利用できるサービスが進み、ホームページアクセス件数は1日平均約9万件です。東京本館の年間利用者は年間約43万人と、1980年代のピーク時よりは減少していますが、ネットの向こうに多くの利用者がいるのです。



1981年 入館の順番待ち



花鳥の間



1963年の本館目録ホール

60年の歴史の中であんなことやこんなことなど、いろいろな出来事がありました。その中からピックアップ。

COLUMN 4

「ユーゴスラヴィア」の記憶

～ 世界各国の資料をみる ～

一冊の本にいろいろな言語が載っています。

辞書や語学学習書ではありません。

地下5階の書庫にあるこの本は何でしょう？

正解は「ユーゴスラヴィア」というかつて存在した国の連邦議会の会議録です（写真1）。

会議録は、セルビア語、スロヴェニア語、マケドニア語など当時の公用語で書かれています。発言者によって言語が異なっていますが、そのまま記録されているので、右側と左側で文字さえも違うのです。

この会議録は1990年のものです。翌1991年には、クロアチアとスロヴェニアが独立して、ユーゴスラヴィアは解体してしまいます。

ユーゴスラヴィアが多くの民族で構成された国家であったことの証拠をこの会議録にみることができるのです。

ほかにも同じユーゴスラヴィアの法令集（写真2）や、ドイツ民主共和国（1949年から1990年まで存在した旧東ドイツ）の法令集（写真3）などもあります。

国立国会図書館は、外国の資料も多く収集しています。そのなかには、開館からこれまでの60年間になくなってしまった国々、新しく誕生した国々の資料も含まれています。

（写真1） *Stenografske biljeske* Socijalistička Federativna Republika Jugoslavija, Skupstina SFRJ, Savezno vijeće.

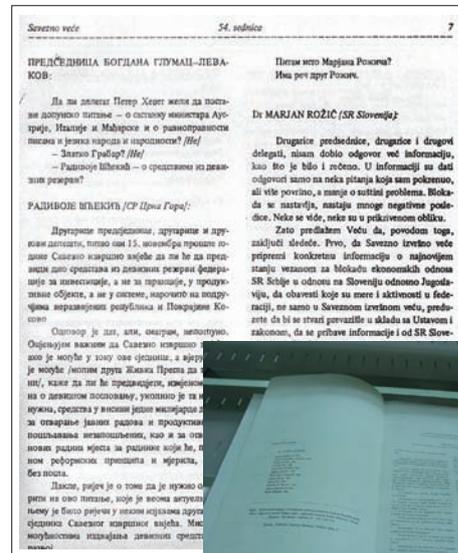
<請求記号：BY2-6-1>

（写真2） *Sluzbeni list Federativne Narodne Republike Jugoslavije*

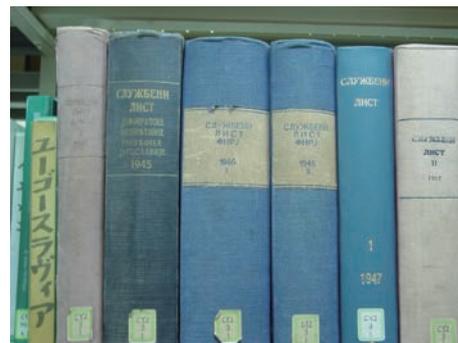
<請求記号：CY2-3-1>

（写真3） *Karteibuch der Gesetze der Deutschen Demokratischen Republik*

<請求記号：CG5-3-1>



（写真1）



（写真2）



（写真3）



国立国会図書館

東京本館 〒100-8924 東京都千代田区永田町 1-10-1 TEL 03-3581-2331

関西館 〒619-0287 京都府相楽郡精華町精華台 8-1-3 TEL 0774-98-1200

国際子ども図書館 〒110-0007 東京都台東区上野公園 12-49 TEL 03-3827-2053

ホームページ(東京本館・関西館) <http://www.ndl.go.jp/> (国際子ども図書館) <http://www.kodomo.go.jp/>

国立国会図書館開館 60 周年記念シンポジウム

展示資料リスト



1948年の国立国会図書館設立に関わった人々の貴重な資料と、約3,500万点の蔵書のなかから、装丁に工夫が凝らされたものや、豆本など珍しい資料をご紹介します。

平成20年11月19日(水)
国立国会図書館 東京本館新館講堂

第 1 部 国立国会図書館の誕生

1948 年（昭和 23）の国立国会図書館創設に関わった人々のなかから、羽仁五郎・金森徳次郎・中井正一・ヴァーナー・W・クラブに関する資料を展示します。

* 資料の一部は、藤沢市湘南大庭市民図書館羽仁五郎文庫及び中井正一氏の長女である岡田由紀子氏からお借りしました。

< >内は国立国会図書館請求記号

1. 羽仁五郎戦後著作集. 1 現代史出版会 1982 年 <US21-120>
2. 羽仁五郎直筆原稿「国立国会図書館の創立」 1 通 藤沢市湘南大庭市民図書館所蔵
『図書館雑誌』59(8) 1965.8 に掲載されたものの原稿。
3. 羽仁五郎あて 中井正一氏履歴書 1 通 藤沢市湘南大庭市民図書館所蔵
参議院図書館運営委員長であった羽仁は、国立国会図書館の館長候補に中井正一を推していた。
4. 中井正一氏旧蔵 手帳 1 冊（1952 年） 岡田由紀子氏蔵
入院の際に携帯していたもの。日常のことが書き留められている。
5. 中井正一氏旧蔵 大学ノート B5 判 1 冊 岡田由紀子氏蔵
「委員会の論理」など、著作の着想メモが記されている。
6. 金森徳次郎直筆原稿「新憲法 1 年の回顧」 1 通 <憲政資料室収集文書 1196-17>
7. 読書と人生 金森徳次郎著 河出書房 1955 年 <049.1-Ka361d>
「読書」や「本」に関するエッセイを集めたもの。
8. 国会論 金森徳次郎著 文寿堂出版部 1947 年 <314-Ka361k>
9. *Life Time Inc.* 1945.9.10 <Z55-A178>
ヴァネヴァー・ブッシュ（Vannevar Bush 1890-1974）が執筆した“*As We May Think*”と題したこの論文は、*Atlantic Monthly* に 1945 年 7 月に発表したものに図を加えて掲載された。ここに示された「memex」と呼ばれる装置は、図書館と電気で接続されて、その図書館の本やフィルムを表示し、自動的に相互参照をたどって他の本やフィルムを表示するというもの。後にハイパーテキストとよばれるアイデアを生み出させるもととなった。
ヴァネヴァー・ブッシュはマサチューセッツ工科大学教授を歴任。1950 年に米国科学財団を設立。
10. *Libraries of the future* J.C.R.Licklider. M.I.T. Press [1965] <010.78-L7111>
クラブコレクション
リックライダー（1915-1990）は米国の情報学者。現代のコンピュータネットワークについてのコン

セプトを作り上げた。1961年に、米国図書館振興財団から依頼され、爆発的に増大する図書資料に対応した図書館のあり方について調査した。その内容をまとめたものが本書。見返しに、当時図書館振興財団会長であったクラブにあてた献辞がある。

クラブコレクションは、ヴァーナー・W・クラブ旧蔵本。国立国会図書館創設時の助言を行ったクラブから寄贈をうけた旧蔵の書誌学、目録法、分類法、著作権法、資料保存等、図書館業務に関する図書と小冊子 553 点。

1 1. *Libraries of the future* J.C.R.Licklider. M.I.T. Press [1965] <010.78-L7111>

1 2. *Report of United States Library Mission to Advise on the Establishment of the National Diet Library of Japan* GHQ/SCAP Records, Civil Information and Education Section = 連合国最高司令官総司令部民間情報教育局文書

<CIE(B) 02627-02628>

米国議会図書館副館長ヴァーナー・W・クラブとアメリカ図書館協会東洋部委員長チャールズ・H・ブラウンの2名からなる米国図書館使節が国立国会図書館法制定後の1948年2月8日付で、その成果を連合国最高司令官あて報告した文書。当初構想された組織図が付されている。

第2部 国立国会図書館の蔵書から ～豪華装丁本を中心に

60周年を華やかに祝うべく、国立国会図書館の蔵書のなかから、豪華な装丁の資料や、珍しい資料を紹介します。

1 3. *The plays of Shakespeare, in nine volumes.* William Pickering 1825 9 v
<VF5-Y4217> *原コレクション

1 4. *Homeri Ilias et Odyssea.* G. Pickering 1831 2 v
<VF5-Y4214> *原コレクション

1 5. 山椒大夫 森鷗外〔著〕創作豆本工房 1982
特装本<Y99-560> 普通版<Y99-560>

1 6. 蜘蛛の糸 芥川龍之介著 創作豆本工房 1982
特装本<Y99-600> 普通版<Y99-601>

1 7. 夢十夜 夏目漱石著 創作豆本工房 1987
特装本<Y99-846> 普通版<Y99-847>

1 8. モーゼの創世記. 第1章 凸版印刷 1965 <Y99-29>

縦横 3.5mm の極小本で、出版当時には世界最小であった。文字の大きさは 0.12mm、太さは髪の毛

の約5分の1である。同時期にトッパン・マイクロブック・シリーズとして、小倉百人一首なども刊行されている。

19. *Endymion: a poetic romance* John Keats. Printed for Taylor and Hessey 1818
<KS162-A37>

経済学者で書物コレクターの高橋精之氏（1933-91）から寄贈された洋書の中には、稀覯本が多く含まれている。本書はキーツの長詩『エンディミオン』の初版本。

20. *Lamia, Isabella, the eve of St. Agnes, and other poems* John Keats.
Printed for Taylor and Hessey 1820 <KS162-A39>

キーツの第三詩集『レイミア、イザベラ、聖アグネス祭前夜その他の詩集』初版本。高橋精之氏旧蔵本。

21. *The Holy Bible, containing the Old and New Testaments*
Printed at the University Press by J. Collingwood 1841 <HP13-A15>

小口に美しい装飾がある新約聖書。浮き彫りの上にマーブリングと金箔をほどこし、透かし彫りの金具を取りつけてある。高橋精之氏旧蔵本。

22. *Nana* Emile Zola. G. Charpentier 1880 <KR178-A4>

エミール・ゾラの小説『ナナ』初版本、ゾラの自筆署名が入っている。高橋精之氏旧蔵本。

23. 忘却の川：詩画集 前田静秋詩 宮下登喜雄画 ギャラリー吾八 1964
<911.56-M127b>

国立国会図書館所蔵の豪華装丁本のひとつ。全頁銅版挿画入、総革装の限定版で、表紙にカメオ、裏表紙にオパールが埋め込まれている。箱の内側には、出版にかかった費用の明細が貼られている。

24. 書齋の岳人 小島烏水著 書物展望社 昭和9 <新別し-4>

「書痴」と自称した斎藤昌三が、自ら経営する書物展望社で手がけた特殊装丁本のひとつ。モザイク状に貼り込まれているのは蓑虫の蓑。1冊につき、約30匹分が使われている。

25. 西園寺公望 木村毅著 書物展望社 昭和8 <643-5>

書物展望社による特殊装丁本のひとつ。竹を好み、「竹軒」と号した西園寺公望にちなんで、竹づくしの装丁がほどこされている。表紙には竹皮が、背には割竹が使われている。

26. [明治文芸家原稿料請取書] <301-19>

大正初期に初山書店（俳書堂）が受け取った、作家からの印税および原稿料の領収書。高浜虚子、内藤鳴雪、永井荷風、森鷗外、泉鏡花からの領収書のほか、島崎藤村との間に交わされた出版契約書も収められている。

60th NATIONAL
DIET LIBRARY